

# 公共施設の再構築・区有財産の活用 案

(素案の修正)

平成15年10月

豊島区行財政改革推進本部

# 目 次

はじめに

第1章 公共施設の整備	1
投資的経費と施設の改修	1
1 土地・建物面積の推移	1
2 投資的経費の推移	3
3 老朽化が進む施設	4
4 工事経費の推移	6
5 今後の改修経費の想定	7
施設の耐震性と耐震補強	8
1 耐震改修促進法の対象建築物と耐震補強対策実施施設	8
2 耐震対策未実施の施設	9
3 当面の耐震補強対策	11
施設整備4か年計画(平成13～16年度)の進捗状況	12
第2章 公共施設の再構築	15
再構築の背景と視点	15
1 再構築の背景	15
2 再構築の視点	16
3 再構築により生み出された施設・用地の取り扱い	16
施設分野別 現状・課題・方向	17
1 再編施設(高齢者福祉センター・ことぶきの家、児童館、区民集会室、社会教育会館) (仮称)地域区民ひろば	17
2 既存施設	31
(1) 保健福祉施設	31
保健所、健康相談所	31
保健福祉センター	32
高齢者福祉センター、ことぶきの家	33
知的障害者通所施設	34
特別養護老人ホーム	36
ケアハウス	37
(2) 子ども家庭施設	38
児童館・学童クラブ	38
保育所	40
子ども家庭支援センター	41

(3)	教育関連施設	4 2
	社会教育会館・青年館	4 2
	体育館・体育場	4 4
	図書館	4 6
	郷土資料館	4 8
	青少年センター	4 9
	幼稚園	5 0
	小学校	5 1
	竹岡健康学園	5 3
	中学校	5 4
(4)	公園	5 5
(5)	自転車駐車場・保管所	5 6
	自転車駐車場	5 6
	自転車保管所	5 7
(6)	その他施設	5 8
	区民事務所	5 8
	庁舎	5 9
	公会堂	6 0
	男女平等推進センター（エポック10）	6 0
	集会施設	6 1
	葬祭施設	6 4
	区民保養所	6 4
	住宅	6 5
3	新規施設	6 7
(1)	保健福祉施設	6 7
	痴呆性高齢者グループホーム	6 7
	介護療養型医療施設	6 8
	介護老人保健施設	6 8
	知的障害者入所更生施設	6 9
	精神障害者社会復帰施設	7 0
	身体障害者入所療護施設・身体障害者デイサービスセンター	7 2
(2)	子ども家庭施設	7 3
	母子生活支援施設（母子寮）	7 3
	全児童クラブ	7 3
	子育てひろば	7 4
	（仮称）十代倶楽部	7 5
(3)	芸術文化施設	7 6
	芸術文化資料館	7 6
	交流施設（ホール）	7 7
	文化芸術創造センター	7 7

(4) その他施設	7 8
パートナーシップセンター	7 8
起業支援施設	7 9
第3章 公共施設の管理運営	8 0
公共施設の管理運営の現状と課題	8 0
1 管理運営の現状	8 0
2 管理運営のコスト(現状)	8 1
公の施設と指定管理者制度	8 2
1 制度の概要	8 2
2 制度の活用	8 2
第4章 区有財産の活用	8 3
活用の基本的考え方	8 3
1 活用の基本方針	8 3
2 暫定活用の方針	8 3
3 施設再構築との関連	8 4
4 活用の時期	8 4
学校跡地等の現状及び活用案	8 5
1 学校跡地の活用	8 5
(1) 既に閉校になっている学校	8 5
平和小学校	8 5
西部保健福祉センター	8 6
長崎健康相談所	8 7
千早社会教育会館	8 8
目白図書館	8 9
千早図書館	8 9
雑司谷小学校	9 0
南池袋保育園	9 1
朝日中学校	9 2
西巣鴨体育場	9 4
巣鴨体育館	9 4
日出小学校	9 5
千川小学校[校舎敷地]	9 7
千川小学校体育館[飛地]	9 8
高松第一保育園	9 9
千川二丁目児童遊園	1 0 0
時習小学校	1 0 0
(2) 今後閉校が予定されている学校	1 0 2
旧高田小学校[南池袋小学校校舎]	1 0 2

	雑司が谷中央児童遊園	103
	雑司が谷二丁目四ツ家児童遊園	104
	真和中学校	104
	目白五丁目児童遊園	106
	大明小学校	106
	青年館	108
	第十中学校	109
	長崎中学校	110
	豊島体育館	111
	豊島プール	112
2	区民ひろばへの再編に伴う廃止施設の活用	114
	南池袋第二区民集会室（旧第四出張所）	114
	南長崎第四区民集会室（旧第七出張所）	114
	長崎第一区民集会室（旧第八出張所）	115
	要町第三区民集会室（旧第九出張所）	116
	南池袋第一区民集会室	116
	巣鴨第二児童館	117
	東池袋第一区民集会室	118
	東池袋第四区民集会室	118
	目白第一区民集会室	119
	要町第一区民集会室	120
	雑司が谷児童館	120
	池袋第一児童館	121
	要町第一児童館	122
	長崎第一児童館	123
	池袋ことぶきの家	123
3	その他跡地等の活用	125
	男女平等推進センター（エポック10）	125
	旧池袋第四保育園	125
	青年館建設予定地	126
	中央図書館	127
	旧第十一出張所（池袋本町第三区民集会室）	127
4	用地の取得	129
	癌研究会附属病院用地	129
	清掃事業所用地	129

## はじめに

本区における公共施設の再構築につきましては、平成 12 年度以降「新生としま改革プラン」の主要な柱として取り組んでまいりました。

平成 13 年 10 月には、行財政改革推進本部（本部長・高野之夫区長）が「公共施設の再構築・区有財産の活用 素案」としてとりまとめ、区議会をはじめ区民の皆様にご説明するとともに、広くご意見をいただいております。

この間、新たな区基本構想が議決（平成 15 年 3 月）されるとともに、基本構想審議会（会長・森田朗東京大学教授）の「区民ワークショップの提案」（平成 15 年 3 月）、区民と行政とのパートナーシップ会議（座長・三本松政之立教大学教授）の「よりよい地域づくりへの提言」（平成 14 年 12 月）、介護保険事業推進会議（会長・大橋謙策日本社会事業大学教授）の答申に基づく「高齢者支援としまプラン 21・第 2 期」の策定（平成 15 年 3 月）など区民参画による様々な提案や計画などが相次いで打ち出されました。

また、基本構想審議会による平成 17 年度を初年度とする区の新基本計画の検討にあわせ、福祉、教育、まちづくりなどの各分野でも個別補完計画の策定へ向けた検討が並行して行われております。

さらに、平成 15 年 9 月には改正地方自治法が施行され、公の施設の管理運営について広く民間法人へも参入の道が開かれました。

これら議会及び区民からの意見や提案、内外の規制緩和の動向等を素案に反映させるため、庁内の公共施設の再構築推進検討委員会（委員長・政策経営部長）及び区有財産活用推進会議（委員長・政策経営部長）では、行財政改革推進本部の下命を受け、素案の修正・見直しを行ってまいりました。

今回の「案」は、庁内の両検討機関からの報告に基づき行財政改革推進本部が取りまとめたものでありまして、改めて区議会及び区民の皆様からご意見をいただくものであります。

今後は、いただいたご意見を踏まえながら、現在策定中の新基本計画の中に位置付けをしてまいりたいと考えております。

行財政改革推進本部長

高 野 之 夫

# 第1章 公共施設の整備

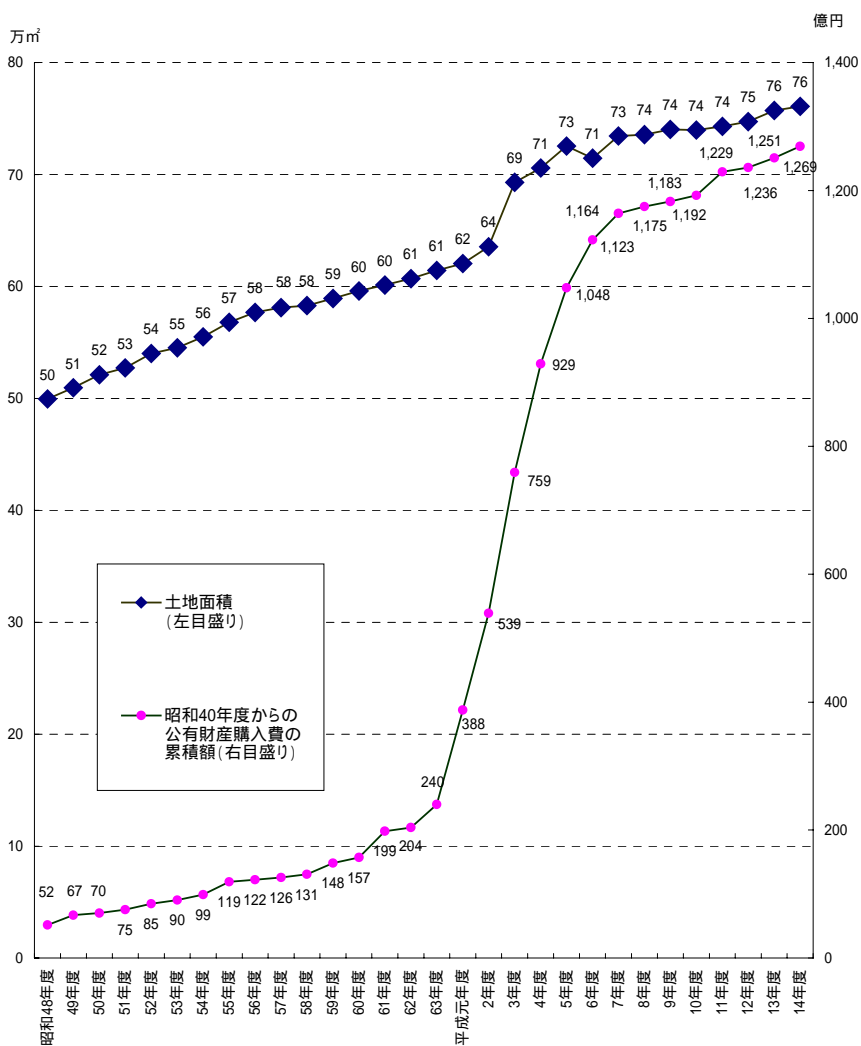
## 投資的経費と施設の改修

### 1 土地・建物面積の推移

平成14年度末現在、豊島区は76万㎡の土地を有している。これに区道面積158万㎡あまりを含めると234万㎡となり、豊島区面積の18%にあたる規模の土地を保有・管理していることになる。

昭和43年からおよそ30年間で1,220億円の土地取得費を投じ、26万㎡の土地を購入している。昭和48年から63年までの16年間では11万㎡の取得に188億円を投じており、100㎡あたりの単価は、1,640万円であった。

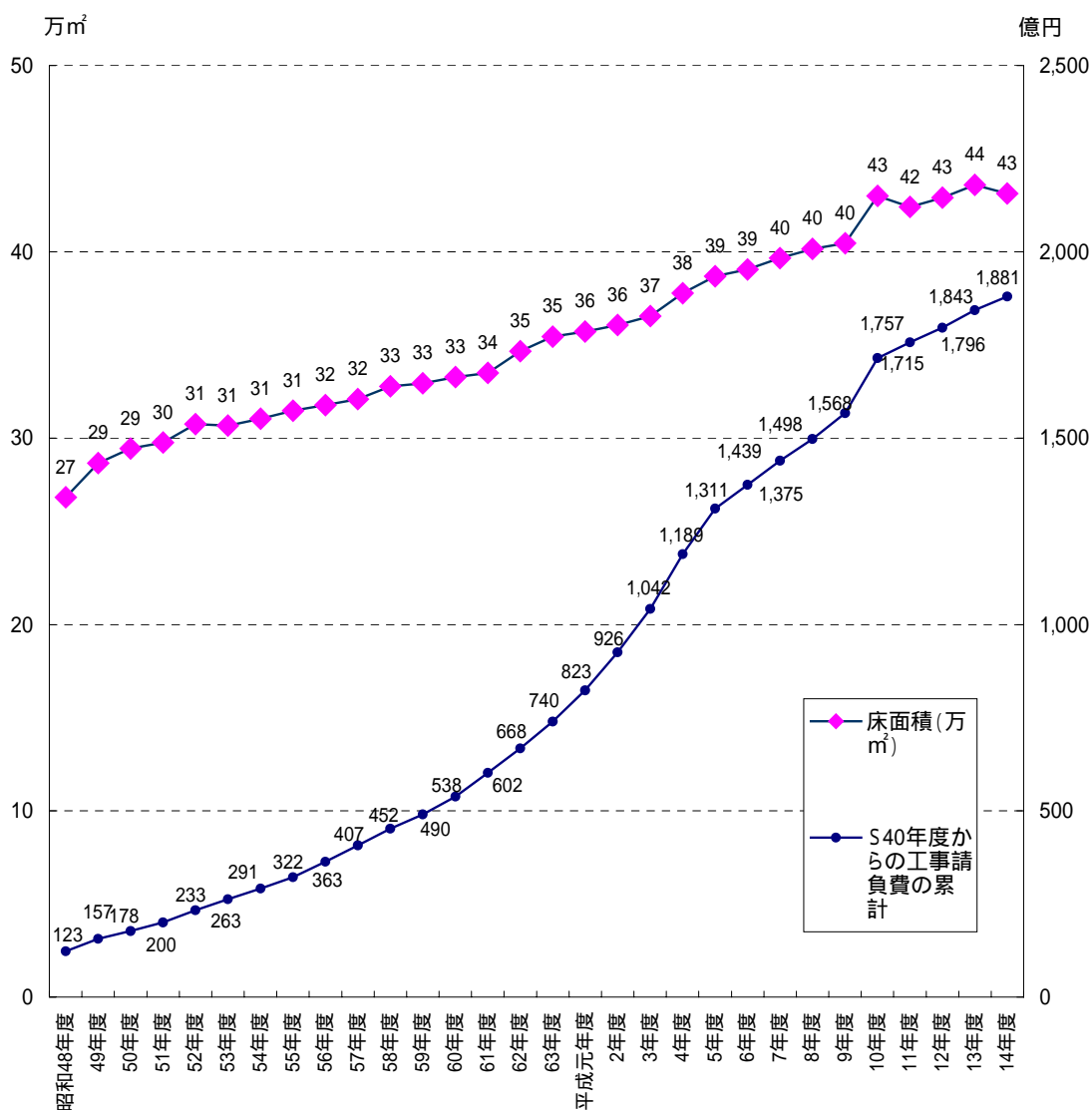
土地面積と公有財産購入費の推移



土地価格が高騰した平成元年度から7年度の7年間では11万㎡、920億円を投資し、100㎡あたり単価は7,700万円であり、その後の8年から14年度までは、3万㎡取得し、投資額105億円、100㎡あたり単価は3,950万円となっている。

平成14年度末現在、豊島区は延べ床面積42.6万㎡の建物を有している。およそ30年間で、1,760億円の工事費を投じ、16万㎡分の延べ床面積の増加があった。床面積100㎡あたりの工事費は約1億となる。

### 建物床面積と工事請負費の推移





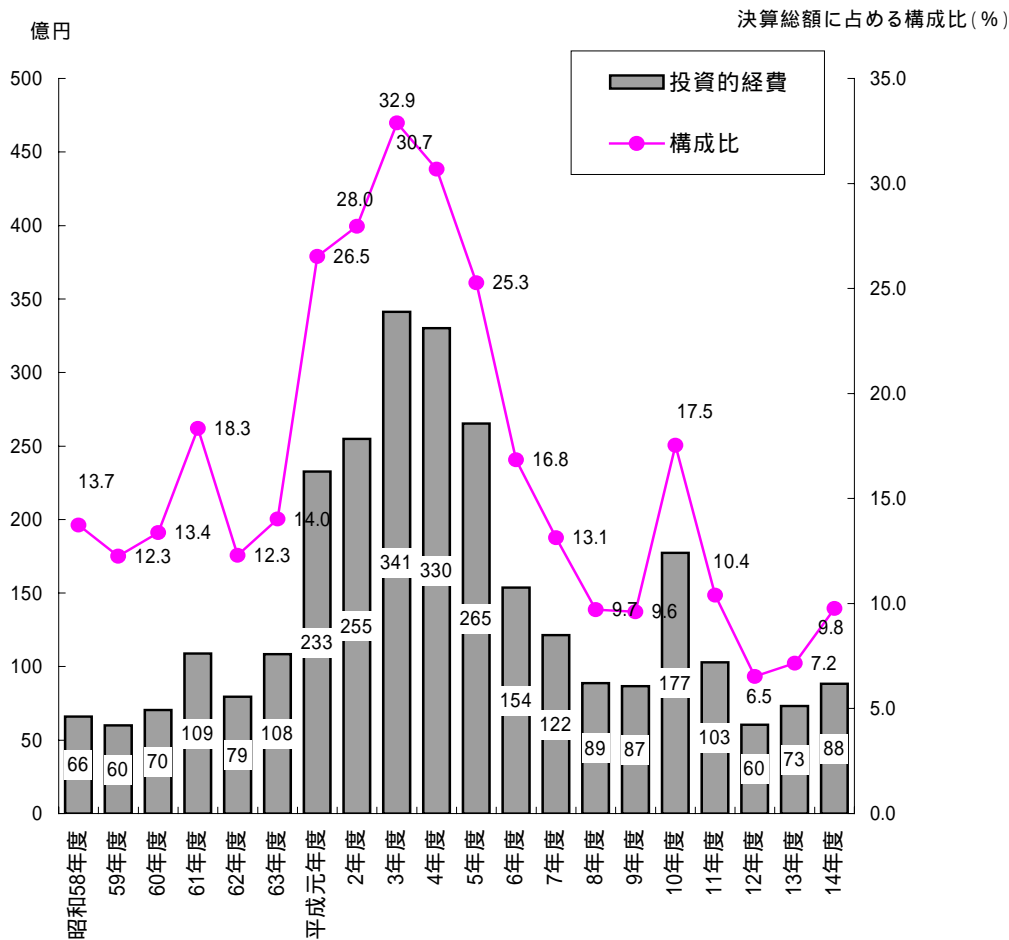
## 2 投資的経費の推移

福祉施設、教育施設や道路などの施設整備のために支出された投資的経費の昭和58年度から平成14年度までの20年間に投入した投資的経費総額は2,870億円である。この間の決算総額は1兆7,000億円であり、投資的経費はその17%を占めている。

投資的経費は平成元年度から急増し、5年度までの5年間は、毎年200億円を超える額となっている。この5年間に於ける投資的経費の合計額(1,424億円)は、20年間の総額の50%を占める規模となっている。また、各年度の歳出総額に占める割合も、3・4年度のピーク時には、3割を超えている。

12年度には、バブル景気以前の状態に戻ったが、13・14年度は2年連続の増となり、12年度から抑えてきた決算総額に占める構成比も14年度には10%近くにまで達した。

### 投資的経費の推移



### 3 老朽化が進む施設

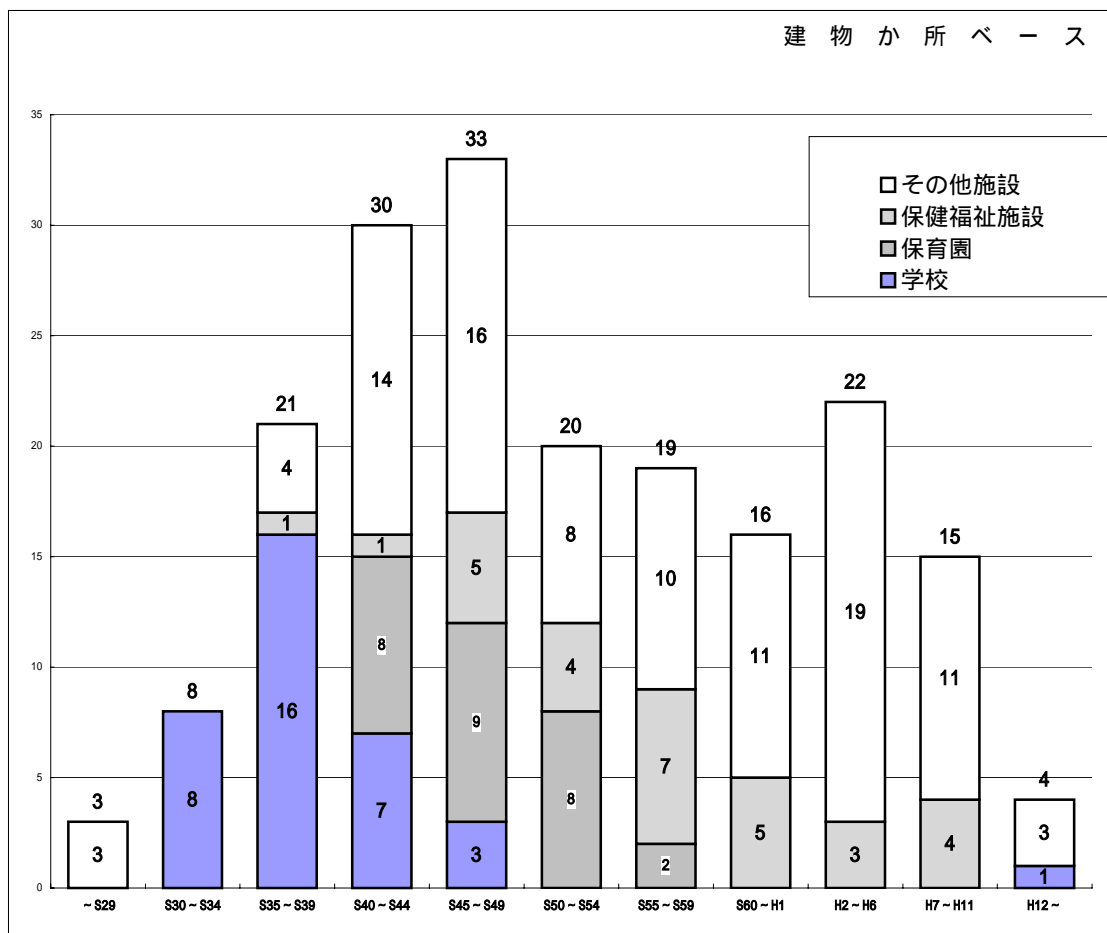
区所有の建物 191 か所、42.6 万㎡（床面積）のうち、小・中学校数は 35 か所、18.9 万㎡であり、全体に占める割合は施設数で 18%、面積で 45%となっている。

なお、施設数は、平成 15 年 3 月 31 日現在のか所数であり、学校については 1 校を 1 か所とし、複合施設は、当該施設全体で 1 か所としている。

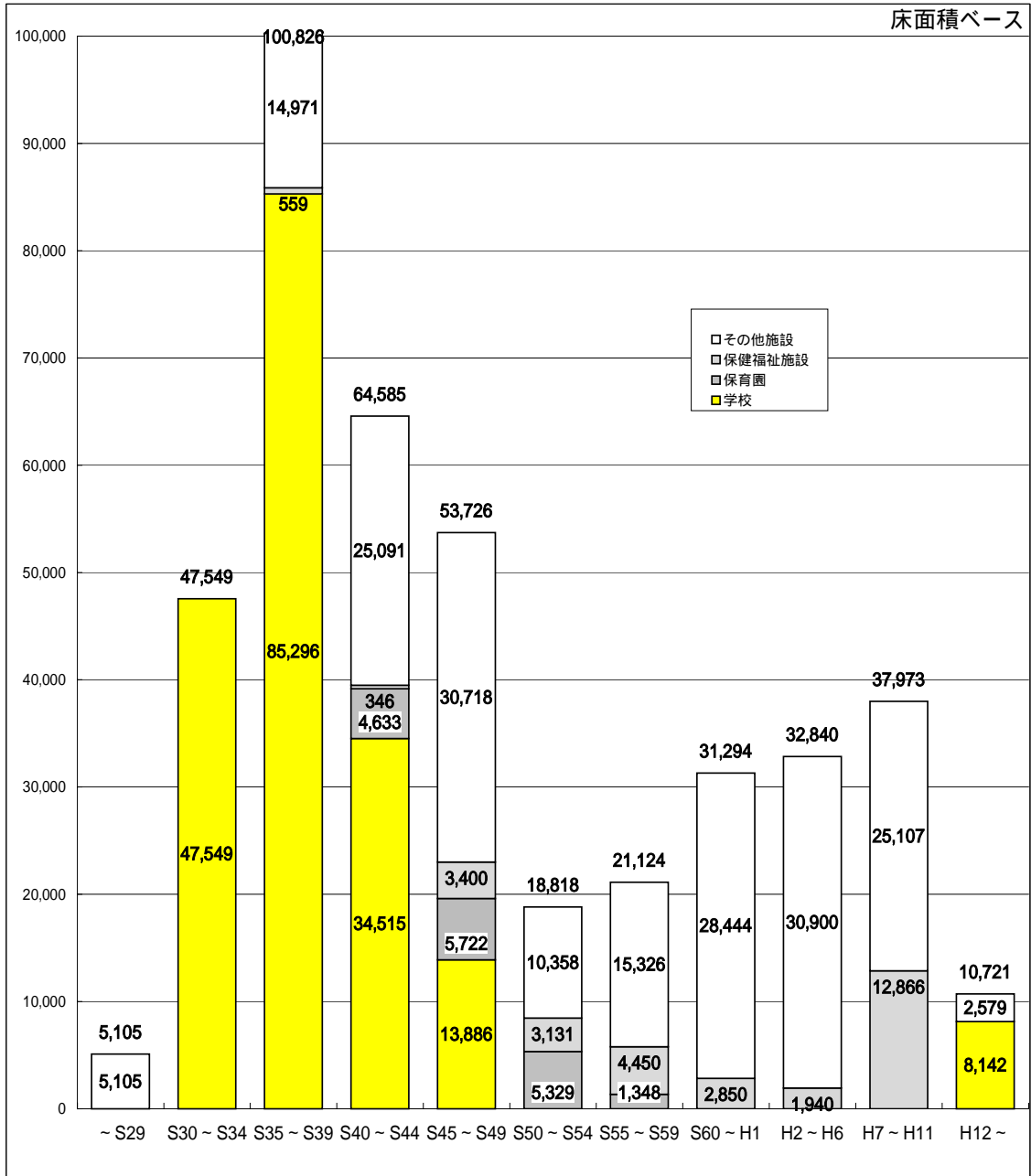
平成 16 年度までに 32 か所、面積で 15.3 万㎡の施設が建築後 40 年(昭和 39 年以前竣工)を迎えることになる。特に小・中学校は、1 校を除き、昭和 30 年代から 40 年代の建築であり老朽化が進んでいる。そのため、学校統合に伴う新築や耐震補強工事を順次行っている。保育園では昭和 40 年代の開設園が 17 園あり、建築後 40 年を迎えるものが増えてきている。

また、福祉施設（ことぶきの家、児童館等）や社会教育・文化施設の建設が昭和 40 年代後半から本格化した。

区有施設の年次竣工状況



### 区有施設の年次竣工状況

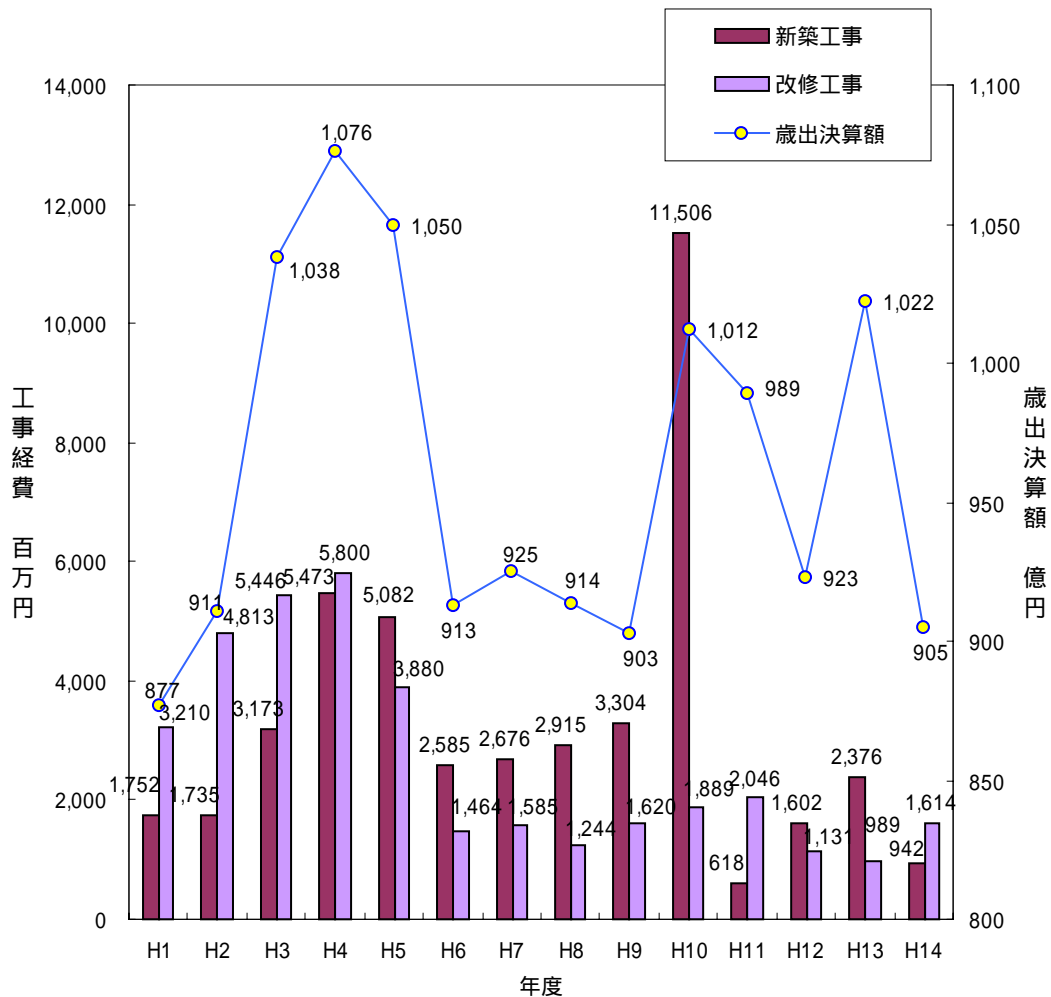


## 4 工事経費の推移

施設の工事経費については、平成元年度から14年度までの14年間で、総額が825億円となっている。内訳は、新築工事経費が458億円、改修工事経費が367億円である。

6年度以降、財政的な理由から工事経費が大きく削減されている。特に改修工事経費の削減が著しい。ただし、平成10年度においては、一般会計歳出決算額の11%に相当する115億円が新築工事費として支出されている。これは「健康プラザとしま」、「池袋保健所」、そして「菊かおる園」の3施設が同一年度に竣工したことによっている。

新築・改修工事経費の推移



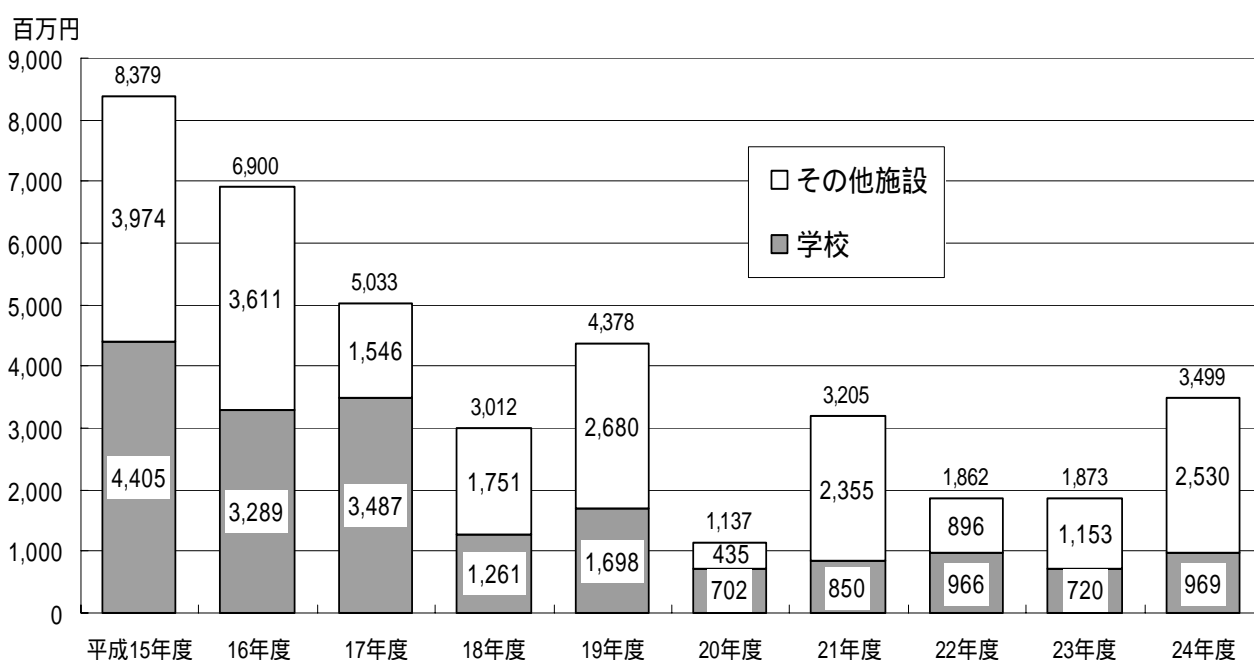
(注) 新築工事には改修により新たな施設が開設されたものを含む。改修工事には耐震工事を含む。

## 5 今後の改修経費の想定

理想的な全面改修工事を想定した施設の改修経費は、今後 10 年間で 393 億円と見込まれる。これまでの未実施分 192 億円への対応も含め、大きな財政負担となってきた。平成 15 年度当初予算では、84 億円の想定に対し、改修経費の計上は 8 億円であった。

この経費想定は理想的な全面改修工事を想定した場合であり、現実には各施設の利用度、使用態様等によって更新が必要になってくる時期は異なる。

今後の改修経費（今後 10 年間の試算）



平成 14 年度までの改修想定未実施分	192 億円
うち学校	71 億円
うちその他の施設	121 億円
平成 15 ~ 24 年度の改修想定総額	393 億円
うち学校	184 億円
うちその他の施設	209 億円

施設の改築や改修には莫大な経費を要するため、中長期的な視点に立って、計画的に進める必要がある。また、改築・改修にあたっては、当該施設の役割を改めて整理するとともに、他の類似施設の見直しなどにも取り組み、コストの縮減、後年度負担の抑制に努める必要がある。

## 施設の耐震性と耐震補強

### 1 耐震改修促進法の対象建築物と耐震補強対策実施施設

『建築物の耐震改修の促進に関する法律』(平成7年12月25日、以下「耐震改修促進法」という)では、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震の被害状況から、新耐震設計法(昭和56年)以前の建築物のうち、「延面積が1,000㎡以上かつ階数が3階以上」の建築物については耐震診断が必要であるとしている。

区の公共施設191か所のうち、耐震改修促進法で耐震診断の対象となる施設は73か所であり、このうち耐震診断・耐震補強対策を実施済あるいは実施中の施設は28か所(表1参照)である。また、耐震診断対象外の施設(1,000㎡以上または階数が3階以上)で、耐震補強対策実施済の施設は5か所(表1参照)である。

なお、施設数は、平成15年3月31日現在でのか所数であり、学校については1校を1か所とし、複合施設は、当該施設全体で1か所としている。

表1

耐震補強対策実施施設「階数3以上かつ1,000㎡以上」

	施設名	床面積 (㎡)	階数	耐震診断年度	耐震工事年度
1	駒込第三保育園	655	12	平成9年	診断の結果耐震補強工事不要
2	駒込ことぶきの家 駒込児童館	1,008	14	平成9年	診断の結果耐震補強工事不要
3	巣鴨ことぶきの家 巣鴨第一保育園	1,152	3	平成5年	平成8年
4	仰高小学校	3,513	3	平成11年	平成13年
5	駒込小学校	5,295	4	平成8年、平成10年	平成14年
6	巣鴨小学校	4,809	4	平成12年	平成14年
7	西巣鴨小学校	4,340	3	平成12年	(平成15年)
8	朋有小学校	4,595	4	平成8年	平成10年～11年
9	朝日小学校	3,980	3	平成7年～8年	平成9年～11年
10	池袋第一小学校	4,756	4	平成12年	(平成15年～平成16年)
11	池袋第二小学校	4,369	3	平成8年、10年	平成14年
12	池袋第三小学校	4,668	3	平成8年、10年	平成13年
13	池袋第五小学校	4,917	3	平成12年	平成14年(～平成16年)
14	高南小学校	4,079	3	平成12年	(平成15年～平成16年)
15	長崎小学校	4,471	3	平成12年	(平成15年)
16	要小学校	4,344	3	平成9年	平成10年
17	椎名町小学校	5,005	3	平成12年	平成14年
18	さくら小学校	4,421	3	平成11年	平成13年

	施設名	床面積 (m <sup>2</sup> )	階数	耐震診断年度	耐震工事年度
19	駒込中学校	4,384	4	平成7年～8年 平成14年	(平成15年)
20	巣鴨北中学校	6,116	4	平成10年	平成11年～12年
21	池袋中学校	6,913	4	平成12年	(平成15年～平成16年)
22	長崎中学校	4,152	5	平成7年～8年	平成9年
23	千川中学校	6,362	4	平成8年	(平成15年～平成16年)
24	豊島区本庁舎	13,154	5	平成7年	平成9年～12年
25	東部区民事務所	2,089	12	平成8年	診断の結果耐震補強工事不要
26	豊島公会堂	1,717	4	平成7年	平成9年
27	巣鴨図書館	1,011	3	平成7年	診断の結果耐震補強工事不要
28	東部保健福祉センター (旧東福祉事務所) 南大塚社会教育会館、南 大塚児童館 南大塚ことぶきの家	3,210	14	平成10年以前に診断 済み	診断の結果耐震補強工事不要

耐震補強対策実施施設「階数3以上または1,000m<sup>2</sup>以上」

	施設名	床面積 (m <sup>2</sup> )	階数	診断年度	耐震工事年度 耐震性有
1	(社)シルバー人材センター (旧第二出張所)	817	3	平成8年度	平成9年度
2	南池袋第二区民集会室 (旧第四出張所)	366	3	平成8年度	平成10年度
3	西巣鴨第二保育園 (西巣鴨女子職員寮)	887	3	平成7年度	平成9年度
4	西巣鴨幼稚園 (西巣鴨児童館)	897	3	平成8年度	平成10年度
5	南長崎幼稚園 (南長崎第一児童館)	930	3	平成8年度	平成10年度

都複合施設の床面積は、豊島区使用部分面積である。

## 2 耐震対策未実施の施設

耐震改修促進法により耐震診断を必要とする施設のうち診断未実施の施設は45か所(表2 参照)である。これに要する対策の概算経費は、58億74百万円と推計されている。このうち小学校7校は平成16・17年度に耐震補強工事を実施する計画であり、今後を実施すべき施設数は残り39か所である。

表 2

耐震補強対策未実施の施設(うち昭和46年以前開設分)「階数3以上かつ1,000㎡以上」

施設名	開設年月	階数	延面積 (㎡)	耐震診断年度 診断概算経費	耐震補強概算費(設計・監理委託費含、 単位:千円)
1 豊島区分庁舎(A館、B館共)	S29	4	2,925	平成8年度	220,000
2 中央図書館	S32建	4	2,944	7,500	100,000
3 第十中学校	S34	4	5,150	平成12年度	70,000
4 千早中学校	S34	4	5,238	6,000	100,000
5 南池袋小学校・(旧高田小学校)	S35	3	4,239	5,500	90,000
6 道和中学校	S35	4	6,032	平成12年度	60,000
7 目白小学校	S35	3	5,574	平成11年度	90,000
8 真和中学校	S36	4	5,965	平成12年度	250,000
9 清和小学校	S36	4	4,724	平成11年度	120,000
10 旧時習小学校	S37	4	4,955	6,000	100,000
11 西巢鴨中学校	S37	4	6,465	平成8年度	270,000
12 大明小学校	S40	3	4,217	5,500	90,000
13 青年館	S40	6	1,031	5,000	60,000
14 高松小学校	S40	3	5,981	平成11年度	146,000
15 豊成小学校	S41	3	4,541	平成12年度	105,000
16 豊島体育館	S42	3	3,306	平成8年度	90,000
17 千早小学校	S42	3	4,992	平成12年度	240,000
18 竹岡健康学園	S43	3	1,443	4,000	70,000
19 旧日出小学校	S43	3	3,775	5,500	110,000
20 富士見台小学校	S43	3	4,422	平成11年度	148,000
21 豊島区民センター	S44	8	4,697	平成7年度	1,530,000
22 文成小学校	S44	3	4,422	平成12年度	68,000
23 埋蔵文化財調査室・(旧巢鴨3丁目宿舎)	S44	5	1,161	4,500	70,000
24 (旧)千川小学校	S46	3	3,932	平成7～8年度	70,000
25 西部区民事務所	S46	4	3,059	6,500	90,000
26 千早図書館	S46	3	1,143	4,000	70,000
27 旧朝日中学校	S46	4	3,775	6,000	110,000
28 高齢者福祉センター	S47	3	1,004	4,000	60,000
29 巢鴨体育館	S47	3	2,484	5,000	100,000
小計				75,000	4,697,000
工事に伴う事業所の移転や引越し経費及び仮設建物等の建設経費は除く。 竹岡健康学園は増築部分を除く。				<b>合計(A)</b>	<b>4,772,000</b>

耐震補強対策未実施の施設(うち昭和47年～56年開設分)「階数3以上かつ1,000㎡以上」

施設名	開設年月	階数	延面積 (㎡)	耐震診断年度 診断概算経費	耐震補強概算費(設計・監理委託費含、 単位:千円)
30 千早社会教育会館	S48	3	1,097	4,000	60,000
31 高松ことぶきの家・(高松児童館併設)	S48	3	1,098	4,000	60,000
32 池袋幼稚園・(池袋第一児童館併設)	S48	3	1,020	耐震診断実施中	62,500
33 南大塚ホール・(都 第四建設事務所併設)	S50	4	1,498	都複合施設	- - - -



	施設名	開設年月	階数	延面積 (m <sup>2</sup> )	耐震診断年度 診断概算経費	耐震補強概算費(設計・監理委託費含、 単位:千円)
34	西部保健福祉センター (要町第一児童館等併設)	S50	3	1,971	4,000	110,000
35	豊島清掃事務所	S50	4	1,658	4,000	90,000
36	千早四丁目アパート	S50	3	1,419	4,000	80,000
37	巣鴨第一区民集会室・(旧第一出張所)	S51	4	1,011	4,000	60,000
38	千川二丁目アパート	S52	3	1,005	4,000	60,000
39	長崎健康相談所・(旧長崎保健所)	S53.03改築	3	1,879	4,500	100,000
40	池袋本町ことぶきの家 (池袋本町児童館等併設)	S53	4	1,117	6,000	60,000
41	要町三丁目アパート	S54	3	1,112	4,000	60,000
42	要町ことぶきの家 (要町第二児童館等併設)	S54	3	1,101	4,000	60,000
43	目白図書館・(区民集会室併設)	S56	3	1,154	4,000	70,000
44	駒込社会教育会館・(駒込図書館併設)	S56	5	1,903	都複合施設	- - - -
45	心身障害者福祉センター等(2棟)	S57	4	3,893	9,000	110,000
				小計	59,500	1,042,500
	長崎健康相談所は増築部分を除く。				<b>合計(B)</b>	<b>1,102,000</b>
					<b>総計(A+B)</b>	<b>5,874,000</b>

### 3 当面の耐震補強対策

#### 1 学校

平成14年度から年次計画で進めている小中学校の耐震補強対策により、14年度までに小学校10校、中学校2校の耐震補強工事が完了している。引き続き15～17年度に耐震補強設計・工事を未実施の学校についても、実施する予定である。

#### 2 保育園

28園すべての保育園が新耐震設計法(昭和56年)以前に建設されているが、保育園の延べ床面積はいずれも1,000m<sup>2</sup>以下であり、新耐震設計法により耐震診断を実施すべき施設には該当しない。なお、3階建以上の施設は5園(駒込第3保育園、巣鴨第1保育園、西巣鴨第2保育園、南大塚保育園、雑司谷保育園)であり、このうち、駒込第3保育園(複合施設の一部)は、東京都の耐震診断で安全性が確認されており、巣鴨第1保育園、西巣鴨第2保育園は、改修時に耐震補強工事を実施済である。残りの南大塚保育園および雑司谷保育園については、現在、改築あるいは耐震補強工事の実施を検討中である。

## 施設整備4か年計画（平成13～16年度）の進捗状況

平成13年1月に策定した「豊島区公共施設整備4か年計画」は、現在、第3年次を実施している。平成16年度までの4年間の総事業費は188億96百万円（一般財源額61億32百万円）である。うち小中学校を除く施設建設の事業総

区 分	決算額		決算額		当初予算額	
	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
<b>施設建設</b>	<b>1,026</b>	<b>437</b>	<b>1,742</b>	<b>775</b>	<b>1,961</b>	<b>820</b>
1 新豊島清掃事務所の建設			44 基本・実施設計	44	539 工事30%	65
2 子ども家庭支援センター	102	46				
3 居住環境整備事業	2	0	436	110	39	10
4 東池袋四丁目地区市街地再開発			389	131	62	26
5 目白駅周辺整備	439	87	176	76	60	45
6 区道の整備	236 改修、整備	171	241 改修、整備	231	210 改修、整備	200
7 道路擁壁の整備						
8 移管都道の整備	44	25	7	7		
9 橋梁の整備	60	7	223	35	270	33
10 長崎道立体横断施設の建設	39 JR・西武協議	4	22 実施設計	22	170 工事、環境調査	29
11 下板橋駅周辺道路等の整備	76 用地取得・仮整備・補償	76	33 仮整備工事等	33	127 整備工事	127
12 都市計画道路補助173号線の整備	12 物件調査等	9	153 「用地：公社取	77	202 物件調査「用地：公社	91
13 巣鴨駅南自転車駐車場の建設			2 整備計画書作成	2	15 基本・実施設計	15
14 目白駅北自転車駐車場の建設	5 整備工事100%	5				
15 千川駅北第二自転車駐車場の建設	1 整備工事100%	1				
16 自転車利用空間ネットワークの整備			3 実施設計	3	63 工事(50%)	38
17 公園等の整備	12	8	12	7		
18 東池袋四丁目地区交流施設の建設			1	1	75 内部設計等	50
19 東池袋四丁目地区新中央図書館の建設					20 内部設計等	20
20 大塚駅南北自由通路の整備					69 基本設計・実施設計	46
21 区道のバリアフリー化の促進					32 バリアフリー整備	17
22 大塚駅自転車置場の整備					9	9
23 東長崎駅周辺整備						
24 豊北3号線の整備						
25 池袋幼稚園等の耐震補強						
26 小中学校の建設・改築	2,175	306	945	71	2,159	100
小学校の適正配置	134	61	916	64	2,049	90
中学校の適正配置	2,041	245	28	8	110	10
27 小中学校の耐震補強	192	134	421	19	518	102
小学校の耐震補強	192	134	405	3	308	70
中学校の耐震補強			16	16	209	32
28 施設の改修工事（小中学校改修除く）	243	243	635	256	535	358
合 計	3,636	1,119	3,743	1,121	5,173	1,381

額は 87 億 74 百万円（一般財源額 36 億 33 百万円）で 46.4%にあたる。

小中学校関係では、千登世橋中学校建設（10～13 年度・32 億 67 百万円）、南池袋小学校建設（12～15 年度・25 億 45 百万円）がこの期間に含まれている。平成 13 年度からの 4 年間の小中学校の適正配置にともなう建設・改築経費は、

想定額				単位：百万円
平成 16 年度		13 年度～16 年度 計		備 考
事業費	一般財源	事業費	一般財源	
4,045	1,600	8,774	3,633	
1,339	384	1,923	494	H12.3.31 都が国から旧簡裁跡地用地取得 H12.4.1 都が区に貸付
工事 60%		102	46	東部子ども家庭支援センター・西部子ども家庭支援センター
185	46	661	166	東池袋四・五丁目地区、染井園周辺地区 上池袋地区、南長崎二・三丁目地区
		451	157	都市計画道路補助 175 号線の整備・拡幅
34		709	241	H14 駅前広場、区道 249 号線整備、H13 目白駅東自転車駐車場建設 H14 地下横断施設建設、H13 目白駅専用公衆便所設置
308	308	994	909	
改修、整備		45	45	区内 9 ヲ所
45	45			
改修、整備		100	81	H14 池袋谷原線、H15 神田川管理通路
50	50			
197	50	750	125	H13～16 染井橋、H13～15 神高橋
530	117	761	172	
工事、用地取得		50	285	延長 90m 面積 2,000㎡
50	50	285	285	延長 530m (区内 505m) 幅員 18m
198	179	566	356	用地費・補償費・工事(仮設)
地費・補償費・工事(仮設)		327	122	収容台数；450 台
310	105			
地公社(用地買戻)建設工		5	5	収容台数；420 台(ミニバイク 20 台)
		1	1	H13；整備工事完了
54	29	120	70	「自転車利用環境整備モデル都市事業」(11 年度建設省公募)。 板橋区とともにモデル都市指定。
工事(50%)		25	17	H13 西池袋第二公園、H14 椎名町公園、 H16 東池袋公園
2	2	680	156	H15；内部設計等 H16；区発注工事
605	105	34	34	H15；内部設計等 H16；備品工事設計
区発注工事		108	72	H15；実施設計・基本設計 H16；整備工事
14	14	82	46	H15・16 設計委託、整備工事(160ヶ所)
備品工事設計		9	9	
39	26	25	25	H16 設計
整備工事		7	7	H16；調査・設計 幅員 12m 延長 140m
50	29	4	4	耐震設計
バリアフリー整備				
7	7			
設計・調査				
4	4			
耐震設計				
956	439	6,235	916	
153	54	3,252	268	南池袋小学校建設、朋有小学校統合工事、さくら小学校統合工事 統合にともなう新小学校工事(大明・池袋第五)
803	385	2,983	648	千登世橋中学校建設、統合にともなう新中学校建設(千早・第十・長崎) 統合にともなう新中学校整備(道和・真和)
808	114	1,939	369	
569	89	1,475	295	池袋第五、さくら、仰高、駒込、池袋第二、池袋第三、巢鴨、椎名町、千早 目白、池袋第一、高南、長崎、文成、西巢鴨、富士見台、豊成、清和、高松
238	25	463	73	駒込、池袋、千川
535	358	1,948	1,215	
6,344	2,511	18,896	6,132	

合計 62 億 35 百万円（一般財源額 9 億 15 百万円）で、33.0%となっている。

平成 13 年度からの 4 年間の小中学校の耐震補強対策費は、小学校 14 億 75 百万円（一般財源額 2 億 95 百万円） 中学校 4 億 63 百万円（一般財源額 73 百万円）で合計 19 億 39 百万円（一般財源額 3 億 69 百万円） 10.3%となっている。

その他の施設建設の計画期間中における主な事業は、豊島清掃事務所建設 19 億 23 百万円（一般財源額 4 億 94 百万円） 東池袋四丁目地区市街地再開発 6 億 61 百万円（一般財減額 1 億 66 百万円） 目白駅周辺整備 7 億 9 百万円（一般財源額 2 億 41 百万円） 長崎道立体横断施設建設 7 億 61 百万円（一般財源額 1 億 72 百万円） 都市計画道路補助 173 号線整備 5 億 66 百万円（一般財源額 3 億 56 百万円） 巣鴨駅南自転車駐車場建設 3 億 27 百万円（一般財源額 1 億 22 百万円）などがある。

これらの進捗状況を平成 13 年の策定時の計画額と比較すると、下表のとおりとなる。

単位:百万円

	平成13年度計画額(4か年計)		平成15年10月現在進捗額(4か年計)		差 額		増減率(%)	
	事業費 A	一般財源 B	事業費 C	一般財源 D	C - A	D - B	C - A	D - B
施 設 建 設	9,864	4,519	8,774	3,633	<b>1,090</b>	<b>887</b>	11.1%	19.6%
小中学校の建設・改築	4,793	2,436	6,235	916	<b>1,442</b>	<b>1,521</b>	30.1%	62.4%
小中学校の耐震補強	754	257	1,939	369	<b>1,185</b>	<b>111</b>	157.2%	43.4%
施設の改修(小中学校除く)	1,279	-	1,948	1,215	<b>669</b>	<b>1,215</b>	52.3%	全増
合 計	16,690	7,213	18,896	6,132	<b>2,206</b>	<b>1,081</b>	13.2%	15.0%

小中学校を除く施設建設は事業費、一般財源額ともに減っているが、小中学校の建設・改築経費は事業費ベースで伸びる一方、一般財源額ベースでは大幅に減少している。これは、統合新校の整備費が増加する反面、義務教育施設整備基金の繰入額ならびに起債充当額が伸びたことが原因となっている。

また、14 年度から小中学校の耐震補強対策を計画的に実施することとなり、4 か年計画の耐震補強経費が増加している。

## 第2章 公共施設の再構築

### 再構築の背景と視点

#### 1 再構築の背景

##### 新基本構想・基本計画の策定

- ・ 本区では、平成 15 年 3 月に、区議会の議決により新たな基本構想を策定するとともに、現在、平成 17 年度を初年度とする新基本計画を策定中である。
- ・ この新基本構想では、「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」を将来像とし、区民との協働を区政運営の基本とし、新たな地域社会づくりをめざしている。
- ・ この施設の再構築においても、このような新基本構想の考え方を十分に踏まえていく必要がある。

##### 施設関係経費の区財政への負担

- ・ 主な施設の設置状況を 23 区平均と比べる（対象人口比）と、保育所定員は 1.6 倍で 1 位、児童館数は 2 倍以上で 1 位、ことぶきの家の数は 5 倍以上で 2 位、社会教育会館数は 2.5 倍以上で 7 位、体育館数は 1.4 倍で 6 位など高水準になっている。
- ・ 施設白書（平成 12 年度発行）では、財政硬直化の最大の要因としてこの施設配置の高水準をあげ、施設関係経費の実態を明らかにした。
- ・ 年々老朽化する施設の改修需要は、今後 10 年で約 585 億円に達し、耐震補強費用も約 59 億円と想定されている。

##### 新たな財政フレームへの対応

- ・ 平成 13 年度以降、財政健全化計画により主要 198 事業について見直しを行った。施設の再構築はその中心をなすものであるが、いまだ明確な財政効果を生み出すに至っていない。
- ・ 平成 16 年度以降、区の財政規模は一般会計で 850 億円前後にとどまるものと予想される。一方、平成 21 年度までの投資的経費の事業費推計額は 400 億円を超え、この中には土地開発公社分割償還金 178 億円のうちの 21 年度までの償還金 70 億円が含まれている。このような財政事情に見合った行財政構造への転換を新たな目標として成し遂げなければならない。その際、施設の休止、廃止、民間委託の推進など思い切った見直しが不可避である。

##### 社会環境の変化への対応

- ・ 国のレベルでは社会福祉基盤構造改革が進められ、介護保険制度及び障害者支援費制度の創設、保育所運営への株式会社参入を認めるなどの規制緩和が行われてきた。これに伴い福祉施設の整備は、民間事業者を中心に進められることとなった。
- ・ 幼保一元化や放課後対策の見直しなど福祉と教育の連携による少子化時代への総合的な施策づくりが各自治体で試みられている。
- ・ これまでの法律や制度による規制が緩和されるとともに、構造改革特区など自治体や事業者の創意工夫による事業展開の可能性も広がりつつある。

### 公の施設への指定管理者制度の導入

- 平成 15 年 9 月施行の地方自治法改正により、民間法人が公の施設の管理運営へ参入することが可能となった。これに伴い、今後 3 年以内にすべての公の施設の管理運営について、地方自治体の直営で行うのか、又は、民間法人に代行させるのかが問われることとなった。

## 2 再構築の視点

施設の再構築にあたっては、主に次のような視点から検討することとする。

**施設の目的：**当初の施設の目的は現在も有効か。また、必要以上に目的や対象者が限られ区民にとって利用しづらい施設になっていないか。

**施設配置：**施設の配置は適正かつ効率的か。

**将来需要：**今後の区民需要に柔軟に対応できる施設となっているか。

**老朽化：**施設の老朽化が進み、今後維持管理にどの程度の費用負担を見込まなければならないのか。

**借り上げ：**民間からの借り上げ施設は、極力、区有施設内に移転する。

**管理運営：**自治法上の指定管理者制度の導入を中心に、民間でできるものは民間へ、の原則を徹底する。

**民間施設の誘致：**民間事業者による整備が可能で、区の施策、ニーズに合致する施設の誘致を図る。

## 3 再構築により生み出された施設・用地の取り扱い

再構築により新たに生み出された施設・用地等については、可能であればそれ自体をさらに再構築推進の種施設・種地として再活用するが、最終的に新たな用途に供さない場合は、資産活用（売却・貸付等）を図る。

なお、学校跡地については、今後の区財政の状況によっては、再構築案を踏まえつつも、有効な資産活用の可能性をもあわせて検討する。

## 施設分野別 現状・課題・方向

### 1 再編施設（高齢者福祉センター・ことぶきの家、児童館、区民集会室、社会教育会館）

#### （仮称）地域区民ひろば

##### 【背景】

これまで、区は縦割りの施策体系に基づき、ことぶきの家や児童館、区民集会室、社会教育会館などの施設整備を行い、地域の区民に数多くの集いの場を提供してきた。

しかし、社会情勢の変化に伴い、区民やボランティア、NPO等による地域活動が関心を集め、自己決定、自己責任による地域づくりのためのコミュニティの活性化がさらに求められてきたため、これに適応する新しい発想に立った施設への転換が求められている。

こうしたことから、この間の基本構想の策定やパートナーシップ会議の提言、公共施設の再構築・区有財産の活用本部素案、全児童クラブ構想並びに基本構想・基本計画の策定に向けた区民ワークショップの検討などを踏まえ、新たな地域施設のあり方を「（仮称）地域区民ひろば」構想としてまとめることとした。

##### 【目的】

小学校区を基礎単位として、ことぶきの家や児童館、区民集会室、社会教育会館など数多くある地域の施設群を集約、再編し、調和のとれた施設整備を図る。これにより、乳幼児から高齢者までの「世代を超えた交流の場」を創り、地域住民主体による自己決定、自己責任に基づいた自主的な活動やコミュニティの活性化を目的とする。

##### 【基本単位】

小学校の適正配置後に想定される小学校区を基本単位とする。

小学校区は、子どもから高齢者まで歩いて行ける距離であり、さまざまな世代の交流が行いやすい地域単位である。

##### 【位置付け】

新たな性格の施設として、公の施設（施設群の形を含む。）に位置付ける。

施設名称は、小学校区ごとに地域名等を入れ、「区民ひろば」とする。なお、小学校区内の施設の所在地を特定するため、区民ひろばの下に愛称を付けて差別化を図る。

##### 【機能及び集約・再編する施設】

###### (1) 地域区民ひろばの機能

地域区民ひろばは、次の5つの機能を有し、「交流の場」としての機能を構成する。

いきいきひろば

高齢者のいこい・健康増進の場、各種教室、生活・健康相談

子育てひろば

乳幼児の遊び場、保護者の相互交流  
活動ひろば  
区民の自主的活動の拠点、見守り・子育て支援ネットワーク  
学習ひろば  
生涯学習の場  
放課後対策  
全児童クラブ等

(2) 地域区民ひろばに集約・再編する現行施設

次の5つの現行施設をもとに地域区民ひろばに集約・再編する。

ことぶきの家  
児童館  
区民集会室  
社会教育会館  
小学校及び中学校の地域開放施設

各施設のあり方については後述の各施設の項参照。

(3) 施設の捉え方

基本的には、単一の施設で前述の機能をあわせ持つことが理想であるが、物理的に不可能である場合は、施設群として捉え、その地域の特性を活かした事業展開やひろば運営により、「交流の場」の機能を充足させる。

【管理運営】

(1) 管理運営主体

地域住民による自主管理に委ねるものとする。

町会や青少年育成団体、子育て支援団体、ボランティア団体、NPO等の地域団体の活動実績などを踏まえ、地域活動団体の代表を構成員とする運営協議会を設立する。運営協議会は小学校区を単位とし、地域区民ひろばごとの課題や事業実施について協議するものである。

中学校区単位で区内を東・西・中央にブロック分けし、ブロック単位に各運営協議会代表と区・関係団体等との連絡会議を設け、全区的な課題について連絡調整を図る。

地域区民ひろばに関する区の体制は、東・西・中央の各ブロックごとに、東・西区民事務所及び区民部が所管するものとし、地域区民ひろばの管理運営関係事務のほか運営協議会及び各事業執行課との連絡調整を行う。

各地域区民ひろばの管理運営が地域住民の自主運営に移行するためには、十分な準備が必要となるが、その間、自主運営員の他に区職員等を配置して管理運営を支援する。その後、経過を見ながら区職員等の配置を段階的に漸減させ、自主運営に至るものとする。



自主運営に至った段階にあっても、東・西区民事務所及び区民部には担当部署を置き、引き続き地域区民ひろばと連携しながら地域振興を図っていくものである。また、施設の維持管理に必要な施設修繕等の一部については区が委託等により対応する。

なお、施設の管理責任は設置者である区に引き続き存するものである。

## (2) 事業

地域住民主体による事業展開を行う。

児童館やことぶきの家などの各施設で行われている事業については、住民ニーズ等を精査し、地域区民ひろばに必要な事業を実施することとする。

事業の実施主体は区民部・東西区民事務所と調整のうえ、ブロック連絡会議または運営協議会で協議のうえ実施計画をたて、事業を実施する。

なお、地域区民ひろばの持つ機能に関しては、専門的なアドバイスや情報提供などは、区の担当部局が行うが、各事業の実施形態は、全児童クラブを除き、基本的に福祉や生涯学習など各分野の担当部局からその都度各地域の区民ひろばに出向き実施することとする。

### 【集会室等貸出しシステムの構築】

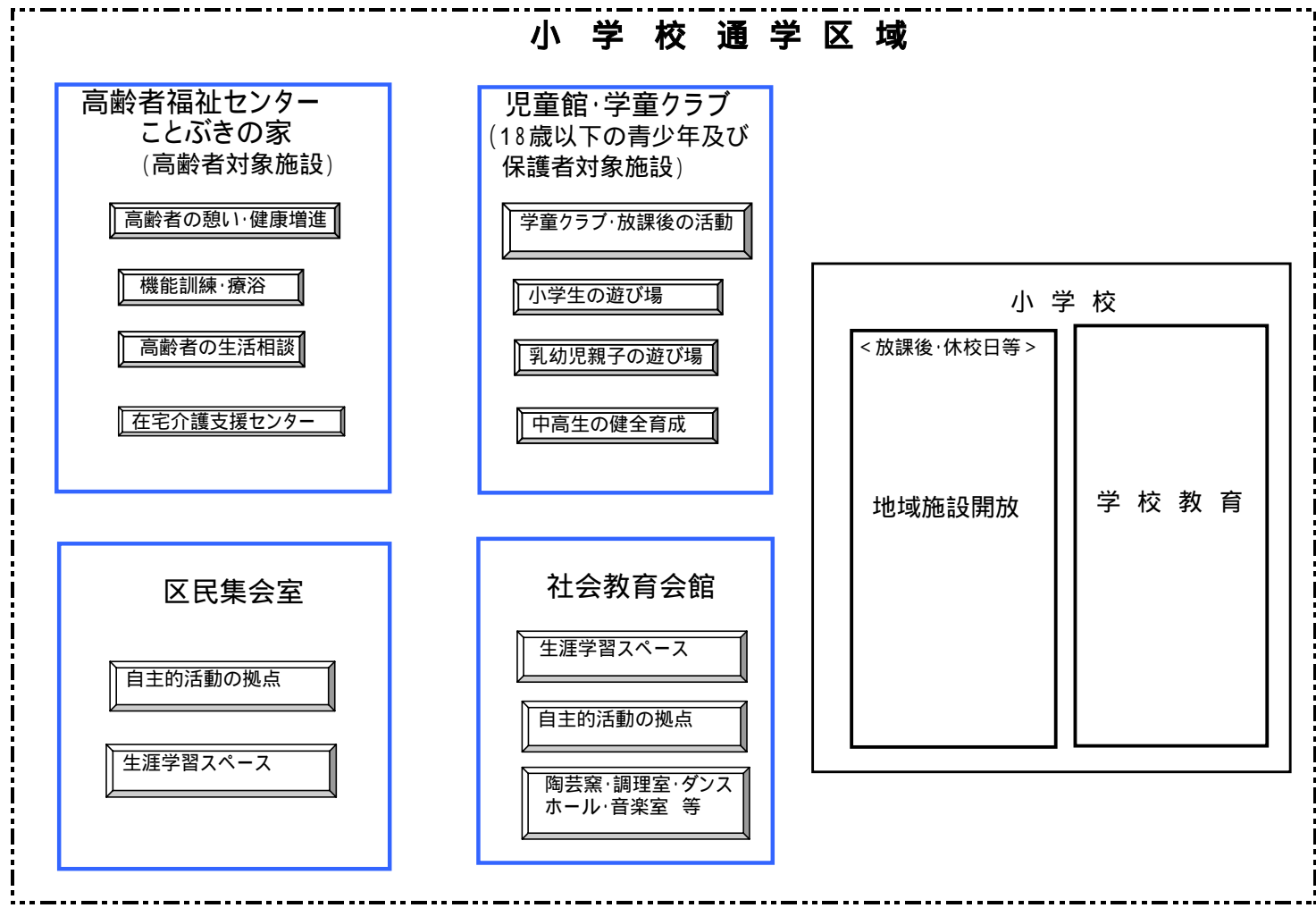
集会室等施設の予約、利用料納入システムなどを構築し、利用者の利便性を高めると同時に各区民ひろば運営主体の事務負担の軽減を図る。

# 現行の施設 イメージ

移行前

子ども家庭支援センター

保育園



公園  
児童遊園  
プレーパーク

中学校  
地域スポーツクラブ

図書館

スポーツ施設



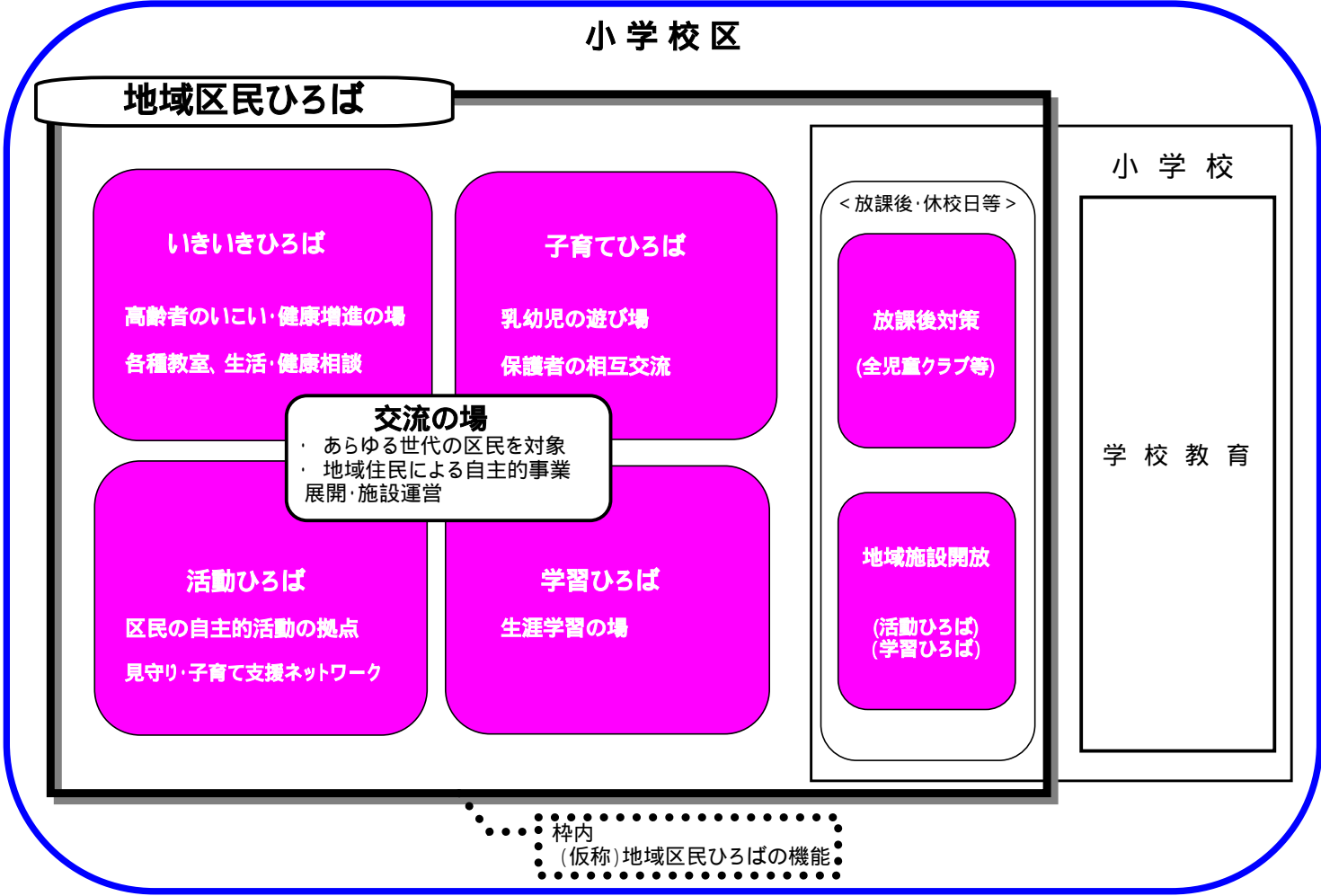
# 「(仮称)地域区民ひろば」イメージ

**移行後**

子ども家庭支援  
センター

保育園

公園  
児童遊園  
プレーパーク



機能訓練  
(療浴室廃止)

在宅介護  
支援  
センター

(仮称)十代倶楽部  
(中高生の居場所づくり)  
(区内2か所)

中学校  
地域スポーツクラブ

図書館

スポーツ施設

陶芸窯  
調理室・  
ダンスホール  
音楽室等  
(区内6か所)

枠内  
(仮称)地域区民ひろばの機能

「(仮称)地域区民ひろば」構想における関連施設の機能および配置の考え方

施設の種類	機能としての配置の考え方	地域配置基準	配 置 イ メ ー ジ					
地域区民ひろば	世代を超えた地域のコミュニティの核として、下記の機能を備えた【(仮称)地域区民ひろば】を23小学校区に配置  「いきいきひろば」の機能 「子育てひろば」の機能 「活動ひろば」の機能 「学習ひろば」の機能 「放課後対策(全児童クラブ等)」の機能	23小学校区	(仮称)地域区民ひろば	(仮称)地域区民ひろば	(仮称)地域区民ひろば	(仮称)地域区民ひろば	(仮称)地域区民ひろば	(仮称)地域区民ひろば
利用エリアをもつ目的別施設	区内6か所に整備することがふさわしい機能を再編して配置 例・社会教育・生涯学習活動支援等 陶芸窯・調理室・ダンスホール・音楽室等の設置等	東・西・中央 各2か所  計 6か所	目的別施設	目的別施設	目的別施設	目的別施設	目的別施設	目的別施設
	区内3か所に整備することがふさわしい機能を再編して配置	東・西・中央 3か所	目的別施設	目的別施設	目的別施設			
利用エリアをもたない目的別施設	区内2か所に整備することがふさわしい機能を再編して配置 例・中高生の居場所的機能等 音楽スタジオの設置	東・西 2か所	目的別施設			目的別施設		
	区内1か所に整備することがふさわしい機能を再編して配置 例・生涯学習センター・郷土資料館・葬祭場	1か所	目的別施設					

## 小学校区別「(仮称)地域区民ひろば」候補施設の検討(案)

### 1 仰高小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	駒込区民集会室 (旧第十出張所)	
子育てひろば		
交流の場		
集会室		
活動ひろば		
放課後対策(全児童クラブ等)	仰高小学校(育成室あり)	敷地内型
地域施設開放		

### 2 駒込小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	駒込ことぶきの家 (児童館、社会教育会館複合施設) 駒込児童館	
交流の場		
活動ひろば		
子育てひろば	駒込児童館	
集会室	駒込社会教育会館 染井まちづくりセンター	
放課後対策(全児童クラブ等)	駒込小学校	検討中
地域施設開放	駒込小学校	
	駒込中学校	

パートナーシップセンター 候補施設検討案	駒込社会教育会館
-------------------------	----------

### 3 清和小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	巣鴨ことぶきの家	
活動ひろば		
子育てひろば	巣鴨第一児童館(旧第一出張所の上階)	
交流の場	巣鴨ことぶきの家 巣鴨第一区民集会室(旧第一出張所)	
集会室	巣鴨ことぶきの家 巣鴨第一区民集会室(旧第一出張所) 東部区民事務所 巣鴨社会教育会館	
放課後対策(全児童クラブ等)	巣鴨第一児童館	隣接型
	清和小学校	
地域施設開放	清和小学校	

パートナーシップセンター 候補施設検討案	東部区民事務所(会議室・卓球室)
-------------------------	------------------

#### 4 西巣鴨小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	西巣鴨ことぶきの家	
交流の場		
活動ひろば		
子育てひろば	西巣鴨児童館	
集会室	西巣鴨区民集会室 (西巣鴨ことぶきの家2階)	
放課後対策(全児童クラブ等)	西巣鴨児童館	隣接型
	西巣鴨小学校	
地域施設開放	西巣鴨小学校	

#### 5 豊成小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	上池袋第一児童館 上池袋第一区民集会室(児童館1階)	
子育てひろば	東部子ども家庭支援センター	
活動ひろば	上池袋第一児童館	
集会室	上池袋第一児童館 北大塚区民集会室	
放課後対策(全児童クラブ等)	上池袋第一児童館	検討中
	豊成小学校	
地域施設開放	豊成小学校	

#### 6 朝日小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	旧朝日中学校 巣鴨第二児童館( )	( ) 巣鴨第二児童館は施設の 賃借契約の解除まで利用する。
子育てひろば		
交流の場		
活動ひろば		
集会室	旧朝日中学校	
放課後対策(全児童クラブ等)	朝日小学校	検討中
地域施設開放	朝日小学校	
	巣鴨北中学校	

廃止予定施設	巣鴨第二児童館
--------	---------

## 7 巣鴨小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	南大塚児童館 (ことぶきの家、社会教育会館複合施設)	
子育てひろば		
交流の場	南大塚児童館 南大塚ことぶきの家	
活動ひろば		
集会室	巣鴨第三区民集会室 南大塚社会教育会館 南大塚ことぶきの家	
放課後対策(全児童クラブ等)	巣鴨小学校	
地域施設開放		
パートナーシップセンター 候補施設検討案	南大塚社会教育会館	

## 8 朋有小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	東池袋ことぶきの家 東池袋児童館(ことぶきの家の上階)	
交流の場		
活動ひろば		
子育てひろば	東池袋児童館	
集会室	東池袋第一区民集会室( 1 ) 東池袋第二区民集会室(ことぶきの家内併設) 東池袋第三区民集会室(シルバー人材センター併設) 東池袋第四区民集会室( 2 )	( 1 ) 東池袋第一区民集会室 は親施設の中央図書館廃 止までの利用 ( 2 ) 契約解除までの利用
放課後対策(全児童クラブ等)	東池袋児童館 朋有小学校(育成室あり)	敷地内型
地域施設開放	朋有小学校	
	西巣鴨中学校	
廃止予定施設	東池袋第一区民集会室(中央図書館併設) 東池袋第四区民集会室(区民住宅ソシエ併設)	

## 9 高南小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	高田ことぶきの家 高田児童館	
交流の場		
活動ひろば		
子育てひろば	高田児童館	
集会室	高田第一区民集会室(ことぶきの家内併設) 高田第二区民集会室	
放課後対策(全児童クラブ等)	高南小学校	
地域施設開放		

## 10 目白小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	目白児童館	
子育てひろば		
交流の場		
活動ひろば		
集会室	目白第二区民集会室	
放課後対策（全児童クラブ等）	目白児童館	検討中
	目白小学校	
地域施設開放	目白小学校	
	千登世橋中学校	

## 11 南池袋小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	高齢者福祉センター	
子育てひろば		
交流の場		
活動ひろば		
集会室	東池袋4・5丁目まちづくりセンター	
	雑司が谷社会教育会館	
	首都圏不燃公社建設の住宅棟内集会室	
放課後対策（全児童クラブ等）	南池袋テニスコート跡地	平成16～20年度（5ヵ年） 隣接型
	南池袋小学校	
地域施設開放	南池袋小学校	

パートナーシップセンター 候補施設検討案	雑司が谷社会教育会館	
-------------------------	------------	--

廃止施設	雑司が谷児童館 雑司が谷区民集会室(雑司が谷児童館併設) 旧南池袋児童館 南池袋第一区民集会室(旧南池袋児童館1階) 南池袋第二区民集会室(旧第四出張所)	
------	---	--

## 12 池袋第三小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	西池袋ことぶきの家 (勤労者福祉会館1階) 西池袋児童館 (勤労者福祉会館2階)	
活動ひろば		
交流の場		
子育てひろば	西池袋児童館	
集会室	西池袋第二区民集会室 (福祉ホームさくらんぼ併設)	
放課後対策（全児童クラブ等）	池袋第三小学校	検討中
地域施設開放	池袋第三小学校	
	道和中学校	



### 13 大明・池袋第五小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備考
いきいきひろば 交流の場	大明小学校(跡)	
活動のひろば		
子育てひろば	池袋第二児童館	
集会室	池袋第二区民集会室 (池袋第二児童館併設) 池袋第三区民集会室 (池袋図書館併設)	
放課後対策(全児童クラブ等)	池袋第二児童館	隣接型
	池袋第五小学校	
地域施設開放	池袋第五小学校	
パートナーシップセンター 候補施設検討案	大明小学校(跡)	
廃止施設	池袋ことぶきの家 池袋第一区民集会室(池袋ことぶきの家併設) 池袋第一児童館(池袋幼稚園の上階) 青年館	

### 14 長崎小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備考
いきいきひろば 交流の場	長崎ことぶきの家 長崎第二児童館	
活動ひろば		
子育てひろば	長崎第二児童館	
集会室	長崎第三区民集会室(ことぶきの家の 下階、旧第六出張所) 長崎第二児童館	
放課後対策(全児童クラブ等)	長崎小学校	検討中
地域施設開放		
パートナーシップセンター 候補施設検討案	長崎第三区民集会室(ことぶきの家の下階、旧第六出張所)	

### 15 富士見台小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備考
いきいきひろば 交流の場	南長崎第一ことぶきの家 南長崎第二児童館 (ことぶきの家の上階)	
活動ひろば		
子育てひろば	南長崎第二児童館	
集会室	南長崎第一区民集会室 (ことぶきの家内併設)	
	南長崎第二児童館	
放課後対策(全児童クラブ等)	富士見台小学校	検討中
地域施設開放	富士見台小学校	
	真和中学校	
廃止施設	目白第一区民集会室(目白図書館併設)【検討中】	

## 16 さくら小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	南長崎第二ことぶきの家	両施設間の直線距離 約1,500m
活動ひろば	旧千川小学校跡	
交流の場	南長崎第二ことぶきの家 長崎第一児童館 旧千川小学校跡	
子育てひろば	長崎第一児童館 西部子ども家庭支援センター	
集会室	南長崎第二区民集会室 (ことぶきの家内併設) 長崎第四区民集会室 (長崎つつじ苑併設) 長崎第五区民集会室 (リサイクルステーション併設)	
放課後対策(全児童クラブ等)	長崎第一児童館 さくら小学校	検討中
地域施設開放	さくら小学校 第十中学校	
パートナーシップセンター 候補施設検討案	旧千川小学校跡	
廃止施設	長崎第一児童館【検討中】 放課後対策(学童クラブ)が学校内で展開できることが前提	

## 17 千早小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	要町ことぶきの家	
活動ひろば	旧要町第二児童館 (ことぶきの家の上階)	
交流の場	要町ことぶきの家 旧要町第二児童館 千早児童館	
子育てひろば	旧要町第二児童館 千早児童館	
集会室	要町第二区民集会室 (ことぶきの家内併設) 千早社会教育会館	
放課後対策(全児童クラブ等)	千早児童館 千早小学校	隣接型
地域施設開放	千早小学校 千早中学校	
廃止施設	長崎第一区民集会室(旧第八出張所) 千早児童館【検討中】 放課後対策(学童クラブ)が学校内で展開できることが前提	

## 18 椎名町小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	南長崎第四区民集会室 (旧第七出張所)	長崎中学校跡地に区民ひろばを設置した場合には廃止する。
活動ひろば		
集会室		
交流の場	南長崎第一児童館 (南長崎幼稚園の上階)	
子育てひろば		
放課後対策(全児童クラブ等)	南長崎第一児童館 椎名町小学校	検討中
地域施設開放	椎名町小学校 長崎中学校	
廃止予定施設	南長崎第四区民集会室(旧第七出張所)【検討中】	

## 19 池袋第一小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	上池袋ことぶきの家	
活動ひろば		
交流の場	上池袋第二児童館 (ことぶきの家の上階)	
子育てひろば		
集会室	上池袋第二区民集会室 (ことぶきの家内併設)	
	上池袋コミュニティセンター	
	上池袋第一まちづくりセンター	
	上池袋第二まちづくりセンター	
放課後対策(全児童クラブ等)	上池袋第二児童館	検討中
	池袋第一小学校	
地域施設開放	池袋第一小学校	

## 20 池袋第二小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	池袋本町第三区民集会室 (旧第十一出張所)	検討中
子育てひろば		
活動ひろば		
交流の場		
集会室	池袋本町第二区民集会室 (旧北部リサイクルルームの上階)	
放課後対策(全児童クラブ等)	池袋第二小学校(育成室あり)	敷地内型
地域施設開放	池袋第二小学校	
	池袋中学校	

廃止施設	検討中
------	-----

## 21 文成小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	池袋本町ことぶきの家 池袋本町児童館 (ことぶきの家の上階)	
交流の場		
活動ひろば		
子育てひろば	池袋本町児童館	
集会室	池袋本町第一区民集会室 (ことぶきの家内併設)	
放課後対策(全児童クラブ等)	文成小学校	検討中
地域施設開放		

## 22 要小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	要町第一区民集会室 (西部保健福祉センター併設) 西部区民事務所(旧平和小学校)	
活動ひろば		
交流の場		
子育てひろば	要町第一児童館 (西部保健福祉センターの上階)	
集会室	西部区民事務所	
放課後対策(全児童クラブ等)	要町第一児童館	検討中
	要小学校	
地域施設開放	要小学校	

パートナーシップセンター 候補施設検討案	西部区民事務所
-------------------------	---------

廃止施設	要町第三区民集会室(旧第九出張所) 要町第一児童館、要町第一区民集会室【検討中】 西部区民事務所で一括的な利用ができることが前提
------	--

## 23 高松小学校区

移行後の主な利用例	現行の施設名	備 考
いきいきひろば	高松ことぶきの家	
活動ひろば		
交流の場	高松ことぶきの家 高松児童館(ことぶきの家上階)	
子育てひろば	高松児童館	
集会室	高松区民集会室 (ことぶきの家内併設)	
	千川区民集会室 (つつじ苑1階)	
放課後対策(全児童クラブ等)	高松小学校	検討中
地域施設開放	高松小学校	
	千川中学校	

## 2 既存施設

### (1) 保健福祉施設

#### 保健所、健康相談所

##### 【現状】

区は平成13年度まで、池袋保健所と長崎保健所の区内2保健所体制をとってきた。しかし、平成6年の保健所法から地域保健法への改正や厚生労働省の保健所設置指針が「人口10万人に1か所」から「人口30万人に1か所」に変更されたことを契機に、23区では保健所の統合、再編成が進行した。その結果、平成13年度には複数の保健所を設置している区は、本区のみという状況になった。

このような状況の中、組織の集約化、簡素化を促進する観点から、平成14年4月1日に池袋保健所と長崎保健所を統合し、池袋保健所に一本化するとともに、長崎地域における対人保健サービスの拠点として長崎健康相談所を設置した。

長崎健康相談所は、乳幼児健診、生活習慣病予防健診及び健康に関する保健相談などの地域に密着した保健サービスを提供する保健センターとしての機能と、保健所機能の一部である結核・感染症、精神保健、試験検査などの専門的な保健サービス業務の機能をあわせ持っている。

区民の健康に対する意識の高まりに応え、将来的な要介護状態を予防するための保健福祉サービスや子どもの健やかな育成と良好な子育て環境を確保するためのサービスなど、地域特性に応じて地域に密着した健康サービスを提供する拠点として、健康相談所は、重要な役割を担っている。

##### 【問題点】

池袋保健所は区内全域を所管地域としており、所在地も区の中心部に位置している。これに対し、それぞれの地域での拠点的施設である健康相談所は西部地域にしか存在しない。池袋周辺から離れた東部地域の駒込・巣鴨・大塚地区における各種保健サービスの提供や区民の利便性の点で課題が生じている。

一方、保健・医療と福祉との関連では、保健・医療の拠点である池袋保健所・長崎健康相談所と福祉分野の拠点である中央・東・西保健福祉センターがそれぞれ独自に配置されている。このため、現行の施設配置は、保健・医療、福祉分野との総合的できめ細やかなサービスの提供を阻害するひとつの要因となっている。

##### 【再構築の考え方】

現在の1保健所1健康相談所の体制から1保健所2健康相談所の体制とする。保健福祉センターとの機能の連携を図るとともに、保健・医療や福祉分野について、区民の利便性の観点から、1か所で相談を含め総合的なサービスを提供できる施設へと再編する。

### 【再構築案】

東部・西部地域にそれぞれ1か所、学校跡地等を活用し健康相談所、保健福祉センターの機能をもった施設を整備する。

## 保健福祉センター

### 【現状】

平成8年度に中央保健福祉センターを設置し、翌年の平成9年度には、東部・西部保健福祉センターをそれぞれ開設し、高齢者及び障害者の日常生活における自立支援と在宅介護にかかわる家族等の負担の軽減を図るため、事業を展開している。また、介護保険制度の実施に伴い、基幹型在宅介護支援センター、福祉事務所、居宅介護支援事業所及び在宅支援の4つの機能を担っている施設である。

現在、高齢化の進行に伴い、保健・医療や福祉分野における行政の果たす役割は多種・多様化しており、区民の行政に対する期待も大きい。平成14年9月に実施した豊島区住民意識意向調査によると、今後、特に力を入れて欲しい施策として、「高齢者・障害者等に対する福祉の充実」や「保健医療の充実」がそれぞれ1と2に順位しており、区民の関心が非常に高いことがわかる。

このような状況の中、保健・医療や福祉分野において、区民の利便性を考慮した総合的なサービスの提供が求められている。

### 【問題点】

保健・医療と福祉との関連では保健・医療の拠点である池袋保健所・長崎健康相談所と福祉分野の拠点である中央・東・西保健福祉センターがそれぞれ独自に配置されている。このため、現行の施設配置は、保健医療・福祉分野との総合的できめ細やかなサービスの提供を阻害するひとつの要因となっている。

### 【再構築の考え方】

健康相談所と機能の連携を図るとともに、高齢者・障害者の在宅福祉サービスや保健・医療サービスについて、区民の利便性の観点から、1か所で相談を含め総合的にサービスを提供できる施設へと再編する。

### 【再構築案】

東部・西部地域にそれぞれ1か所、学校跡地等を活用し健康相談所、保健福祉センターの機能をもった施設を整備する。

## 高齢者福祉センター、ことぶきの家

### 【現状】

高齢者福祉センター及びことぶきの家は、地域における高齢者の憩いの場・各種相談の場を基本に、健康の増進、教養の向上などを図ることを目的とした施設であり、利用者は年齢 60 歳以上に限定されている。昭和 47 年に高齢者福祉センターが開設された後、ことぶきの家 15 館が開設され、平成 8 年度から現行の計 16 館体制で運営されている。

老人福祉法上、「高齢者福祉センター」は老人福祉センター A 型、「ことぶきの家」は B 型とされ、生活や健康相談室、教養娯楽室などの設置が義務付けられている。一方、本区には設置されていない「老人憩いの家」は老人憩の家設置運営要綱（厚生省社会局長通知）により、高齢者の教養の向上、レクリエーションの場の提供を目的とした施設であるが、相談室や教養室などの設置は義務づけられていない。

16 館の総延べ床面積は、8,162.03 m<sup>2</sup>で、最も大きい高齢者福祉センターは、1,004.03 m<sup>2</sup>、ことぶきの家 15 館の平均規模は、477.2 m<sup>2</sup>となっている。施設内容は、相談室、集会室、娯楽室、教養室、事務室などがある。また、16 館のうち 9 館に療浴室が、2 館に機能回復訓練室がある。

平成 15 年 4 月現在、16 館のうち 12 館で自主運営を行っている。自主運営館では、地域で公募した指導員を中心に、地域住民が参加し、行事の企画等の施設運営に当たっている。その他の 4 館については、在宅介護支援センター(注)の機能を備えている。

高齢者福祉センター及びことぶきの家では現在、ひとり暮らし高齢者等を地域で支える「見守りネットワーク事業」を実施し、地域コミュニティの活性化を図っている。また、14 館のことぶきの家では、閉じこもり防止や、転倒骨折防止等の介護予防事業を展開している。

#### (注) 在宅介護支援センター

豊島区に 13 か所ある在宅介護支援センターは、在宅の要援護高齢者等及びその介護者等に対する支援窓口として、介護や看護、援護に関する総合的な相談に応じ、様々なニーズに対する適切な福祉と保健のサービスの提供を行うとともに、関係機関との連絡調整等の役割を担っている。

### 【問題点】

高齢化が進み、60 歳以上の人口が年々増加している。一方、平成 14 年度の施設の利用状況は、一施設当たり開館日平均 71 人であり、過去 5 年間と比較し横ばいの状況である。

< 60 歳以上人口の推移 >

(単位：人)

年	9	10	11	12	13	14
60歳以上人口	54,414	55,575	56,319	56,914	57,989	59,159
前年比増加人数	1,153	1,161	744	595	1,075	1,170

各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による人口

< 高齢者福祉センター・ことぶきの家利用状況の推移 >

年 度	9	10	11	12	13	14
一施設当たり 平均利用証交付数	412	98	87	244	444	82
(うち新規分)	(78)	(63)	(64)	(65)	(201)	(54)
一施設当たり 開館日平均利用者数	75人	72人	71人	71人	75人	71人

利用証については、平成9年度から毎年ごとの発行から3年間有効になったため、10年度以降の交付数に大きな変動が生じている。

これらの施設は、60歳以上の高齢者の活動拠点として位置付けられているが、特定のグループや個人が利用しているなどの問題も見受けられている。また、少子化、核家族化が進行する中で、子どもと高齢者など世代を超えた交流の場や機会が求められているが、施設の利用を60歳以上に限定しているため、他の世代は利用できない状況にある。

さらに、平成8年度より順次実施している自主運営については、地域住民の参加意識の向上など一定の成果が得られているものの、経費面では、非常勤職員を配置した場合と大差がないとの指摘もある。

【再構築の考え方】

高齢者の健康の増進、教養の向上などを目的とした施設に加え、年齢制限を撤廃し、地域に開かれた世代を超えた交流のための施設とする。

在宅サービス機能の配置及び今後のあり方については、保健福祉施策全体の枠組みの中で検討する。

【再構築案】

これまでの高齢者のいこいの場、健康増進の場の機能を残しつつ、世代を超えた地域のふれあいの場として、「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。

知的障害者通所施設

【現状】

支援費支給の対象となる知的障害者のための通所サービス施設としては、現在、区内には、「知的障害者通所授産施設」及び「知的障害者通所更生施設」(以下、「知的障害者通所施設」という。)がある。

知的障害者通所授産施設(福祉作業所)とは、知的障害者で一般の企業に就職することが困難なものに、作業設備と仕事を提供し就業に必要な作業の指導・生活の援助を行い自立を助長することを目的とした通所施設である。



知的障害者通所更生施設（生活実習所）とは、重度の知的障害者に、生活の支援と援助、作業支援などを行い、生活能力の開発と社会適応性の増進をはかることを目的とした通所施設である。

知的障害者通所施設は、現在、区内に4か所あり、いずれも区立で、目白施設と駒込施設それぞれに、福祉作業所・生活実習所が1か所ずつ、同じ建物内にある。

定員及び利用者数（平成15年4月現在）は、それぞれ下表のとおりである。

	定員	利用者数	定員	利用者数
福祉作業所	60人	50人	60人	52人
生活実習所	45人	40人	40人	43人
計	105人	90人	100人	95人

利用者のうち、福祉作業所において、厚生労働省通知に基づく身体障害者の相互利用が駒込施設で3名ある。

また、生活実習所において、身体障害者の法外利用（生活実習所が知的障害者更生施設に認可される以前からの継続利用）が目白施設で2名、駒込施設で3名ある。

#### 【問題点】

現在、福祉作業所では、定員数と比較して、目白・駒込施設合わせて18名分の余裕がある。平成14年度に区立障害者就労支援センターを設置し、これまで10名以上の福祉作業所利用者が移行したため、福祉作業所の定員に比較的余裕ができています。

生活実習所では、目白施設で5名分の余裕があるが、駒込ではこれ以上の受入れはできなくなっている（3名の定員超過は、法外利用者3名分である）。

知的障害者通所施設は、一般企業等に就職する者などを除いた養護学校高等部卒業生の主たる受入れ先の一つとなっているが、全体として年々障害の重度化が進み、就職する者などが減少しており、少子化の中でも、受入れ対象となる者は減少しない。

今後、平成25年度までの受入れ必要数を予測すると、養護学校高等部卒業生数だけでも、約100名となる。うち、約50名が福祉作業所での受入れ対象、約50名が生活実習所での受入れ対象と予測するが、最終的な判断は、実際の受入れ段階での慎重な判断が必要であり、現時点では大まかな予測しかできない。

また、生活実習所については、現在の目白・駒込施設でも、施設・設備面で、利用者の障害の多様化・重度化に十分な対応ができない状況が指摘されている。特に、重度重複障害者と多動で強度行動障害の傾向がある利用者が同じフロアを共有せざるを得ないことや、支援費制度導入により強く求められている個別処遇がしやすい個室がないことが課題となっている。

#### 【再構築の考え方】

今後整備する施設については、民設民営を原則とする。

平成17年4月に、池袋第四保育園跡地に整備される知的障害者通所授産施設（定員40

名)が開設される。

また、ここでは、知的障害者入所更生施設(ショートステイを除く定員34名)も開設されるが、うち約8割、27名分が豊島区民分(都外施設入所者受入れ分を含む)として提供される予定であり、主に現在の生活実習所利用者がこちらへ移行することが想定される。

これらの新施設開設により、平成25年度までの養護学校高等部卒業生の受入れは、福祉作業所対象者については、一般企業等からのリストラ等による受入れを考慮しても、おおむね可能となる。

一方、生活実習所対象者については、入所施設への移行数に左右されるが、相当数が受入れできないことが予想される。

現在の生活実習所施設の増改築も含めて、今後の利用者受入れ態勢の整備を進めていく。

#### 【再構築案】

学校跡地等の提供、区独自補助などの支援により、社会福祉法人を誘致し、知的障害者通所施設を1か所整備していく。

なお、整備する施設の種別(更生施設または授産施設)及び定員数については、平成17年4月の池袋第四保育園跡地の施設開設を待って判断する。また、現在の目白・駒込施設の増改築についても検討する。

## 特別養護老人ホーム

#### 【現状】

特別養護老人ホームは、介護保険施設の種類であり、入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設である。

現在、区内には、区立施設として4か所、定員合計300人、社会福祉法人立施設として2か所、定員合計100人が存在する。

平成14年度には、区外にある施設(確保施設85人分を含む)の利用も含めて697人の利用があった。

#### 【問題点】

第2期東京都介護保険事業支援計画では、都内の平成19年度までの整備計画において、整備率(高齢者人口比)を1.51%としており、これは、本区にあてはめると740人分となる。

現在、特別養護老人ホームのあり方については、厚生労働省において、高齢者介護全体の再構築の中での検討がされており、その動向を注視する必要がある。

#### 【再構築の考え方】

今後整備する施設については、民設民営を原則とする。

学校跡地等の提供、区独自補助などの支援により、社会福祉法人を誘致し、当面、第2期東京都介護保険事業支援計画で定める整備率達成（区外確保施設85人分を含む）を目指して、平成19年度を目途に、区内に3か所、定員260人程度を整備していく。

このうち、平成16年5月には、池袋一丁目地区事業で、定員66人（うちショートステイ4人分）の施設が社会福祉法人により整備される。

また、平成17年4月には、雑司谷小学校跡地で展開される南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業の中で、定員92人（うちショートステイ10人分）が社会福祉法人により整備される。

#### 【再構築案】

平成19年度を目途に、定員100人程度の小規模生活単位型特別養護老人ホームを、学校跡地等の提供、区独自補助などの支援により、社会福祉法人を誘致し、整備していく。

さらに、平成19年度以降についても、高齢者人口の増加に伴い、さらなる整備の必要が生じることが予想されるが、厚生労働省における高齢者介護全体の再構築の検討を待って、社会福祉法人の誘致策を検討していく。

さらに、既存の区営施設の管理運営のあり方についても、介護報酬内経営の原則を徹底し、将来には民設民営化の可能性を検討することとする。

## ケアハウス

#### 【現状】

ケアハウスは、老人福祉法の定める老人福祉施設であり、軽費老人ホームの一種である。

対象は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な、原則60歳以上のものである。

利用者が介護を要する状態になった場合は、外部の介護保険サービス（居宅サービス）等を利用することになるが、施設が、介護保険法上の指定を受けると、その施設が提供する入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を、介護保険サービスの一種である特定施設入所者生活介護として受けられるようになる。この場合、施設は、定員のうち、要介護または要支援の利用者の数に応じて、原則として、特別養護老人ホームと同等の職員を配置する必要がある。

現在区内には、30人定員（28戸）のケアハウス菊かおる園（平成11年開設）の1か所が整備されているが、特定施設入所者生活介護の指定は受けていない。

#### 【問題点】

特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合には、ケアハウスは特別養護老人ホームと同等の機能を持つ。現状では、利用者の負担が、特別養護老人ホームの2倍から3倍となっているが、将来、特別養護老人ホームにおいても、居住費が徴収されると、利用者の負担感も変わらなくなることが予想される。

同様に、特定施設入所者生活介護の指定を受けられる施設に有料老人ホームがあり、特

別養護老人ホームと同等な機能を持つことになる。利用者の負担は、ケアハウスのように上限額が定められているわけではなく、事業者との契約で決定される。区内には1か所(居室数30)ある。

ケアハウスは、多様な住まいを提供するとともに、特別養護老人ホーム同等の介護を提供する可能性を持つ施設であるが、第2期東京都介護保険事業支援計画では、ケアハウスの都内の平成19年度までの整備目標は掲げておらず、有料老人ホーム等を含んだ指定施設における特定施設入所者生活介護の整備目標を高齢者人口比0.33%としている。これを、本区にあてはめると162人分となる。

#### 【再構築の考え方】

今後整備する施設については、民設民営を原則とする。

機能的には、有料老人ホームと重なるところがあるため、区内での有料老人ホームの事業動向を注視しつつ、ケアハウスの整備を検討する。

高齢者の住まいの選択肢の一つとして、学校跡地等の提供、区独自補助などの支援により、事業者(社会福祉法人、医療法人、民法法人)を誘致し、当面、1か所定員30人程度のケアハウスを整備する。

整備にあたっては、特別養護老人ホーム等への併設も検討する。

#### 【再構築案】

当面、平成19年度を目途に、学校跡地等の提供、区独自補助の交付などの支援により、社会福祉法人を誘致し整備していく特別養護老人ホームに、併設するケアハウス1か所定員30人程度を整備する。

## (2) 子ども家庭施設

### 児童館・学童クラブ

#### 【現状】

本区の児童館は、児童の健全育成と子育て中の家庭に対する福祉の向上をはかることを目的に、昭和57年策定の旧基本計画に基づいて、1小学校区あたり1児童館を目標に建設されてきた。平成5年には、民間施設を借り上げて設置された巣鴨第二児童館により、24の児童館が整備された。

その後、少子化の進展、小中学校の適正配置・通学区域の弾力化に対応し、さらに公共施設の再構築による区施設の全般的な設置数の見直しといった観点から、児童館等の再配置の考え方(17館構想)が「児童館等のあり方PT第一次報告」(平成13年1月22日)の中で示された。

現在は、小学校の統合に伴い、南池袋児童館、要町第二児童館が廃止され、22館体制と

なっている。

また、本区の学童クラブは、1小学校区1学童クラブを目標に、児童館内設置を基本とし、児童館の設置されていない小学校区においては、学校敷地内に学童クラブを設置し、現在は児童館内22、学校敷地内3、計25クラブの運営を行っている。

児童館利用者の約6割は学童クラブを含む小学生である。しかし、核家族化の進展・地域交流の希薄化等が進む中で、近隣から孤立しがちな子育てへの不安を抱える乳幼児の保護者のための、仲間づくりや育児相談等ができる身近な子育て支援の拠点としての役割も担っている。

この他、中高生の居場所・活動の場としての機能も果たしている。

### 【問題点】

学校選択制の実施により、学校ごとの在籍児童数の差が広がった影響を受け、受入れに相当の余裕がある学童クラブが出てきている。また一方で、一部の学童クラブで待機児が出ているが、学童クラブ入会希望者の増加に伴う施設整備を容易に行うことができないため、待機児の解消が困難となっている。

受入れ限度超過・待機児のいる学童クラブ及び受入れ限度に余裕のある学童クラブ  
(平成15年4月現在)

	学童クラブ名	受入れ限度数	入会児数	待機児数
ラの若超受 ブいしえ入 るくるれ 学は入限 童待所度 ク機者を	巣鴨第一	56人	59人	3人
	雑司が谷	65人	68人	0人
	上池袋第一	41人	42人	3人
	西池袋	60人	62人	0人
	高松	50人	50人	1人
童余受 ク裕入 ラがれ ブあ限 る度 学に	巣鴨第二	50人	22人	0人
	西巣鴨	50人	31人	0人
	高田	50人	22人	0人
	目白	65人	59人	0人
	南長崎第一	60人	55人	0人

利用の面では、児童館利用が多様化し、小学生と乳幼児・保護者、小学生と中高生といったように利用者が混在する時間帯が生じ、互いに利用しづらい状況や安全面での問題が生じている。現在の児童館では、乳幼児・保護者の身近に一日居られる安全な場所が欲しいといった要望や中高生の音楽・運動のできる自分たちの居場所が欲しいといった要望に応えきれていない。

年度別・利用対象者別1日あたりの利用者の推移(人)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
小学生	59	59.1	60.8	60.8	57.2	65.8
中高生	4	4.3	5.3	5.7	5.2	6.7
乳幼児・母親	38.8	35.8	37.7	41.1	46.1	41.6
計	101.8	99.2	103.8	107.6	108.5	114.1

子ども同士の交流という面では、放課後時間が短くなった影響で、学童クラブに入会していない児童と学童クラブ児童の交流の時間が減少している。また、保護者の就労状況の影響を受けて、子ども達の交流の世界が分断されてしまっている。

#### 【再構築の考え方】

小学校を中心とする放課後対策事業（後述の全児童クラブ）の展開により小学生対応機能が小学校内に移行することから、地域住民の世代を超えた交流の場に転換する。

#### 【再構築案】

児童館機能のうち、学童クラブを含めた小学生対応機能については、条件の整った所から、小学校施設の利用を中心とした放課後対策事業へ移行し、乳幼児対応機能は、「(仮称)地域区民ひろば」として再編する。

また、中高生対応機能を受け持つ施設として、別途「(仮称)十代倶楽部」の整備を検討する。

## 保育所

#### 【現状】

保育所は、親の就労等により家庭で保育できない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設である。

平成15年度現在、本区の認可保育所は区立28園、私立6園となっている。平成17年度には、南池袋三丁目地区（旧雑司谷小学校跡地）に私立認可保育所1か所を誘致することにより、区立南池袋保育園を廃止し、区立27園、私立7園の体制となる。

待機児数は、年度当初は40名程度であるが、年度後半から急増し年度末には180名(平成14年度)を超える状況にあり、保育年齢別で見ると0,1歳児の待機児が多くなっている。また、待機児が多い園がある一方で、欠員の生じている園もあり、地域的な不均衡も生じている。

また、営利法人の認可保育所経営参入を認める国の規制緩和、都独自の認証保育制度の創設、幼稚園における預かり保育事業の促進など保育サービスの提供主体の多様化が急速に進展してきている。

#### 【問題点】

施設の面では、昭和40年代から50年代前半に建築された建物が多く、老朽化が進んでおり、建替え・改修といった課題を抱えている。

運営の面では、延長保育、夜間・一時保育など多様化するニーズに応えるには、コスト等の問題からすべてを区直営で行うには限界があり、公私の協働による事業展開を図る必要がある。

また、欠員と待機の状況から定員の見直しが求められている。

平成 15 年 3 月 1 日現在の欠員及び待機児数（人）

欠員数				待機数			
0・1歳	2・3歳	4・5歳	計	0・1歳	2・3歳	4・5歳	計
2	37	105	144	145	27	0	172

現状では0・1歳児の待機が多く、逆に4・5歳児では受入れに余裕がみうけられる状況にある。

定員の見直しにあたっては、育児休業法改正の影響を受け、今後0～2歳の乳幼児の保育需要に変化が見込まれるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきているということも考慮しなければならない。

#### 【再構築の考え方】

老朽化による建替えが必要とされる保育所や園庭・日照などの保育環境の面で緊急に整備が必要とされる保育所を優先し、地域の保育需要に即した形で施設整備を図る。また、建替え等を契機に、区立保育所の民営化を進めていく。

今後の区立保育所の役割としては、子ども家庭支援センターとの連携のもと、地域の子育て支援機能を担う施設を目指すとともに、民間にはなじみにくい病後児保育、障害児保育などを充実させていく。

認証保育所については、年度途中で増加する待機児や長時間保育等の大都市特有のニーズに応えるための補完的役割として、待機児が多い地域等に一定程度整備していく。

なお、保育所と幼稚園の連携についても、就学時前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう検討を進めていく。

#### 【再構築案】

区立保育所のあり方を整理し、区立保育所と民間保育所の役割分担を明確にしつつ、民営化を推進する。

老朽化等の建替えについては、地域の保育需要を勘案しつつ施設整備を図る。

また、認証保育所を認可保育所の補完的役割として誘致し、年度途中で増加する待機児の解消等に努めていく。

なお、保育所と幼稚園の連携については、今後のあり方を検討していく。

### 子ども家庭支援センター

#### 【現状】

子ども家庭支援センターは、すべての子どもとその家族が地域の中で、健康で楽しく生き生き暮らしていけるような支援を、区と区民の協働により推進するための核となる場所として設置された施設である。

現在、区内には東部・西部子ども家庭支援センターがあり、子育て支援情報の提供、子

育てに関する総合相談、知識の普及・啓発、親子遊び広場、子育てグループ等の育成、一時保育、児童虐待対策、発達支援（西部のみ）などの事業を実施している。

西部子ども家庭支援センターは区境にあることから、区外の登録者が多くなっている。

親子遊び広場登録者数(平成 14 年度実績) (人)

居住者区分	東部子ども家庭支援センター		西部子ども家庭支援センター		計	
	登録者数(A)	割合(A/B)	登録者数(C)	割合(C/B)	登録者数(D)	割合(D/B)
区内	678	73.1%	459	47.6%	1,137	60.1%
他区	219	23.6%	498	51.7%	717	37.9%
都下		0.0%	1	0.1%	1	0.1%
都外	30	3.2%	6	0.6%	36	1.9%
計(B)	927	100.0%	964	100.0%	1,891	100.0%

#### 【問題点】

旧保育所施設を改修し使用しているため、東部は築後 36 年（昭和 42 年 3 月建築）、西部は築後 25 年（昭和 53 年 3 月建築）を経過し、近い将来大規模改修または改築が必要な状況である。

また、両施設とも区民にわかりにくい場所に位置し、駐車スペースがない、前面道路の幅員が狭い等の理由により、来所者のための福祉バスの運行に支障をきたしている。

子育てひろばを全区的に展開することにより（（仮称）地域区民ひろば構想）、子ども家庭支援センターの機能を集約する必要がある。

#### 【再構築の考え方】

子育てに関するあらゆる相談に応じられる体制の構築を図る。

#### 【再構築案】

東・西の子ども家庭支援センターを統合し、子育てに関する総合サービスの拠点を交通至便な場所に 1 か所整備する。

親子の居場所機能は、「（仮称）地域区民ひろば」の中へ移行する。

### （ 3 ）教育関連施設

#### 社会教育会館・青年館

#### 【現状】

社会教育施設は、地域社会における社会教育活動の育成振興を図ることを目的に、場の提供と社会教育活動団体の自主的活動の支援、優れた文化に接する機会を提供するため駒込、南大塚、巢鴨、雑司が谷、千早の社会教育会館 5 館と池袋の青年館 1 館が整備されている。昭和 61 年 4 月 1 日以降、住民の要望に応じた柔軟なサービスを提供するため、(財)



豊島区コミュニティ振興公社に管理運営事務を委託している。

平成14年度の年間利用状況は、1館平均延べ62,883人である。

#### 【問題点】

これまでの社会教育は、趣味や教養などの余暇対策、いきがいくりに力点を置いたものであり、社会教育施設もそうした目的に沿って運営をしてきた。しかし、今日では、余暇・いきがい対策にとどまらず、それらを活かしながら地域の課題に取り組むことや各種団体が連携しながら社会全体をより充実したものにしていく社会貢献活動を通じた「生涯学習」のあり方が注目されている。

生涯学習推進計画策定委員会の検討では、「社会参加から参画への移行の推進」を視点のひとつに据え、社会教育施設の事業企画や実施に地域住民が参画できる自主的活動の場としての施設を目指すべき方向として示している。また、ボランティア活動を生涯学習活動の一環と位置付け、情報の提供・収集と施設の利用を通じた支援の必要性にも触れている。

こうした新しい活動の舞台となり、また従来の社会教育会館の持たない機能である、区内全域を対象とした各種団体間の調整機能や情報収集・提供機能を持つ施設である「生涯学習センター」が必要とされている。

社会教育会館・青年館は老朽化が進んでおり、平成15年度末現在、青年館は築38年、千早社会教育会館は築30年が経過する。

社会教育会館・青年館築年数一覧（平成16年3月31日現在）

施設名	開設年月日	築年数
青年館	昭和40年 6月 1日	38年
千早社会教育会館	昭和48年10月 1日	30年
南大塚社会教育会館	昭和50年 3月 1日	29年
駒込社会教育会館	昭和56年 8月 1日	22年
雑司が谷社会教育会館	昭和62年10月 1日	16年
巣鴨社会教育会館	平成 4年11月14日	11年

#### 【再構築の考え方】

生涯学習の場は社会教育施設に限られるものではない。「第二次生涯学習推進プラン」の検討との整合を図りつつ、現在の社会教育施設に求められる独自の特殊な機能と生涯学習センターのあり方を検討する。また、区民の自主的な活動を中心とした管理運営を促進していくため、新たな管理運営主体のあり方について検討する。

老朽化の甚だしい施設は廃止を含め、今後のあり方を検討する。

生涯学習センターは独自に新たな施設を建設することなく、その機能を既存施設の中に設置する。

#### 【再構築案】

社会教育会館は社会教育施設の機能を考慮しつつ「(仮称)地域区民ひろば」へ再編する。管理運営については将来の地域住民の自主運営を見据えた展開を図るが、当面は公的な支

援を行う。

老朽化している千早社会教育会館は、西部区民事務所の施設建替え時に、新施設に機能の移設を検討する。

生涯学習の観点から区の各課事業を効果的に連携させるとともに、大学・企業などとも協働して区民に学習機会を提供する機能を持ち、区民への各種情報提供と区民の自主的学習活動の拠点ともなる「生涯学習センター」を開設する。

青年館は、老朽化のため廃止を検討する。

## 体育館・体育場

### 【現状】

体育施設は、スポーツ及びレクリエーションの普及・振興を図り、もって区民の健康で豊かな生活に資することを目的として、体育館3館、野外運動場4施設、プール5か所（うち豊島プールは平成12年度から休止中）が整備されている。野外運動場のうち三芳グラウンド及び荒川野球場は区外の施設である。

その他、体育館や校庭、庭球場を地域団体に開放している区立小・中学校がある。

池袋スポーツセンターを除く体育施設については、昭和61年4月1日以降(財)豊島区コミュニティ振興公社に管理運営事務を委託している。

平成14年度の年間利用状況は、10施設で825,624人である。

### 【問題点】

豊島区の体育施設のうち築後30年を超えているものが4施設あり、老朽化が目立っている。そのうち屋内施設である豊島体育館と巣鴨体育館は、法規制上、現在の場所では原則として体育館の建替えができない。

体 育 施 設 一 覧 （年数は平成 16 年 3 月 31 日現在）

施設名	所在地	開設年月日	年 数	施設内容
豊島体育館	要町3丁目	昭和42年 9月16日	36年	競技場(球技コート2面)、観客席504席
巣鴨体育館	巣鴨3丁目	昭和47年12月17日	31年	競技場(球技コート1面)、温水プール(25m×5コース)、トレーニングルーム
雑司が谷体育館	雑司が谷3丁目	昭和62年10月 1日	16年	競技場(球技コート1面)、温水プール(25m×5コース)、体育室
池袋スポーツセンター	上池袋2丁目	平成11年 7月 1日	4年	温水プール(25m×4コース)、トレーニングルーム、スタジオ、武道場
西池袋温水プール	西池袋4丁目	平成 5年 4月29日	10年	温水プール(25m×6コース)、トレーニングルーム
総合体育場	東池袋4丁目	昭和23年10月 1日 (管理棟は昭和43年3月)	55年 (36年)	野球場(2面)、庭球場(4面)、体育室、弓射場
西巣鴨体育場	西巣鴨4丁目	昭和59年 2月 1日	20年	庭球場(2面)、弓射場、多目的広場
荒川野球場	板橋区 新河岸3丁目	昭和52年11月12日	26年	野球場(2面)
三芳グラウンド	三芳町 上富382	平成 6年 4月15日	9年	運動場、野球場(2面)、庭球場(6面)
豊島プール	南長崎6丁目	昭和40年 7月11日	38年	プール(50m×8コースの他、幼児用)は休止中。幼児プールはゲートボール場として使用。観客席600席。

区内では、屋外体育施設は総合体育場と西巣鴨体育場のみである。しかし、いずれもサッカーやラグビーなどの競技を行うことはできない。

「豊島区スポーツ振興計画の中間のまとめ」では、区民のスポーツ実施率（週1回以上運動・スポーツを行った人の割合）の改善を目指して環境を整備するとしている。

一方、「豊島区民の運動やスポーツに対する意識と活動の状況に関する調査(平成14年)」によれば、スポーツ活動を行う条件としては「時間に余裕があれば」54.1%、「気軽に楽しめる場所があれば」52.5%となっており気軽にスポーツを行える環境の整備が求められている。

【再構築の考え方】

競技場・プール等を備え、健康増進施設の機能を有する総合体育館を、区内の東部地域・西部地域・中央部地域に配置されるよう検討するとともに野外スポーツ施設の整備についても検討する。

また、新しいコミュニティの創造とスポーツ実施率の向上のため、老若男女、種目を問わずスポーツを楽しむ、地域住民による「総合型地域スポーツクラブ」の設立と運営を積極的に支援し、その活動の場として、区立中学校の校庭等の活用を検討する。

その他、「気軽に運動を楽しむ場所」として、公園の活用を検討する。

老朽施設については、廃止を含め、今後のあり方を検討する。

【再構築案】

総合体育館については、池袋スポーツセンター・雑司が谷体育館を中央部施設と位置付け、東部地域、西部地域にそれぞれ1か所ずつ整備し、その他多目的に利用できる野外スポーツ施設を1か所整備する。

老朽施設のうち総合体育場管理棟は改築し、豊島体育館、巣鴨体育館、休止中の豊島プ

ールは廃止する。

西巣鴨体育場は東部地域の総合体育館を整備後、廃止する。

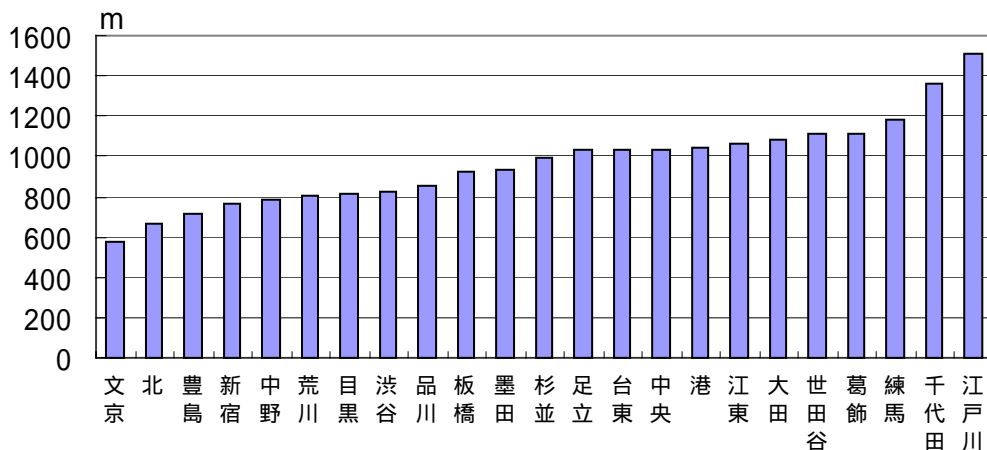
そのほか、中学校に、総合型地域スポーツクラブの活動の場として使用できる設備等を整備していくことを検討する。また今後、公園整備を進めていく中で軽スポーツのできる広場やウォーキング等を楽しめるスペースを備えた公園を整備する。

## 図書館

### 【現状】

図書館は図書・記録・視聴覚資料などを収集・整理・保存し、区民の教養・調査研究・レクリエーションに供することを目的に、区内で最も蔵書が多く、点字図書館や配本機能を持つ中央図書館1館と地域図書館7館が整備され、平均利用距離719m（徒歩10分程度）ごとの配置がなされている。利用距離の短さでは23区中第3位の水準である。

図書館の利用距離23区比較（平成13年度特別区公共施設状況調査）



現在、中央図書館は、平成19年度に東池袋四丁目再開発ビルに移転する予定で建設計画が進行中である。

なお、要町図書貸出センター（西部保健福祉センター内）は、平成13年12月に廃止し、南長崎図書貸出コーナー（椎名町小学校内）は、平成12年4月から休止している。

平成14年度の1館平均図書（CD、ビデオ、カセットは除く）貸し出し冊数は、203,345冊である。

### 【問題点】

昭和40～50年代に建設された中央、駒込、巣鴨、千早、目白図書館の老朽化が顕著になっている。

一方、インターネットによる図書予約や、IT化の推進、蔵書数の拡大要望など新たなニーズが発生している。

また、平成19年に営団地下鉄13号線が雑司が谷図書館付近に新駅を開業するという計画があり、地下鉄出入口の設置により、雑司が谷図書館は施設規模の縮小等の問題が生じる可能性がある。

図 書 館 一 覧 (築後年数は平成16年3月31日現在)

施設名	所在地	開設年月日	年数	蔵書数 (平成13年度)
巣鴨図書館	巣鴨3丁目	昭和43年 8月 1日	35年	70,190冊
千早図書館	千早2丁目	昭和46年 6月 1日	32年	72,858冊
中央図書館	東池袋5丁目	昭和54年 6月13日	24年	184,809冊
駒込図書館	駒込2丁目	昭和56年 8月 1日	22年	70,955冊
目白図書館	目白4丁目	昭和56年 7月 1日	22年	73,106冊
池袋図書館	池袋3丁目	昭和61年 5月 1日	17年	91,997冊
雑司が谷図書館	雑司が谷 3丁目	昭和62年10月 1日	16年	73,166冊
上池袋図書館	上池袋 2丁目	平成 5年 7月20日	10年	87,988冊

#### 【再構築の考え方】

現在の地域図書館配置全体を視野に入れ、新中央図書館をIT化の核とするとともに、老朽化した図書館の建替えや再配置を含めた検討を行い、蔵書数の充実や、より質が高く特色のある独自のサービスを提供できる図書館体制を目指す。

老朽化した施設の建替え並びに廃止・統合を含め、今後のあり方を検討する。

#### 【再構築案】

新中央図書館を区内の中央図書館と位置付ける。

老朽化した巣鴨図書館及び駒込図書館の現在地での建替え等の可能性を検討するとともに、駒込図書館の廃止と、巣鴨図書館及び巣鴨体育館の跡地での統合・建替えを検討する。

また、千早図書館及び目白図書館についても現在地での建替えの可能性を検討するとともに、西部区民事務所を複合施設として新築する際に、両図書館の統合、併設並びに、老朽施設である千早図書館及び目白図書館の廃止を検討する。

雑司が谷図書館は、新中央図書館が比較的近距離に開設されること及び地下鉄新駅の通路が設置されることになる可能性があるため、今後の状況を見ながら、縮小等について検討する。

休止中の南長崎図書貸出コーナーは廃止する。

## 郷土資料館

### 【現状】

現在豊島区は、池袋を中心に副都心を形成しているが、現在の姿に至るまでの地域の歴史や伝統は、区民全体の財産である。郷土資料館は、これを調査・保全するとともに、後世に継承していくために、郷土資料の収集、整理、保存、調査、研究、管理、展示を行うとともに、講座の開催や各種刊行物の発行等を通じ、豊島区の歴史・文化に対する区民の理解を深める場として昭和59年6月に西池袋の勤労福祉会館内に開設された。

平成14年度の年間利用者数は、延べ16,337人である。

郷土資料館入館者数

	平成13年度	平成14年度
入館者数(人)	11,411	16,337
学校等 団体利用	858	1,187
個人利用	10,553	15,150

### 【問題点】

現在、郷土資料館は池袋駅に近いものの、勤労福祉会館ビルの7階にあるため、単独施設や通りに面した1階に設置されている場合と比較して来街者へのアピール度が低い。また、展示施設、作業室が狭あいである。

資料収蔵庫は、西部区民事務所など7か所に分散され非効率であるうえ、収蔵スペースが不足しているため、収蔵環境は劣悪である。

### 収 蔵 庫 一 覧

名 称	所在地	床面積	使用開始年月
本館収蔵庫	西池袋2丁目 勤労福祉会館7階	約37㎡	昭和59年 6月
雑司が谷宣教師館事務棟	雑司が谷1丁目	約35㎡	昭和61年 8月
京北倉庫(株)ホームロッカー	北区堀船2丁目	約15㎡	平成 2年 4月
高田倉庫	高田2丁目 高田ことぶきの家敷地内	約63㎡	平成 3年 3月
文化財資料調査室	西池袋2丁目 勤労福祉会館隣接	約95㎡	平成 7年11月
長崎ことぶきの家地下倉庫	長崎2丁目	約13㎡	平成12年 3月
西部区民事務所	千早2丁目	2階 約32㎡ 4階 約189㎡	平成13年 3月 平成11年10月

### 【再構築の考え方】

第2次豊島区生涯学習推進計画策定の中で示される郷土資料館の今後のあり方に沿って検討する。

### 【再構築案】

郷土資料館の移設については、後述の芸術文化資料館との関係も含めて今後検討する。  
7か所に分散した収蔵庫は1か所(850㎡程度)に集約する場を検討する。

## 青少年センター

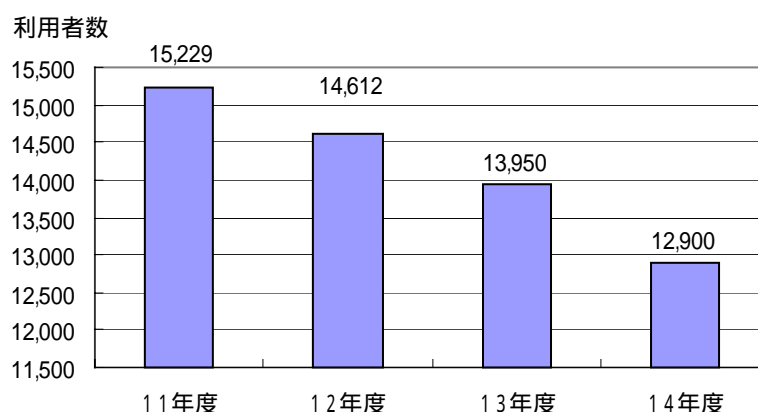
### 【現状】

主として青少年の健全な育成を図ることを目的として、青少年団体、青少年事業参加者、中学校移動教室及び一般の利用に供するために、福島県耶麻郡猪苗代町に「猪苗代青少年センター」を設置している。キャンプ場及びテニスコート1面を備えている。

### 【問題点】

平成6年の改築後、利用者数は増加傾向にあったが、交通の便が悪いこと、交通費がかかること、不景気などの影響から近年は減少傾向にある。  
また、固定者層（リピーター）の利用は多いが、新規の利用者数が伸び悩んでいる。

猪苗代青少年センター利用者数



### 【再構築の考え方】

青少年の健全育成、中学校の移動教室及び一般の宿泊所としての役割は維持する。

民間でも実施できる業務について、公民の役割を考慮し、施設の管理運営方法について検討する。

## 【再構築案】

施設を民間に貸与する公設民営方式なども含め管理運営体制を検討する。

## 幼稚園

### 【現状】

区立幼稚園 3 園は、幼児人口の急激な増加等に対応するため、昭和 45 年から昭和 48 年にかけて、いずれも児童館と併設で建設された。

昭和 60 年代から区立幼稚園のあり方や区立保育園との役割分担等がにわかに関心となり、区立幼稚園のあり方等が論議され、当初は 5 歳児の 1 年保育であったが、平成 2 年から順次 2 年保育を実施し、1 学級定員を 40 人から 30 人に変更し、今日に至っている。平成 15 年 5 月 1 日現在の園児数は 141 人、学級数は 6 学級。定員 180 人に対して 78% の定員充足率となっている。

### 【問題点】

少子化の進展により幼児人口の減少が続く中、平成 12 年 11 月に「豊島区立幼稚園検討委員会」が設置され、区立幼稚園の役割として幼児教育に対する「量的な補完」から「質的な補完」への転換及び区立幼稚園として存続する場合の存置基準の設定等が協議された。

施設面においては、耐震工事は平成 10 年度に西巣鴨、南長崎が完了している。池袋幼稚園は耐震診断を 15 年度実施する。

### 【再構築の考え方】

教育委員会内に「豊島区立幼稚園検討委員会」を設置し、検討を行っている。区内の幼児教育全般のあり方について、学識経験者及び私立幼稚園の代表等を加えて検討会を設け、16 年度中を目途に区立幼稚園の果たすべき役割や幼保一元化などの新たなニーズに対応する公私の役割分担を明確化する予定である。この中で、区立幼稚園の存廃についての考え方をまとめる。

### 【再構築案】

今後、区立幼稚園において 4 歳児学級・5 歳児学級の入園者が 10 名未満となった場合には、当該園の休園、廃園を個別に検討する。



## 小学校

### 【現状】

少子化が進む中、児童・生徒数の適正規模を図るため、区立小中学校の適正化第一次整備計画が平成9年に策定された。この計画に基づき、平成10年度には29校あった区立小学校は、平成15年度に24校にまで統合が進んでおり、平成17年度の統合新校（大明、池袋第五）の開校により23校となる予定である。

また、平成7年度から着手している小学校の耐震診断、耐震設計・工事は14年度までに10校が工事を完了している。

平成15年5月1日現在の児童数は6,944人、学級数は263である。

### 【問題点】

耐震工事は当初、平成16年度までに完了する計画であったが、通常授業を続けながらの工事施行、切迫した財政状況等により計画年度内の達成は難しくなっている。

耐震工事計画は校舎の建築年数とは別の基準である耐震の視点から計画されているが、一方で校舎の老朽化が多く的小学校で進んでおり、改築あるいは大規模改修の需要が生じている。

こうした中、平成13年度から隣接校選択制の導入により、学校の整備状況が学校選択の理由となる傾向が現れている。

また、学校が区民の身近な施設として、区民のだれもが利用できる場としての需要が高まっている。

### 【再構築の考え方】

老朽化が著しい小学校から改築あるいは大規模な整備を進める整備計画を策定する。その際、起債により耐震工事を施工した校舎等は原則として起債の償還期間には解体しない。

学校の地域利用が求められる中、既存校舎の大規模改修、改築の際には地域住民が利用しやすい構造にする。

### 【再構築案】

耐震補強工事は平成9年度以降順次実施されている。起債償還の終了する平成21年度以降、計画的に校舎等の改築あるいは大規模な改修を実施する。

地域開放施設としての役割は、「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。

## 校舎経年状況及び耐震工事状況

平成15年5月1日現在

小学校	児童数	校舎50年 経過時期	耐震工事 実施年度
仰高小学校	285	平成34年	平成13
駒込小学校	368	平成25年	平成14
巢鴨小学校	175	平成19年	平成14
清和小学校	321	平成31年	平成16
西巢鴨小学校	221	平成25年	平成15
豊成小学校	212	平成35年	平成16
朋有小学校	380	平成26年	平成10・11
朝日小学校	184	平成26年	平成9・10・11
池袋第一小学校	281	平成23年	平成15・16
池袋第二小学校	217	平成25年	平成14
池袋第三小学校	345	平成23年	平成13
(大明小学校)	121 260	平成14・15・16統合改修 (17年度)	(未実施)
(池袋第五小学校)			平成14・15・16
文成小学校	318	平成31年	平成16
南池袋小学校	401	平成65年	
高南小学校	178	平成20年	平成15・16
目白小学校	533	平成22年	平成16
長崎小学校	184	平成24年	平成15
要小学校	307	平成25年	平成10
椎名町小学校	313	平成19年	平成14
富士見台小学校	266	平成30年	平成16
千早小学校	311	平成29年	平成16
高松小学校	394	平成27年	平成16
さくら小学校	369	平成30年	平成13

## 竹岡健康学園

### 【現状】

竹岡健康学園は、区立小学校のうち3年生以上の喘息、肥満、偏食、虚弱児童を対象に環境の良好な千葉県竹岡の地で小学校所定の教育課程を履修させながら健康の回復、改善を図る施設として設置されている。

平成15年5月現在の児童数は喘息4人、肥満6人、偏食7人、虚弱1人で計18人である。

### 【問題点】

定員は60人であるが、平成13年度以降、在園児童数は20名に満たない状況にある。

児童数の推移 (単位：人)

学年	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
3年	1	4	1	1	3
4年	8	6	5	4	2
5年	7	7	7	5	7
6年	7	10	5	5	6
計	23	27	18	15	18
定員	60	60	60	60	60

### 【再構築の考え方】

「平成12年度豊島区行財政緊急再建計画」において、竹岡健康学園の存廃について検討するよう提言された。教育委員会では「竹岡健康学園検討委員会」を設置して遠隔地での立地、全寮制の形態、受益者負担、区の財政負担、他の自治体の状況などについて検討したところであり、その「検討結果報告」に沿って施設の存廃を判断する。

### 【再構築案】

学年に在籍する児童が3名未満となる学年が複数存在する状況が2年間連続した場合には、当該年度をもって廃止する。前記の基準とは別に、豊島区以外の健康学園施設との共同運営、委託入学などの方策についても検討する。

## 中学校

### 【現状】

区立小中学校の適正化第一次整備計画により平成10年度には13校あった区立中学校は、平成15年度に11校まで統合が進んでいる。平成18年度には8校となる予定である。

平成8年度から着手している中学校の耐震診断、耐震設計・工事は14年度までに2校（巣鴨北、長崎）が工事を完了している。

平成15年5月1日現在の生徒数は2,701人、学級数は90学級である。

### 【問題点】

耐震工事は平成16年度までにさらに3中学校（駒込、池袋、千川）が完了する見込みである。

耐震工事計画は校舎の建築年数とは別の基準である耐震の視点から計画されているが、一方で校舎の老朽化が多くの中学校で進んでおり、改築あるいは大規模改修の需要が生じている。

こうした中、平成13年度から隣接校選択制の導入により、学校の整備状況が学校選択の理由となる傾向が現れている。

また、学校が区民の身近な施設として、区民のだれもが利用できる場としての需要が高まっている。

### 【再構築の考え方】

老朽化が著しい中学校から改築あるいは大規模な整備を進める整備計画を策定する。その際、起債により耐震工事を施工した校舎等は原則として起債の償還期間に解体しない。

西巣鴨中学校は、耐震補強工事が未実施であり早急に整備を要する。

学校の地域利用が求められる中、既存校舎の大規模改修、改築の際には地域住民が利用しやすい構造にする。

### 【再構築案】

耐震補強工事は平成9年度以降に順次実施されている。起債償還の終了する平成22年度以降、計画的に校舎等の改築あるいは大規模な改修を実施する。

地域開放施設としての役割は、「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。

## 校舎経年状況及び耐震工事状況

平成15年5月1日現在

中学校	生徒数	校舎50年経過時期	耐震工事実施年度
駒込中学校	207	平成19年	平成15
巢鴨北中学校	336	平成19年	平成11・12
西巢鴨中学校	184	平成20年	未実施
池袋中学校	397	平成20年	平成15・16
(道和中学校)	258	平成17・18年度大規模整備 (予定)	平成17・18
(真和中学校)			
統合新中学校 (17年度)	159		
千登世橋中学校	477	平成63年	
千川中学校	297	平成22年	平成15・16
(長崎中学校)	98	平成16・17年度新校舎 (予定)	(平成9)
(第十中学校)	227		(未実施)
(千早中学校)	61		(未実施)
統合新中学校 (18年度)			

### (4) 公園

#### 【現状】

平成14年4月1日現在、区の公園面積は179,614㎡、区民一人当たり面積は0.76㎡で依然として23区中最下位である。本区の公園等配置の特性は、国立、都立の公園がないこと、大規模な公園が不足し、小規模な公園が数多いことである。また、緑被率は23区中18位となっている。

#### 【問題点】

「豊島区みどりと広場の基本計画」では、近隣公園(0.5ha以上)の不足地域として東部地区、南部地区、西北部地区をあげている。また、2haを超える近隣公園の設置(主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園)は、まとまった用地の取得が困難なため実現していない。

仮児童遊園を含め児童遊園は103か所存在し、そのうち25か所が平成元年以降に設置されている。児童遊園のうち53か所は面積が400㎡未満の狭隘なものである。

#### 【再構築の考え方】

今後の公園づくりは、小規模な公園数は充足していることから、地域の拠点となる基幹公園の整備に重点を置き「数からまとまりへ」と方向を転換する。

学校跡地利用を中心に、軽スポーツのできる広場やウォーキング等を楽しめるスペース

を備える公園の設置を計画していく。

#### 【再構築案】

学校跡地を整備し、西部地域、中央地域に近隣公園を2か所以上設置する。これらの公園整備を進めていくうえでは、軽スポーツのできる広場やウォーキング等を楽しめるスペースを備えるものを整備する。

近隣公園整備にともなう周辺の小規模公園等は近隣公園の整備後、利用状況及び防災機能等を勘案してそのあり方を検討する。

公園の現況(平成14年4月1日現在)		数	面積(m <sup>2</sup> )	区民一人あたり(m <sup>2</sup> /人)
基幹公園	5,000m <sup>2</sup> 未満	38	59,785	0.25
	5,000m <sup>2</sup> 以上	7	45,034	0.19
児童遊園		94	41,997	0.18
仮児童遊園		9	2,928	0.01
その他緑地等(庭園含む)		15	29,870	0.13
合計		163	179,614	0.76

## (5) 自転車駐車場・保管所

### 自転車駐車場

#### 【現状】

区内にはJR・私鉄・地下鉄の駅が15駅所在し、本区の鉄道交通の利便状況はよい。しかし、一方で駅前放置自転車が深刻な問題となっており、本区では放置自転車対策を区政の重点課題としている。昭和56年に設置した北池袋自転車置場を初めとし、自転車対策施設の増設を重ね、平成15年4月現在で自転車駐車場18か所(合計9,527m<sup>2</sup>、収容台数8,496台)となっている。また、小規模の暫定的な置場は10か所(合計1,640m<sup>2</sup>、収容台数1,701台)となっている。現在は巣鴨駅南自転車駐車場建設を進めている。

平成14年度調査における放置自転車台数は1日7,917台であり、撤去台数は年間合計で41,207台(原付270台含む)であった。特に池袋駅・大塚駅周辺の自転車置場が不足している。

#### 【問題点】

自転車駐車場が不足している池袋駅・大塚駅周辺では、鉄道事業者の協力(用地の提供等)なくしては整備が進まない状況にある。本区では、平成12年4月の地方分権一括法の施行による地方税法の改正を契機に、法定外税検討会議が鉄道事業者を対象とする放置自転車等対策税を検討しており、平成15年9月に報告書が提出された。この報告書では、

「自転車駐車場の設置を含めた放置自転車対策について、鉄道事業者にも社会的責務がある。」として、放置自転車対策経費の一部について鉄道事業者に税という形で負担を求めることは、社会的に合理性があるとしている。

#### 【再構築の考え方】

鉄道事業者との費用負担のあり方等を踏まえつつ、引き続き自転車駐車場の未整備な駅周辺の整備を行っていく。

#### 【再構築案】

鉄道事業者と費用負担のあり方等を協議し、池袋駅・大塚駅に自転車駐車場等を整備し駅周辺における収容台数の増加を図る。

## 自転車保管所

#### 【現状】

放置自転車対策では徹底した撤去活動が欠かせない。15年4月現在で自転車保管所7か所（合計5,432㎡・収容台数4,220台）であるが、収容台数能力において不足している。

#### 【問題点】

小規模の保管所が多く区内7か所に分散している。そのため、管理運営経費の負担が大きくなっている。

さらに、放置禁止区域の新設、拡大が見込まれるが、現行の体制では新設、拡大へ柔軟に対応できない。

#### 【再構築の考え方】

今後は徹底した撤去活動に欠かせない保管所の収容台数の増を図るとともに保管所の集約・再編を行い、効率的な撤去活動、保管を目指す。

また、現・放置自転車対策事務所は、施設の老朽化と南池袋公園の改修工事により、将来的に移転を余儀なくされている。したがって、保管所の整備にあたっては、事務所と併せての整備も含めて検討する。

#### 【再構築案】

学校跡地等を活用し、大規模な保管所を設置し4か所程度に集約するとともに、そのうちの1か所については、放置自転車対策事務所を併設する。

## (6) その他施設

### 区民事務所

#### 【現状】

平成12年度から12か所の出張所を廃止して、東部地域（北大塚）と西部地域（千早）に、新たな機能を拡充した区民事務所を設置した。

#### 【問題点】

出張所の廃止により、繁忙期に窓口処理が集中することとなったが、本庁と比較して対応業務が限定されているため、区民事務所よりも本庁に利用者が集中する傾向が現れている。

東・西区民事務所は、既存の施設跡を活用して開設したものであるため、築年数は平成16年3月末現在で、ともに33年が経過している。

住民票発行数(機械含む)の比率

	11年度	12年度	13年度	14年度
住民記録係	26.96%	65.21%	69.56%	68.71%
東部区民事務所	0%	15.98%	16.73%	17.08%
西部区民事務所	0%	18.81%	13.71%	14.21%
出張所(12か所)	73.04%	0%	0%	0%
計	100%	100%	100%	100%

印鑑証明発行数(機械含む)の比率

	11年度	12年度	13年度	14年度
住民記録係	20.49%	53.74%	59.37%	54.36%
東部区民事務所	0%	18.82%	21.84%	27.41%
西部区民事務所	0%	27.44%	18.79%	18.23%
出張所	79.51%	0%	0%	0%
計	100%	100%	100%	100%

#### 【再構築の考え方】

区民事務所の業務は、管轄地域内の「(仮称)地域区民ひろば」を所管するものとし、町会その他地域団体の代表からなる運営協議会を通じて地域と密接に連携し、地域コミュニティの振興を図ることを主たるものとする。

施設としては、区民の利便性を高めるため、同じ建物内に区民事務所以外の機能も取込んだ複合施設の整備を検討する。

#### 【再構築案】

区民事務所を、「(仮称)地域区民ひろば」を主管する地域振興の担当部署とする。また、東部地域・西部地域にそれぞれ区民事務所のほか、保健福祉センター、健康相談所の機能



を併設した施設の整備を検討する。なお、西部地域については、現社会教育会館機能及び図書館の併設についても検討する。

## 庁舎

### 【現状】

庁舎は、自治の象徴であり、自治の中心拠点としての役割を担ってきた。

地方分権の新時代を迎えた今日、庁舎には区民参加と区民協働の場としての新たな役割が求められ、区民活動の拠点としての機能が求められている。

しかし、古く手狭な豊島区庁舎には、これに応えるだけのスペースも機能も持ち合わせていない。

### 【問題点】

本庁舎の老朽化の進行は著しい。昭和36年に建てられて以来42年が経過した。この間周期毎に維持補修工事を施すほか、平成9年には耐震補強工事を施工し、建物の維持を図ってきた。しかし、建物自体はもちろん、給排水・空調及び電気等の設備の老朽化は著しく、総合的なリニューアル策を施さない限り、今後10年程度が耐用の限界と考えられる。

本庁舎が狭隘のため、本庁機能は本庁舎のほかに分庁舎A館・分庁舎B館・区役所別館・区民センター・生活産業プラザ6つの建物に分散している。本庁舎には、本庁機能の約6割の組織しか収容されていない。

分散化は、機能性と利便性を著しく阻害している。

庁舎は、建替えが急がれる状況である。

### 【再構築の考え方】

庁舎については、できるだけ早期に建替えに着手する。ただし、厳しい財政状況の中では、自力での建替えは困難であるので、

区有地の資産活用等による建設資金調達

候補地に適した建設手法（例：再開発やPFI等）の採用

庁舎の機能と規模の調整

等を検討するとともに、候補地に優先度を明示し、総合的な検討の中で再構築を図る。

### 【再構築案】

庁舎は、現庁舎地、時習小学校跡地、日出小学校跡地のいずれかの場所に整備する。

機能・規模及び建設手法は、候補地の特性に応じて選択する。

## 公会堂

### 【現状】

公会堂は、本区の芸術・文化振興の拠点である。文化による地域の活性化を目指す本区においては、公会堂の役割と機能は今後も継承されなければならないものである。

### 【問題点】

豊島公会堂は、昭和27年に建てられ51年が経過した。建物自体の老朽化に加えて、音響・照明等の舞台設備の機能低下も著しく、利用限界が生じている。耐用の限界と言える状況である。

### 【再構築の考え方】

区内には、公会堂の役割と機能を担える施設、つまり東京芸術劇場やサンシャイン劇場等の施設がある。また近い将来には東池袋四丁目交流施設も開設される。

これらの施設に、公会堂の役割と機能を分担させることが可能かどうか検討する。

### 【再構築案】

公会堂は、あり方を含め検討する。

## 男女平等推進センター（エポック10）

### 【現状】

男女平等推進センター（エポック10）は、女性を取り巻く諸問題の解決と男女共同参画社会の実現に資することを目的として平成4年6月10日に開設された。この施設は、区民や自主グループの交流の拠点、自主的な学習の場や情報の提供等の多角的な機能を持っており、開館以来今日まで、女性の地位向上と男女共同参画推進のための活動拠点として、着実にその役割を果たしてきた。

多目的ホール、会議室及び保育室の利用状況は、利用人数、利用率とも減少傾向にある。

#### <多目的ホール・会議室・保育室の利用状況>

年 度	多目的ホール			会 議 室			保 育 室			合 計		
	件数	人数	利用率	件数	人数	利用率	件数	人数	利用率	件数	人数	利用率
11	552	21,181	58.5%	599	6,986	59.3%	501	5,841	53.1%	1,652	34,008	57.0%
12	520	19,636	55.6%	577	7,029	61.9%	456	5,215	48.7%	1,553	31,880	55.3%
13	429	15,965	45.6%	526	4,882	55.9%	412	4,071	43.8%	1,367	24,918	48.4%
14	378	13,203	43.3%	507	4,926	58.1%	364	3,716	41.7%	1,249	21,845	47.7%

（注）平成13年10月より有料化。平成14年度より日曜閉館

< 講座開催実績 >

年度	開催事業数	参加人数(延)
12	7	520
13	7	491
14	7	640

< 図書等貸出実績 >

年度	図書	ビデオ
12	293 冊	45 本
13	136 冊	27 本
14	106 冊	17 本

【問題点】

男女平等推進センター（エポック10）は、池袋西口メトロポリタンプラザの10階に位置しており、その一角を賃借している。このため、年間の賃料は約4千百万円、共益費を含めると約6千2百万円にのぼることから、区財政を圧迫する一つの要因となっている。

< 賃料及び共益費の経過 >

（単位 千円）

区分	賃料		共益費		合計	
平成4年6月開設時	月額	2,943	月額	1,707	月額	4,650
平成8年6月 (賃料15%UP)	月額	3,379	月額	1,707	月額	5,086
	年額	39,678	年額	20,486	年額	60,165
平成9年4月 (消費税率3.5%に変更)	月額	3,444	月額	1,740	月額	5,185
	年額	41,337	年額	20,884	年額	62,221

金額は、千円未満切捨てのため合計額など一致しない場合がある。

【再構築の考え方】

公共施設の再構築第一次報告において、代替が可能な借上げ施設は、借上げの見直しを行うことになっている。

男女平等推進センターについては、賃料等が区財政の大きな負担となっているため、現行の民間施設から区有施設に移転する。

【再構築案】

男女平等推進センターをできる限り早期に区有施設に移転する。

**集会施設**

【現状】

区民集会室は、地域住民に集会の場を提供し、福祉増進及び文化生活の向上に寄与することを目的として条例により設置されている。

平成15年4月1日現在、38か所（64部屋）設置されており、このうち、借上げ施設の3か所を除き、28か所が他の施設との併設、7か所が単独施設となっている。併設の状況は、児童館やことぶきの家との併設が16か所、図書館との併設が3か所、区営住

宅などその他の施設との併設が9か所となっている。

このほか、区民集会室と同様の機能を果たす施設として、開放施設がある。開放施設は、施設の設置目的に支障のない範囲（ことぶきの家などについては平日の夜間等）で施設内の会議室などを開放しているものであり、現在27か所ある。内訳は、区民事務所2か所、高齢者福祉センター・ことぶきの家16か所、児童館6か所、福祉作業所1か所、健康相談所、その他1か所となっている。

さらに、学校開放施設が21か所あり、小学校の教室開放は平日の午後4時以降と学校休業日に区民集会室に準じた利用ができることとなっている。

また、まちづくりセンターが4か所あり、まちづくり事業推進のために、まちづくり協議会の活動拠点となっている。利用団体登録制度があり、事業地区内の居住者には開放されており、平日、夜間とも利用が可能である。

これらの施設90か所に社会教育会館5館・青年館・区民センター・勤労福祉会館・生活産業プラザ・男女平等推進センターの集会施設を合わせると、区内のコミュニティ施設は100か所になる。

#### 【問題点】

38か所ある区民集会室の利用状況をみると、午前・午後・夜間の時間帯を合わせた全体の利用率で50%未満の施設が26か所にのぼり、比率にして全体の約7割に相当している。また、区民集会室全体の利用率もここ数年40%を割り込んでおり低迷している状況にある。とりわけ、利用率が比較的に高いといわれる午後及び夜間の時間帯についても、平成14年度の実績で50パーセントを下回っている状況である。集会室機能を持つ他の施設についても同様の状況である。

#### < 区民集会室の利用率別施設数（平14年度実績） >

時間帯	利用率	30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上
午前	施設数	22 施設	13 施設	3 施設	0 施設
	比率	57.9%	34.2%	7.9%	0.0%
午後	施設数	7 施設	16 施設	14 施設	1 施設
	比率	18.4%	42.1%	36.8%	2.6%
夜間	施設数	6 施設	11 施設	11 施設	10 施設
	比率	15.8%	28.9%	28.9%	26.3%
全体	施設数	8 施設	18 施設	12 施設	0 施設
	比率	21.1%	47.4%	31.6%	0.0%

#### < 区民集会室の時間帯別利用状況（平成14年度実績） >

時間帯	午前	午後	夜間	合計
利用件数	5,596 件	9,191 件	10,273 件	25,060 件
利用率	25.5 %	41.8 %	47.7 %	38.3 %

< 区民集会室の利用件数と利用率の推移 >

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
利用件数	17,496 件	18,828 件	20,216 件	20,693 件	21,973 件	22,854 件	23,679 件	27,105 件	26,237 件	25,060 件
利用率	44.3 %	44.0 %	44.8 %	43.8 %	44.9 %	47.0 %	43.9 %	39.1 %	39.7 %	38.3 %

平成 13 年 10 月より有料化

数多くある集会施設の予約・申込み等について、利用者はそれぞれの施設で手続きを行っているため、空室情報などを一元的に把握することができない状況にある。今後は、利用者の利便性の観点から、総合的な予約、利用料納入システムなどの構築が必要とされている。

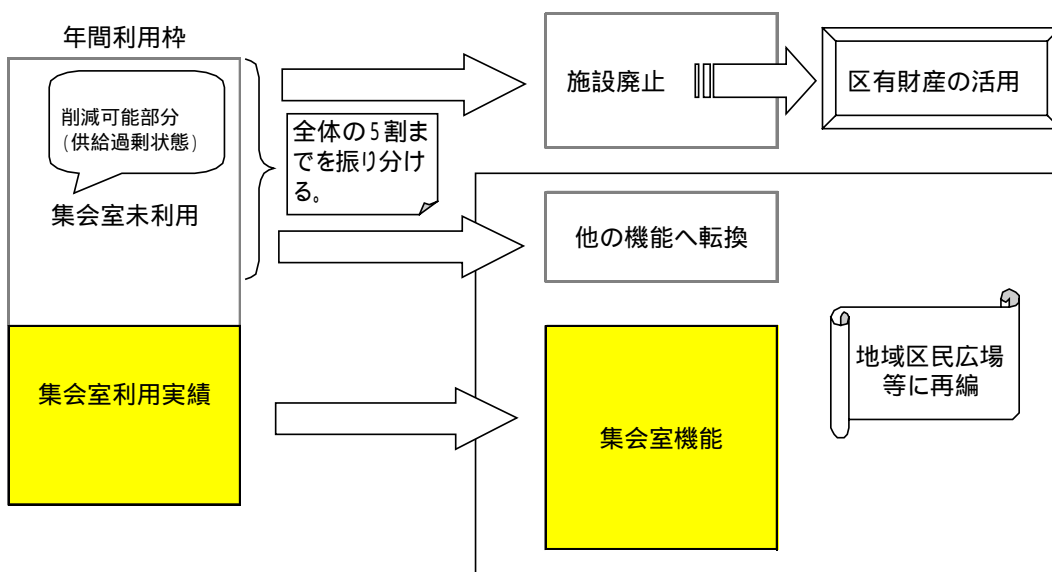
【再構築の考え方】

集会施設の適正配置と過剰な施設の削減を図るため、区民集会室を対象に利用状況等を勘案した配置方針を定め、再編する。他の地域開放施設等については、区民集会室を補完する機能として位置付け、あわせて再編の対象とする。

区民集会室の年間利用枠（注）に着目すると、過去 10 年間の利用率の推移から少なくとも 5 割の利用枠が供給過剰の状態であると考えられる。このため、この 5 割までの利用枠を削減可能部分として捉え、施設の廃止又は集会室機能から他の機能への転換に振り分けることにより、施設の有効活用を図る。施設廃止又は他の機能への転換以外の部分については、これまでと同様に集会室機能として「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。

(注) 年間利用枠 - 各施設の部屋及び時間帯（午前、午後、夜間）ごとに算出した年間の利用可能な件数の総計

区民集会室再編イメージ



#### < 配置方針 >

利用率が低い区民集会室は、廃止又は他の機能への転換の対象として検討する。

親施設が廃止できる場合には、併設の区民集会室は、廃止の対象とする。

借上げ区民集会室及び他の施設に併設されていない単独区民集会室は、廃止又は他の機能への転換の対象として検討する。

「(仮称)地域区民ひろば」の小学校区単位における集会施設の配置状況及び利用状況等を勘案し、集会室機能を配置する。

以上 ~ の配置方針に基づき集会室機能を、「(仮称)地域区民ひろば」へ再編する。

#### 【再構築案】

集会施設の適正配置を図り、「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。

### 葬祭施設

#### 【現状】

区民福祉の増進に寄与するため、南池袋四丁目に葬儀を行う施設として、南池袋斎場を設置している。平成14年度の利用率は62%である。

区内に宗派を問わない民間の葬祭施設は6か所ある。

#### 【問題点】

区営の葬祭施設は、区内に1か所である。南長崎や駒込、千川など距離の離れた地域で新たな設置や、既存施設の目的外利用を要望する声がある。

#### 【再構築の考え方】

施設の設置に関しては利用状況、民業との関係などから必要性を検討する。その際、周囲の道路状況などから転用候補となる施設の有無などを検討する。

#### 【再構築案】

車両の出入り用に、6m以上の前面道路が必要であること、近隣住民の意向、民間施設があるなかでの設置の必要性などを勘案して検討した結果、葬祭施設は増設せず、現行どおりとする。

### 区民保養所

#### 【現状】

区民及び区関係者の厚生施設、並びに区立学校の児童・生徒の夏季施設、校外教育施設として、健康の保持増進、自然観察学習に寄与することを目的として山梨県南都留郡山中

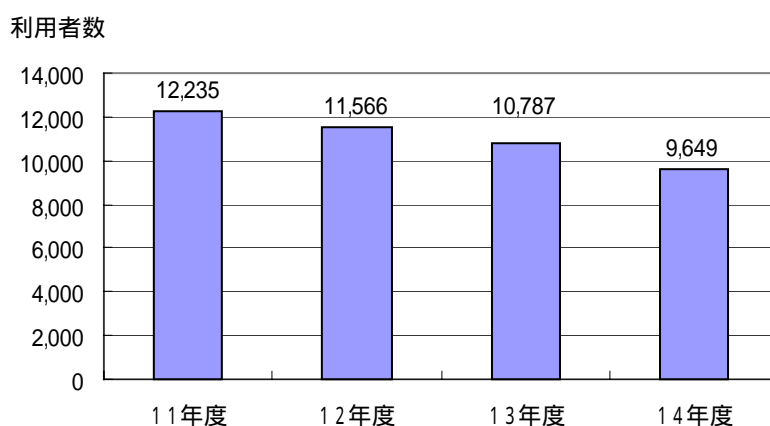
湖村に「秀山荘」を設置している。

#### 【問題点】

平成5年の改築後、増加傾向にあった利用者数が、利用料金の改定や、少人数利用が主流となったことなどから、平成12年以来減少傾向にある。

また、学校の利用以外の一般利用では、固定者層（リピーター）の利用が多く、新規の利用者数が伸び悩んでいる。

秀山荘利用者数



#### 【再構築の考え方】

小・中学校の移動教室及び一般の保養所としての役割は維持する。

業務が民間でも実施できる内容であるため、公民の役割を考慮し、施設の管理運営方法について検討する。

#### 【再構築案】

施設を民間に貸与する公設民営方式なども含め管理運営体制を検討する。

## 住宅

#### 【現 状】

区が管理運営する住宅は、平成15年4月1日現在、区営一般住宅が10団地185戸、福祉住宅が14団地240戸（うち9団地132戸は借上）、区民住宅が16団地312戸（全て借上）、従前居住者住宅が1団地11戸である。

区営一般住宅については、平成12年3月の都区協議会決定により、おおむね100戸程度までの団地について都から区へ移管を進めることとされている。また、区民住宅については、南池袋三丁目地区の福祉基盤整備事業において、新たに12戸供給（借上）する予定である。

### 【問題点】

区営住宅等については、事業コストや後年度負担が大きく、国・都の補助金の抑制傾向や区の財政状況を考えると、一般財源に新たな負担を求めるかたちで、事業を拡大していくことは困難である。また、区が直接建設した住宅については、今後、計画修繕や建替え等に関する経費の発生が見込まれるため、一般財源に新たな負担を求めないよう、使用料収入の一部を計画的に住宅基金に積み立てていくことが必要である。

### 【再構築の考え方】

住宅については、不特定多数の区民が利用する施設と異なり、地域的な適正配置を図る必要性が低いいため、原則として施設の再構築は行わず、現在の施設を維持していく。区営住宅の建替えや区有地の有効活用等により新規供給を行う場合には、必要に応じて、他施設との併設や移転・統合等を検討することとする。

また、小規模都営住宅については、平成12年の都区協議会決定に基づき、区移管を進める。

### 【再構築案】

学校跡地などにスポーツ施設や福祉施設等を整備する場合は、これら施設と併設するかたちで住宅の供給を検討する。

区営池袋本町二丁目住宅については、地域の街づくりを推進する観点から、清掃車庫跡地に移転しての建替えを行う。

都営巢鴨母子アパートの建替え時移管を推進する。



### 3 新規施設

#### (1) 保健福祉施設

##### 痴呆性高齢者グループホーム

###### 【現状】

介護保険の在宅サービス的一种としての痴呆対応型共同生活介護を提供する場（住居施設）である。

利用対象者は、痴呆の状態にある要介護者である。共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。ユニット単位で生活を送り、1ユニットは5～9人である。

高齢者に対するケア付住宅の一种である。痴呆性高齢者の生活の場としては、特別養護老人ホームがあるが、より少人数で家庭的なグループホームで生活を送ることにより、高齢者の表情や行動が落ち着き、痴呆の症状を和らげる効果があるといわれている。

現在、サービスの提供の場は、民設民営により、区内に1か所（1ユニット9人分）が整備されている。

平成13年度には、区外にある施設を11名が利用している。

###### 【問題点】

第2期東京都介護保険事業支援計画では、都内の平成19年度までの整備計画において、整備率（高齢者人口比）を0.18%としており、これは、本区にあてはめると88人分となる。

###### 【再構築の考え方】

民設民営を原則とする。

独自整備補助制度の創設など都の重点事業化の方針により、民間事業者の設置運営の意欲はかなり高い。

事業者（社会福祉法人、医療法人、民法法人、NPO法人、民間企業）の整備計画を、区、都または国とともに支援していく。

###### 【再構築案】

事業者の整備計画に応じて、区は、都または国とともに支援策を検討していく。

第2期東京都介護保険事業支援計画の整備率0.18%を目標に、平成19年までに、区内に10ユニット90人分を整備する。

## 介護療養型医療施設

### 【現状】

介護保険施設の種類であり、医療法の定める療養病床等を有する病院または診療所であって、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設である。

現在、区内には、民間病院 1 か所 44 床（平成 14 年に病棟のうち一部を介護療養型へ転換）がある。

平成 13 年度には、区外にある施設を 100 名が利用している。

### 【問題点】

第 2 期東京都介護保険事業支援計画では、都内の平成 19 年度までの整備計画において、整備率（高齢者人口比）を 0.60%としており、これは、本区にあてはめると 294 人分となる。

これまで、療養病床等を持つ医療機関の、介護療養型医療施設への転換が進まなかったが、医療保険制度の改正により、転換の推進が見込まれる。

### 【再構築の考え方】

民設民営とし、区内医療機関の介護療養型医療施設への転換を基本とする。

医療保険制度の動向や隣接区等での整備の状況を勘案する。

### 【再構築案】

介護療養型医療施設への転換を基本にして、区内医療機関へ働きかける。

## 介護老人保健施設

### 【現状】

介護保険施設の種類であり、入所する要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設である。医療機関と在宅とをつなぐ役割をもっている。

現在、区内にはない。

平成 13 年度には、区外にある施設（確保施設 30 人分を含む）を 255 人が利用している。

### 【問題点】

第 2 期東京都介護保険事業支援計画では、都内の平成 19 年度までの整備計画において、整備率（高齢者人口比）を 0.68%としており、これは、本区にあてはめると 333 人分となる。

現状では、特別養護老人ホームの待機施設となっており、医療機関と在宅をつなぐ役割

が充分果たされていないという指摘もある。

#### 【再構築の考え方】

民設民営を原則とする。

介護老人保健施設の需要は、今後の特別養護老人ホームや介護療養型医療施設の整備状況により大きく左右されるため、当面は、学校跡地等の提供、区独自補助などの支援により、事業者（社会福祉法人、医療法人）を誘致し、区内に2か所、定員200人程度を整備していく。

このうち、平成16年4月には、池袋本町2-34の民地に、定員100人（うちショートステイ10人分）の施設が医療法人により整備される。

また、平成17年4月には、雑司谷小学校跡地で展開される南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業の中で、定員106人（うちショートステイ16人分）が医療法人により整備される。

#### 【再構築案】

事業者（特に医療法人）の設置運営の意欲は高く、事業者による整備計画が提案されることが予想されるが、その都度、事業者の整備計画に応じて、第2期東京都介護保険事業支援計画で定める整備率や地域の状況を勘案し、区は、支援策を検討していく。

## 知的障害者入所更生施設

#### 【現状】

18歳以上の知的障害者を入所させて、保護するとともに更生に必要な指導・訓練を行うことを目的とする施設であり、支援費支給対象のサービスである。

現在、区内にはない。平成14年度末現在、113人が、区外（都外が主、遠くは北海道）の施設に入所している。

#### 【問題点】

入所待機者は約20人いるが、介助する家族の高齢化は顕著であり、潜在的な待機者は相当数いると推測される。また、いわゆる「親亡き後」の生活の場としての入所施設の需要も急増することが予想される。

豊島区障害者福祉計画「重点的に推進すべき施策について」（平成12年4月）の目指すべき方向として、どんなに重い障害をもっている、必要とするサービスを利用しながら、可能な限り住み慣れた地域での自立した生活を送れるよう支援していくと掲げているが、選択肢の一つに身近な地域の入所施設があることも、知的障害者とその家族の安心につながっていく。

施設整備の一方で、「施設から地域へ」の流れの中で、入所施設とグループホームを結び組みづくりも不可欠である。

### 【再構築の考え方】

民設民営を原則とする。

学校跡地等の提供などの支援により、社会福祉法人を誘致し、区内に1か所整備していく。

これについては、平成17年4月に、池袋第四保育園跡地（豊島区池袋四丁目15-10）で、定員38人（うちショートステイ4人分）の施設が社会福祉法人により整備される。

知的障害者グループホームや心身障害者福祉ホーム「さくらんぼ」と連携のとれた入所施設をめざしていく。

### 【再構築案】

池袋第四保育園跡地に整備される入所施設を核として、知的障害者グループホームが増設されるよう、設置運営法人（社会福祉法人、民間法人、NPO法人）の整備計画を支援していく。

## 精神障害者社会復帰施設

### 【現状】

社会復帰施設としては、在宅の精神障害者の社会参加、自立生活能力の向上を促進する施設として以下の施設がある。

区分	名称	内容	区内施設
生活の場	生活訓練施設	独立した日常生活は困難だが、入院の必要はなく共同生活は営め、精神科デイケア施設等に通える程度の者を対象とした入所施設	【なし】
	社会復帰施設 福祉ホーム	一定程度の自活能力がある者で、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な者を対象とした入所施設	【なし】
	地域生活援助事業 グループホーム	地域において共同生活を営むのに支障のない者で、現に就労しているか、就労が見込まれる者（福祉的就労を含む）を対象とした入居施設	【6か所・民間施設】 つくしんぼう（4戸） 第1すずらんハウス（6戸） あおぞら（6戸） 第2すずらんハウス（5戸） ドンマイグループホーム（6戸） 染井荘（4戸）

働く場	社会復帰施設	地域生活支援センター	地域で生活している精神障害者を対象に、日常生活の個別・具体的な支援、電話・面接及び訪問による服薬、金銭管理など相談や助言・指導、障害者の自主的な活動、地域住民との交流の場の提供などを行う施設	【1か所・民間施設】 こかげ
		通所授産施設	相当程度の作業能力を有し、雇用されることが困難な者で、将来就労を希望する者に対して、自活することができるよう、必要な訓練を行う施設	【1か所・民間施設】 マイファームみのり
		小規模通所授産施設		
	共同作業所	病院等における治療の結果、回復途上にある在宅の者であって、長期的な訓練が必要な者に対し、通所により、生活指導や作業訓練等の社会適応訓練を行う施設	【11か所・民間】 ゆうかりハウス（千早3） あおぞら作業所（長崎3） サンハウス（千川2） フレンドシップ（目白4） ハートランドひだまり （北大塚3） このはの家（長崎7） 染井クリエイト（駒込7） メンタルワークセンター ドンマイ（南長崎6） グリーンペペ（目白4） オフィスあおぞら（長崎3） 共同作業所オーク（西池袋2）	

#### 【問題点】

23区の中では、本区は比較的施設の配置がなされている。平成7年10月に開始された精神障害者保健福祉手帳の交付数は年々増加している。また、潜在的な手帳交付要件該当者は相当数に及ぶものと思われる。

精神障害者保健福祉手帳交付件数（人）

	10年度	11年度	12年度	13年度
交付件数	139	180	207	224

#### 【再構築の考え方】

本区における必要性、緊急性を勘案しながら、身近な地域の中に施設の整備を進めていく。

## 【再構築案】

民設民営を原則とし、整備に向けて検討を図る。

## 身体障害者入所療護施設・身体障害者デイサービスセンター

### 【現状】

身体障害者入所療護施設とは、身体障害者であって常時介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設であり、支援費支給対象のサービスである。

区内にはない。豊島区からは、平成 14 年度末現在、17 人が、区外の施設に入所している。

身体障害者デイサービスセンターとは、身体障害者が通って、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、レクリエーション等の便宜を受ける施設であり、支援費支給対象のサービスである。区内では、区立心身障害者福祉センターにおいて、一日あたり定員 25 人のサービスが実施されている。

### 【問題点】

療護施設入所待機者は約 10 人いるが、介助する家族の高齢化は顕著であり、潜在的な待機者は相当数いると推測される。また、いわゆる「親亡き後」の生活の場としての入所施設の需要も急増することが予想される。

区立心身障害者福祉センターでのデイサービスは、原則として、65 歳未満の身体障害者を対象としており、介護保険の対象となる脳血管障害等の中途障害者は、老人デイサービスセンターに通所している。しかし、急増する 40 歳台 50 歳台の中途障害者からは、自分たちに適したメニュー実施の要望が強い。また、現在、区立生活実習所や福祉作業所に通う利用者の中には、高齢化・障害の重度化により、毎日の通所が困難なものが出てきている。

### 【再構築の考え方】

療護施設については、定員は 20 名以上となっているが、特別養護老人ホームに併設する小規模型の場合は 10 名から認められている。今後、特別養護老人ホームを区内に整備する際には併設を検討していく。

デイサービスセンターについても、特別養護老人ホーム併設の療護施設に併設することを検討していく。40 歳台 50 歳台の中途障害者に適したメニューの実施や区立生活実習所や福祉作業所に毎日通うことが困難になってきている者の移行先としての整備を図っていく。

平成 17 年 4 月には、雑司谷小学校跡地で展開される南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業の中で整備される特別養護老人ホームに小規模身体障害者療護施設定員 11 人（うちショートステイ 1 人分）が社会福祉法人により整備される。

また、同施設には、身体障害者デイサービスセンターも併設される。

### 【再構築案】

今後、特別養護老人ホームを整備する際には、療護施設及び身体障害者デイサービスセンターの併設を検討する。

## (2) 子ども家庭施設

### 母子生活支援施設（母子寮）

#### 【現状】

母子生活支援施設とは、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の様々な問題から子どもの養育を十分に行うことができない場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援する児童福祉施設である。

現在、区内には社会福祉法人が運営する施設が1か所（20世帯）ある。

夫・パートナーからの暴力による被害者、離婚による母子世帯の増加など、施設入居の潜在需要は相当数に上ることが予想される。

#### 【問題点】

区内1か所ある施設の老朽化が進んでいる。

潜在的な需要に対応することができない。

#### 【再構築の考え方】

社会福祉法人を誘致し、施設の整備を図る。

#### 【再構築案】

新たに社会福祉法人による施設（1か所20世帯）の整備を図る。

現在ある民間母子寮（愛の家）の建替えを支援する。

### 全児童クラブ

#### 【現状】

豊島区青少年問題協議会の答申（平成15年2月）では、権利の主体としての子どもの発達保障の観点から、中高生の居場所や親子の交流の場とともに、学校施設の活用による放課後対策事業の推進が提案されている。同答申では、塾通いや習い事に代表される生活の多様化や学校週5日制の影響で、子どもが放課後友だちと遊び交流する機会が減少しているという認識のもとに、自主的・主体的な参加を基本とした交流の場の創造を求めている。

学校は子どもにとって親しみがあり、利用のための移動時間を要さず、安全性も確保できる施設であるため、行動範囲が狭く安全性に配慮が必要な小学生の放課後の居場所としては、極めてふさわしい施設であるといえる。

「全児童クラブ」とは、余裕教室や校庭・体育館・図書室等の学校施設を活用して、健全育成事業と学童クラブ事業を総合的に展開することにより、すべての小学生のための、安全・安心な、遊びと交流の場を整備していく事業である。

なお、文部科学省は、「(仮称)子どもの居場所づくり新プラン」として、「全児童クラブ」と同趣旨の事業を16年度から実施することを計画している。

#### 【問題点】

現行の児童館が小学校と隣接しているケースはごくわずかであり、行動範囲の狭い小学生が短い放課後時間に利用する施設としては、利便性・安全性の面で課題を抱えている。また、児童館では屋内遊びが中心となりがちだが、子どもの体力増進を図る観点からは、広々とした外遊びのための環境整備が必要である。小学校の校庭は外遊びの条件を備えており、さらなる利用を図る必要がある。

学童クラブについては、需要が増加傾向にある中で待機児が生じる一方、受入れに相当の余裕のあるクラブも生じており、各クラブでのバランスのとれた運営が行われているとは言えない状況にある。また、学童クラブ児童の増加に伴い、子育てと仕事の両立支援を推進していく観点からは、保護者が安心して子どもを預けられるシステムは今後も充実が求められるが、そのことが子どもの囲い込みにつながり、遊びと交流の世界を分断することのないような十分な配慮も求められる。

#### 【再構築の考え方】

小学校区域内すべての小学生のための放課後の居場所として、「(仮称)地域区民ひろば」のなかに整備する。

#### 【再構築案】

条件の整った地域から、全児童を対象とした、小学校内での放課後対策事業の展開を図り、「(仮称)地域区民ひろば」としての一翼を担う。【検討中】

## 子育てひろば

#### 【現状】

これまでの保育施策は、働く親に対する保育の提供を主に行われてきたが、今や在宅の親に対するケアも重要性を増し、母子密着型・カプセル育児等他とのつながりを持たずに子育てを行う家庭や親へのサポートが、少子化対策の柱の一つとなってきている。

豊島区青少年問題協議会の答申(平成15年2月)においては、親と子どもが都合の良い時間帯に気軽に立ち寄り遊ぶことができ、専門のスタッフが相談に応じ、親の仲間づくり



や子どもの預かりなども行う居場所を全小学校区単位に設置する必要性について提言されている。

#### 【問題点】

大都会での孤立した母子密着型の子育てについては、テレビ・ビデオなどのメディア漬けに陥り、ともに過ごす子どもが1歳になる前からビデオを1日5時間以上も見るケースがあるなど、子どもの心身の発達への影響が懸念されている。

こうした状況を回避するためには、気軽に立ち寄り相談できる場が必要である。現在は「親子遊び広場」として東・西の子ども家庭支援センター2か所のみが開設となっているため、気軽に相談に立ち寄り、遊びに行ける距離に整備されているとは言い難い状況にある。

#### 【再構築の考え方】

乳幼児と保護者のための子育て拠点・居場所として、「(仮称)地域区民ひろば」のなかに整備する。

#### 【再構築案】

区内23小学校区ごとに展開する「(仮称)地域区民ひろば」に、乳幼児・保護者のための居場所として整備する。

### (仮称)十代倶楽部

#### 【現状】

豊島区青少年問題協議会の答申(平成15年2月)の中では、子育ての場の保障として、子どもや子ども団体が自由に使え、社会参加を育む機能を持った研修・話し合いの「場」、情報の集約とアクセスと発信の機能に加え、音楽・演劇などの文化・芸術活動の「場」、さらに子どもの権利条約で保障された参画の「場」となる中高生の居場所づくりが提言されている。

平成9年度から千早児童館と東池袋児童館を「中高生対応館」と位置付け、音楽スタジオ等の整備を行った結果、中高生の利用が増加している。中高生を対象として実施したアンケートでは、「のんびりできる場所、特に理由がなくてもいられる場所」や「気軽に運動ができる場所」の整備を望む意見が多数を占めている。

#### 【問題点】

「中高生対応館」とした児童館では中高生の利用が増加したが、児童館全体の利用に占める中高生の割合は5%前後にとどまっている。

これは、現行の児童館が小学生の利用を前提に設計されており、身体の成長した中高生には物足りない施設であることや、他の利用者に遠慮しながら利用せざるを得ない実情に

よるものと考えられる。

また、校庭開放は小学生の遊び場や地域開放に利用されており、公共施設としては、中高生の望む「居場所」「活動・交流の場」は極めて少ない。

豊島区には池袋という繁華街があり、青少年の健全育成の観点からは、この繁華街にあるゲームセンターや路上が中高生の「たまり場」となっている現状が、憂慮されている。居場所のない中高生のための、安全で健全な居場所・活動と交流の場の整備は、極めて重要な課題である。

#### 【再構築の考え方】

中高生の居場所・活動の場を整備する。

#### 【再構築案】

区内2か所（東・西）に整備する方向で検討する。

### （3）芸術文化施設

#### 芸術文化資料館

#### 【現状】

豊島区にはかつて、画家達が集ったアトリエ村や、漫画史に残る作家を多数輩出したトキワ荘があり、池袋には江戸川乱歩が住んでいたことは広く知られている。ほかにも熊谷守一や柳家小さんなど区にゆかりのある芸術・文化人が知られている。しかし、現在、豊島区には、こうした芸術・文化人についての資料や作品などを保存・展示する区立の芸術文化施設は存在しない。

#### 【問題点】

豊島区にゆかりのある芸術・文化人の業績は、区民にとっても誇るべき貴重な財産である。しかしながら従来、芸術作品等を保存、継承していくことに、区主体としては関与してこなかったため、区にゆかりのある芸術・文化人の作品や関係資料は個人や他の団体等が保管している。例えばアトリエ村に関係した作家の作品が地元ではなく板橋や練馬の区立美術館に収蔵されるといった状況になっている。

一方で美術品や資料などの収蔵展示施設を整備するには、既存施設を活用しても大規模な改修が必要である。

#### 【再構築の考え方】

特定の分野に限らず、総合的な芸術文化資料館という視点で施設のあり方を検討する。また、専門施設以外でも、区民に対し美術品鑑賞の機会を提供できるよう検討する。

### 【再構築案】

文化の継承・保存という観点で関連のある郷土資料館の移設の検討とあわせて、施設のあり方を検討する。

その他、東池袋四丁目交流施設の中に設置予定のギャラリーなど、各種施設を利用した美術品の展示を行う。

## 交流施設（ホール）

### 【現状】

現在、区内では、アマチュア団体による演劇や、舞踊、音楽などの舞台芸術活動が広く行われている。

### 【問題点】

民間の劇場は区内に多いが、多くのアマチュアの演劇団体や舞踊、音楽活動などのグループは練習や発表の場として、専門の場所を使用することは難しく、貸し会議室など専門外の施設を利用している。こうした状況が、地域の舞台芸術活動を振興するにあたっての問題点になっている。

### 【再構築の考え方】

池袋は、毎年「池袋演劇祭」の開催場所となっており、“演劇の街”という側面を持っている。この場所に区民が、舞台芸術の練習や発表などができる場、多くの舞台芸術を鑑賞できる場、そして、地域住民が交流することのできる場を持った施設を設置する。同時に来街者を誘引し、にぎわいの拠点とすることを目指す。

### 【再構築案】

東池袋四丁目再開発ビルの3,000㎡の保留床に、区民の舞台芸術活動を育成すると共に、区民を含む多くの来街者が演劇、舞踊、音楽、講演会、展示会などを鑑賞し、芸術・文化に触れながら人と人とがコミュニケーションを持てる交流施設(ホール)を設置する。

## 文化芸術創造センター

### 【現状】

現在、区内には豊島公会堂や東京芸術劇場の他、民間の芸術文化施設があり、芸術・文化に触れる機会がある。

しかし、芸術・文化を享受するだけでなく、自ら文化・芸術活動を行う区民が増えてきており、そのための拠点が求められている。

#### 【問題点】

区民が演劇や音楽、美術活動をする時には稽古場、練習場、アトリエなどが必要となるが、そうした場所を一時的あるいは、一定期間活動の拠点として使用できる文化芸術専用の区立施設はない。

#### 【再構築の考え方】

既存の施設を活用した整備を検討する。

#### 【再構築案】

学校跡施設を活用して、演劇の稽古場、音楽の練習場、美術活動のアトリエ、活動団体の事務所としても利用できる「文化芸術創造センター」の開設を検討する。

### (4) その他施設

#### パートナーシップセンター

#### 【現状】

平成14年12月に「区民と行政とのパートナーシップ会議」から区民と区のパートナーシップ確立の具体策として、これまでになかった地域活動団体の活動拠点となる施設の必要性が提言された。提言を受けて、パートナーシップセンター開設準備委員会は平成15年7月にパートナーシップセンターのあり方を報告した。

#### 【問題点】

地域住民(団体)と行政が自立したパートナーとして、お互いの専門性や多様性を活かしながら役割分担し、共に社会的目的を実現するため行動することが求められているが、地域住民(団体)には、活動の拠点となるべき「場」を持たないものが多く、活動を活発化させるにあたっての支障となっている。

#### 【再構築の考え方】

既存の施設を活用して整備する。

#### 【再構築案】

当面、モデル施設として1か所を開設し、以後、利用状況等を検証しながら、今後のあり方を検討する。「(仮称)地域区民ひろば」開設にあたっては、機能の整合を図るものとする。

## 起業支援施設

### 【現状】

経済低迷の中、事業所や個人が新しいビジネスの展開や、起業をしようとするケースが増えている。一方で情報化の進展により、小規模なオフィスでも十分な事業活動が可能になってきている。

### 【問題点】

新たな事業を起こすには、拠点や情報は不可欠であるが、それらの獲得は経済力の小規模な起業家には負担が大きく、進出を阻害する要因となっている。

### 【再構築の考え方】

事業活動の場の提供とアドバイスやコンサルティングによる支援と相談、情報提供などトータルな起業支援の拠点となる施設の整備を検討する。

### 【再構築案】

既存の施設の転用または、学校跡施設を活用した、起業支援施設の設置を検討する。

## 第3章 公共施設の管理運営

### 公共施設の管理運営の現状と課題

#### 1 管理運営の現状

- ・ 概況

公共施設は、道路、河川、公園、学校などを除きいわゆる公の施設として条例上位置付けられたものは、設置者である区が管理運営を行う場合、公共的団体等に管理運営を委託する場合、業務の一部を委託する場合などがある。

施設の維持管理経費は、人件費や将来にわたる維持管理、改修、改築経費など中長期的スパンで掌握する必要がある。特に、民間へ委ねた場合とのサービスとコストの比較を行い、区民への十分な説明責任を果たす必要がある。

- ・ 外郭団体等への業務委託

地方自治法では、公の施設の管理について「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体もしくは公共的団体に委託することができる」としている。(244条の2の第3項)

これに基づき区では、社会教育会館、体育施設等については、財団法人豊島区コミュニティ振興公社にその管理運営の一部を委託している。また、特別養護老人ホームなどについては、社会福祉法人(豊島区社会福祉事業団)へ委託している。

- ・ 民間法人等への業務委託

さらに、区では大半の施設で業務の一部、すなわち清掃、設備保守などの一部業務を民間事業者等に委託している。

- ・ 民設民営施設の誘致

最近では、区内の区有地や民有地を問わず区民需要の高い施設を民間事業者を誘致し、設置・管理運営させる事例が増えており、特に介護関係施設は介護保険制度が整備されたことによりこの傾向が顕著に表れている。

旧雑司谷小学校跡地の定期借地方式による特養、老健、保育所整備はその典型例である。

## 2 管理運営のコスト（現状）

（単位 千円）

	施設	支出				収入（施設 使用料等） B	一般財源 C = A - B
		人件費	維持管理経 費	事業費	計 A		
区民 広場 関係 施設	集会室・コミュニティ センター 3 8 施設	53,364	187,246	0	240,610	55,451	185,159
	高齢者福祉センター ことぶきの家 1 6 館	436,026	117,593	166,248	719,867	1,861	718,006
	児童館（育成室含む） 2 2 館	1,118,495	181,724	5,972	1,306,191	32,185	1,274,006
	社会教育会館 青年館 6 館	154,486	109,084	9,974	273,544	31,543	242,001
	小・中学校 施設開放 3 6 校	340,171	126,107	0	466,278	7,492	458,786
	小計	2,102,542	721,754	182,194	3,006,490	128,532	2,877,958
	そ の 他	エポック10	51,626	77,342	4,607	133,575	1,533
秀山荘・猪苗代宿泊施 設 2 施設		31,241	244,856	61	276,158	72,688	203,470
特別養護老人ホーム 3 施設		0	1,524,253	0	1,524,253	1,378,245	146,008
保育園 2 8 園		5,000,206	239,392	215,966	5,455,564	496,236	4,959,328
公共住宅 4 0 施設 （区営、福祉、区民、アゼリア）		62,267	878,732	0	940,999	694,212	246,787
公園・児童遊園 1 6 3 か所		287,953	434,917	0	722,870	34,343	688,527
体育施設 9 施設		151,088	425,898	158,744	735,730	201,905	533,825
地域図書館 7 館		504,120	105,621	102,304	712,045	1,121	710,924
小計		6,088,501	3,931,011	481,682	10,501,194	2,880,283	7,620,911
計	8,191,043	4,652,765	663,876	13,507,684	3,008,815	10,498,869	

数値は平成14年度決算数値。

維持管理経費には修繕費を含む。

保育園の収入には補助金を含まない。

- ・ 集会室、コミュニティセンター（財政課・使用料PT資料より）
- ・ 保育園（保育園課資料より）
- ・ 上記以外の施設（行政管理課資料より）

## 公の施設と指定管理者制度

### 1 制度の概要

地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日に施行され、公の施設の管理について、新たに導入された制度が、「指定管理者制度」である。

これまで、直営の他は、地方公共団体出資法人等への委託が可能であったが、今回の改正により、民間事業者を含む地方公共団体が指定する者への管理代行を可能にしたものである。

この制度を導入する場合には、指定の手続きや業務範囲、管理基準などを条例で定め、個々の指定管理者を議会の議決を経て定めることになる。

また、条例の定めにより指定管理者の行う管理業務に施設の使用許可を含めることも可能であるが、使用料の強制徴収や、行政財産の目的外使用の許可、不服申し立てに対する決定などの地方公共団体の長のみが行うことができる権限を行使させることはできないこととされている。

指定管理者の義務としては、毎年度終了後、事業報告書を提出し、地方公共団体へ提出することが定められているが、その他、管理の基準や個人情報の保護など必要不可欠な事項は、条例や協定で定めることとされている。

地方公共団体の長は指定管理者に対して、必要な指示を行うが、指定管理者がその指示に従わなかった場合等、指定の継続が不相当と認められる場合には指定の取り消し、または管理業務の停止を命ずることが可能である。

なお、現在、旧法による管理委託を行っている公の施設については、施行から3年以内に指定管理者制度または直営に移行すれば良いこととされた。

### 2 制度の活用

法施行日から平成18年9月1日までの3年間の間に、区の全施設についてこの制度の適用が可能か、サービスとコストの両面から比較検討する。

このため庁内に指定管理者制度活用推進組織を設け、平成17年度からの制度適用へ向け、早急に取り組みを開始する。



## 第4章 区有財産の活用

### 活用の基本的考え方

#### 1 活用の基本方針

社会環境の変化等に伴い、これまで推進してきた小中学校の適正配置や出張所の廃止など、一連の公共施設の見直しにより一定の役割を終えた区有施設が数多く発生している。これらの施設の土地面積は、区道を除く区有施設全体の約10%を占める。区民共通の財産であるこれらの土地や建物は、新たな施設需要への対応に役立てるとともに、地域の発展に有効な民間活用が見込める場合は、売却や貸付なども積極的に検討し、貴重な経営資源として有効活用を図る必要がある。

学校跡地、その他跡地の活用の方向は以下のとおりである。

##### (1) 基本構想・基本計画実現のための活用

基本構想、基本計画の目標実現のため、学校跡地、その他施設跡地の有効活用を図る。

##### (2) 区民の参画・協働に資する活用

- ・施設の管理運営は、積極的に地元住民やNPO、ボランティア団体等に委ねるなど、協働のまちづくりを推進する。
- ・都市公園の整備、防災広場の確保に努めるなど、街づくりに寄与する活用を図る。

##### (3) 既存施設の有効活用

- ・耐用年数に達していない施設については、適切な修繕工事等を施すことにより既存施設の活用を図る。
- ・とりわけ学校が地域のにぎわいの場、子どもたちの居場所であったことから、既存施設を利用して教育や子育て支援、にぎわい等の創造に生かされる活用を図る。

##### (4) 財政基盤強化に寄与するための活用

- ・区が保有する土地・建物については、保有コストと将来需要を勘案し、将来的にも行政需要が見込まれない場合や保有コストが過大な場合には、売却を検討する。
- ・土地を保有したまま安定的な収入を確保するため、定期借地権等による貸付けを検討するとともに、事業収益性の確保が十分見込める場合や管理上の安全が確保できる場合には、土地信託、不動産証券化などによる活用を検討する。
- ・施設整備予定地とされたものについても、施設需要と財政基盤強化への対応とを比較考量し、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、売却又は貸付け等を検討する。

#### 2 暫定活用の方針

本格的な事業着手までの間は暫定活用を図る。校舎の建替えに伴う仮校舎は、学校跡施設を利用することが最も適当なので、そのための使用を優先することとする。

##### (1) 学校建替えに伴う仮校舎としての活用

- ・統合校の教育環境を整備する期間、仮校舎として活用する。
- ・近隣校の建替えの期間、仮校舎として活用する。

##### (2) 防災施設としての活用

学校施設が地域の防災拠点として位置付けられていた経緯を踏まえ、暫定期間中

であっても施設の防災機能は可能な限り維持し、防災拠点として活用する。

**(3) 学校法人等への貸し付け**

- ・学校法人から校舎建替えの仮校舎として学校跡施設の借用要望があった場合には、地域教育への貢献が期待され、地域環境に及ぼす影響も少ないところから、優先的に貸し付けるものとする。
- ・他の公益性の高い法人に対しても、地域への貢献と環境に及ぼす影響を判断し、可能であれば貸付けを行うものとする。

**(4) 学校開放事業への配慮**

学校開放事業は地域において長年親しまれてきた事業であるところから、仮校舎にする場合や学校法人等へ貸し付ける場合であっても、可能な限り施設を開放していくこととする。

**3 施設再構築との関連**

公共施設の再構築（案）を反映したものとする。

**4 活用の時期**

具体的な時期については、財政的な裏付けなどが必要となるため、基本計画の見直しの中で定めていくものとする。

## 学校跡地等の現状及び活用案

### 1. 学校跡地の活用

#### (1) 既に閉校となっている学校

平和小学校

#### 【現状】

##### 1 所在地

千早2 - 39 - 3

##### 2 敷地面積

6,095㎡

敷地・床面積は、「平成15年度公共施設概要」の数値を用い、小数点以下を切捨てた。  
以下の敷地・床面積について同じ。

##### 3 建物概要

###### (1) 校舎

延床面積 3,059㎡

構造等 RC造 4/0F

建築年度 S45年度

耐震対策 未実施

###### (2) 体育館

延床面積 968㎡

構造等 RC造一部S造

建築年度 S63年度

耐震対策 新耐震設計

用途 施設開放事業

##### 4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域

第二種高度地区

準防火地域

建ぺい率60%

容積率200%

前面道路幅員7.27m

##### 5 施設の現況

平和小学校は、平成11年度に要町小学校との統合により閉校となった。平成12年度出張所制度の改革により西部区民事務所として暫定活用している。校舎をそのまま利用しているため、待合スペースがないなど、事務所としての機能が不足している。また、耐震対策も行っていない。

なお、事務所以外のスペースを利用して施設開放事業を実施している。



## 【暫定活用案】

### 1 活用内容

平成12年度出張所制度改革に伴い西部区民事務所として活用している。なお、事務所以外のスペースで施設開放事業(区民ひろばに再編後は、その事業に含まれる。以下同じ)を実施している。

### 2 施設整備概要

- (1) 用途 区民事務所
- (2) 整備手法 既存建物・設備を利用
- (3) 主な工事内容 区民事務所開設に伴う改修工事

## 【活用案】

### 1 活用内容

区民事務所、保健福祉センター、保健センター及び区民ひろばの機能を兼ね備えた施設を整備する。また、千早及び目白図書館を統合する場合には、統合図書館の併設も検討する。

### 2 整備候補地とする理由

平和小学校は、営団地下鉄有楽町線千川駅から徒歩5分程度の距離にあり、交通の便が良い。また、平成12年度から既存校舎を西部区民事務所として利用しており、地域に定着した施設となっている。さらに、区民事務所、保健福祉センター、保健センターと区の東西に配置する施設の候補地としては、バランスの取れた位置にある。

## 西部保健福祉センター

## 【現状】

### 1 所在地

要町1-5-1

### 2 敷地面積

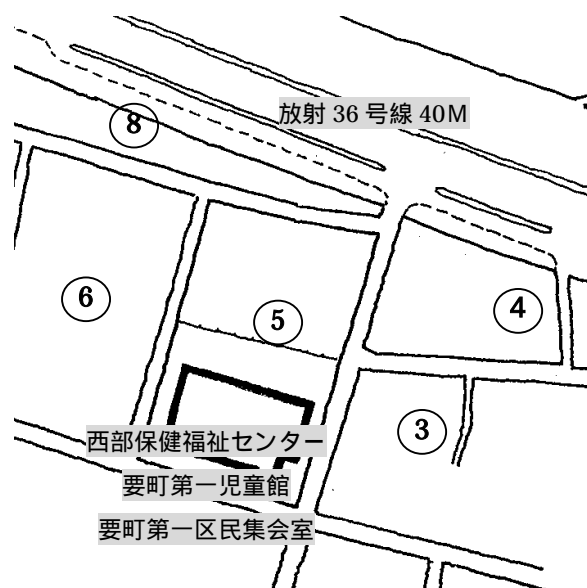
1,308㎡

### 3 建物概要

- (1) 延床面積 1,971㎡
- (2) 構造等 RC造 2/1F
- (3) 建築年度 昭和49年度
- (4) 耐震対策 未実施

### 4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域  
第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率200%



前面道路幅員 4 . 3 6 m

#### 5 施設の現況

西部保健福祉センター（床面積：775㎡）、要町第一区民集会室（床面積：204㎡）、要町第一児童館（床面積：627㎡）、要町備蓄倉庫（床面積：335㎡）の複合施設。

### 【暫定活用案】

#### 1 活用内容

当面、併設の要町第一児童館と要町第一区民集会室を区民ひろばとして利用する。

#### 2 施設整備概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 用途   | 区民ひろば(いこい・健康増進の場、自主的活動の拠点、交流の場、子育てひろば)   |
| (2) 整備箇所 | 要町第一児童館部分、要町第一区民集会室部分  |
| (3) 整備手法 | 既存建物・設備を利用   |
| (4) 留意事項 | 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。また、区民ひろばで利用していくなかで、支障が生じる場合は、改修工事が必要となる。 |

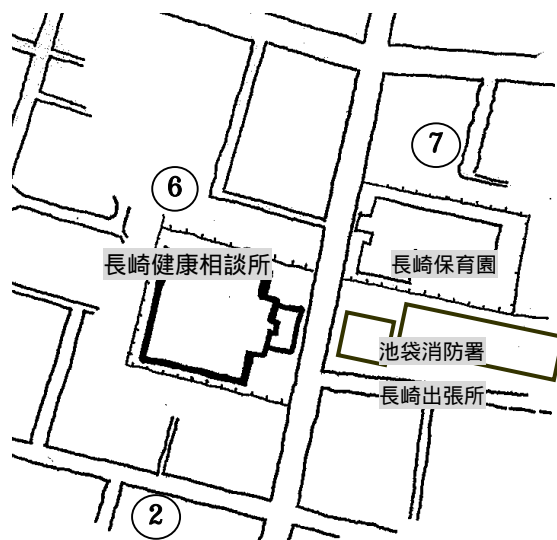
### 【活用案】

平和小学校跡地に保健福祉センター及び区民ひろばを整備後、施設全体の資産活用(売却)を検討する。

## 長崎健康相談所

### 【現状】

- 1 所在地  
長崎 3 - 6 - 2 4
- 2 敷地面積  
1,499㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 1,979㎡
  - (2) 構造等 RC造 2 / 1 F
  - (3) 建築年度 昭和53年度、平成2年度(増築)
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域



第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率 60 %  
容積率 200 %  
前面道路幅員 6 . 1 8 m

5 施設の現況

長崎健康相談相談所(床面積: 1,964㎡)と大気汚染測定室(床面積: 14㎡)との複合施設。なお、施設の一部で施設開放事業を実施している。

【活用案】

平和小学校跡地に保健センターを整備後、老朽化した近隣の公共施設の建替用地としての活用、又は資産活用(売却)を検討する。

- 千早社会教育会館

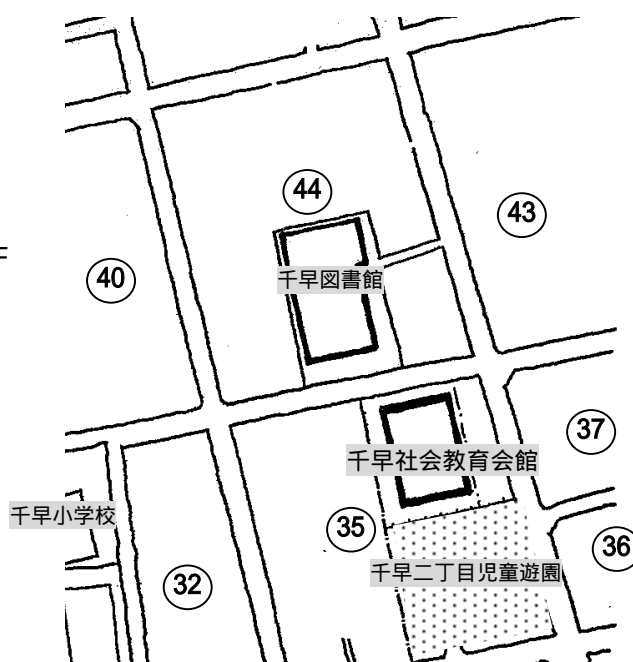
【現状】

- 1 所在地  
千早 2 - 3 5 - 1 2
- 2 敷地面積  
9 5 6 ㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 1,096㎡
  - (2) 構造等 RC造 2 / 1 F
  - (3) 建築年度 昭和 4 8 年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
第一種低層住居専用地域  
第一種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率 60 %  
容積率 150 %  
前面道路幅員 5 . 4 5 m
- 5 施設の現況

千早社会教育会館としての使用のほか、施設開放事業を実施している。

【活用案】

平和小学校跡地に区民ひろばを整備後、資産活用(売却)を検討する。



- 目白図書館

【現状】

- 1 所在地  
目白4 - 31 - 8
- 2 敷地面積  
780㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 1,154㎡
  - (2) 構造等 RC造 2 / 1F
  - (3) 建築年度 昭和55年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率300%  
前面道路幅員4.20m

- 5 施設の現況

目白図書館(床面積:1,076㎡)と目白第一区民集会室(床面積:77㎡)の複合施設となっている。



【暫定活用】

当面、併設の目白第一区民集会室は、区民ひろばとして利用する。

【活用案】

平和小学校跡地に千早及び目白の統合図書館が整備された場合は、資産活用(売却)を検討する。

- 千早図書館

【現状】

- 1 所在地  
千早2 - 44 - 2
- 2 敷地面積  
1,036㎡
- 3 建物概要

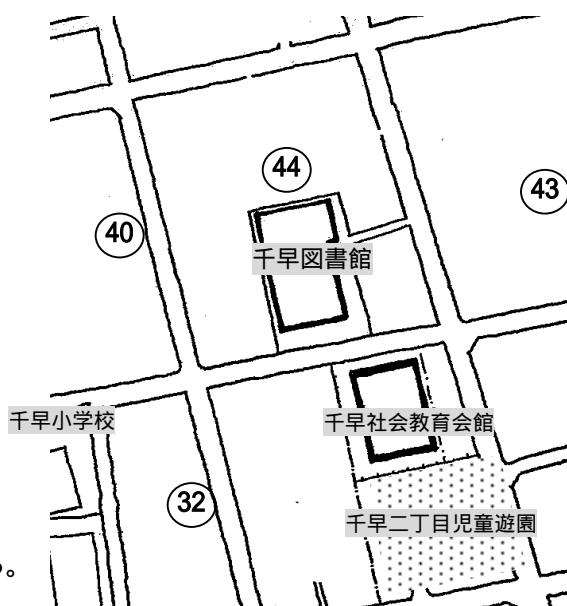
- (1) 延床面積 1,142㎡
- (2) 構造等 RC造 2/1F
- (3) 建築年度 昭和45年度
- (4) 耐震対策 未実施

4 用途地域等

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種高度地区
- 準防火地域
- 建ぺい率60%
- 容積率150%
- 前面道路幅員5.45m

5 施設の現況

千早図書館として使用している。



【活用案】

平和小学校跡地に千早及び目白の統合図書館が整備された場合は、資産活用(売却)を検討する。

雑司が谷小学校

【現状】

- 1 所在地  
南池袋3-7-1
- 2 敷地面積  
5,676㎡
- 3 建物概要  
解体済み
- 4 用途地域等  
商業・第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
防火・準防火地域  
建ぺい率80.60%  
容積率600.300%  
前面道路幅員22.00m





## 【活用案】

次の施設整備を実施している。

### 整備手法

定期借地権（53年間）で用地を民間法人に貸し付け、当該法人が施設整備実施

施設内容 特別養護老人ホーム（92床）

身体障害者療護施設（11床）

介護老人保健施設（106床）

保育所（定員120人）

賃貸住宅（107戸）

竣工予定 平成17年3月

## 《参考》

### 1 事業名

南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業

### 2 事業主体

財団法人首都圏不燃建築公社（賃貸住宅）

社会福祉法人敬心福祉会（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設）

医療法人瑞雲会（介護老人保健施設）

社会福祉法人マハヤナ学園（保育所）

### 3 整備施設

（1）敷地面積 4,654㎡

（2）延床面積 20,291㎡

（3）構造等 RC造 22/1F

（4）主要用途 賃貸住宅、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、保育所、店舗

## - 南池袋保育園

## 【現状】

### 1 所在地

南池袋3-17-2

### 2 敷地面積

589㎡

### 3 建物概要

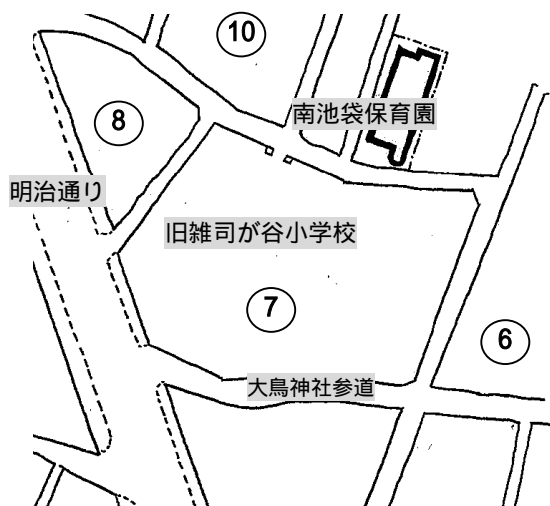
（1）延床面積 587㎡

（2）構造等 RC造 2/0F

（3）建築年度 昭和46年度

（4）耐震対策 未実施

### 4 用途地域等



第一種住居専用地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率 60 %  
容積率 300 %  
前面道路幅員 4 . 0 0 m

5 施設の現況

南池袋保育園として使用している。

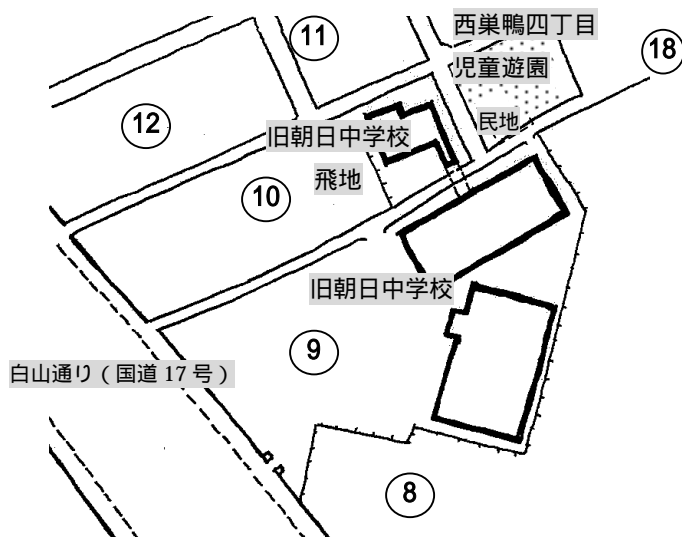
【活用案】

雑司谷小学校跡地に整備される認可保育所の開設後に廃止する。跡地については、防災機能を持った広場として整備し、保育所の「遊び場」としても利用する。

朝日中学校

【現状】

- 1 所在地  
西巢鴨 4 - 9 - 1
- 2 敷地面積  
4 , 6 8 1 m<sup>2</sup>
- 3 建物概要
  - (1) 校舎  
延床面積 3 , 0 0 3 m<sup>2</sup>  
構造等 RC造 4 / 1 F  
建築年度 昭和 4 6 年度  
耐震対策 未実施
  - (2) 体育館  
延床面積 7 8 4 m<sup>2</sup>  
構造等 S造  
建築年度 昭和 4 0 年度  
耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
商業・第一種住居・第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
防火・準防火地域  
建ぺい率 80・60 %



容積率 500・300%

前面道路幅員 40.00m

## 5 施設の現況

学校法人に校舎建替えにともなう仮校舎として平成13年5月から平成15年10月まで貸し付けている。

## 【暫定活用案】

### 1 活用内容

- (1) 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。また、文化・芸術団体への活動場所の提供も検討する。
- (2) 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。

### 2 施設整備概要

- (1) 用途 施設開放事業（文化・芸術団体の活動場所提供を含む）
- (2) 整備手法 既存建物・設備を利用
- (3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。また、区民ひろばで利用していくなかで、支障が生じる場合は、改修工事が必要となる。

## 【活用案】

### 1 活用内容

巣鴨体育館と西巣鴨体育場の機能と区民ひろばの機能を併せ持つ総合体育施設として整備する。

### 2 施設整備地とする理由

- (1) 再構築の考え方  
競技場・プール等を備え、健康増進センター機能を有する総合体育館が、利用者の利便性を考慮し、区内の東部・西部・中央部に配置されるよう検討する。
- (2) 立地上の理由  
朝日中学校敷地は、都営三田線西巣鴨駅から100mで国道17号線に面し交通の便が良い。また、体育施設候補地としては、当該地は、上記再構築の考え方にも見合い、かつ施設配置上バランスの取れた位置にある。

### 3 施設整備概要

- (1) 用途
  - ・総合体育施設（屋内：競技場、温水プール、トレーニングルーム 屋外：テニスコート、弓射場、ゲートボール場 等）
  - ・区民ひろば（いこい・健康増進の場、集会室）
- (2) 想定規模 12,000㎡程度
- (3) 整備手法 PFIによる公設民営型の施設整備・管理運営の可能性を検討する。

- 西巣鴨体育場

【現状】

- 1 所在地  
西巣鴨4 - 22 - 19
- 2 敷地面積  
3,907㎡
- 3 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率300%  
前面道路幅員12.70m
- 4 施設の現況  
施設内容は、テニスコート(2面、全天候型)、アーチェリー場(5的、5.0m)、  
ゲートボール場(1,027㎡)となっている。



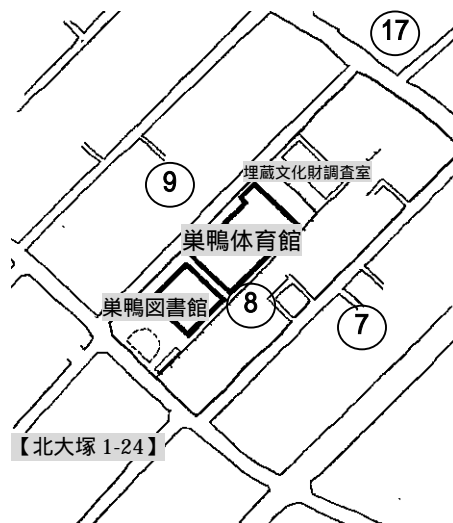
【活用案】

朝日中学校跡地に総合体育施設を整備後、福祉基盤整備用地として活用する。なお、今後の施設需要の推移により、福祉基盤用地として使用しない場合には、資産活用(売却・貸付け)を検討する。

- 巣鴨体育館

【現状】

- 1 所在地  
巣鴨3 - 8 - 7
- 2 敷地面積  
1,069㎡
- 3 建物概要  
(1) 延床面積 2,483㎡  
(2) 構造等 RC造 2/1F  
(3) 建築年度 昭和47年度  
(4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区



準防火地域  
建ぺい率 60 %  
容積率 300 %  
前面道路幅員 4 . 0 0 m

#### 5 施設の現況

施設内容は、プール(25m×11m・5コース)、競技場(30m×17.6m)、トレーニングルームとなっている。なお、建物は、建築後29年が経過し老朽化が進んでいるが、第一種中高層住居専用地域であること、前面道路が狭いことからこの敷地での建替えは困難である。

### 【活用案】

#### 1 活用内容

朝日中学校跡地に総合体育施設を整備後に廃止し、巣鴨図書館拡張用地としての活用を検討する。なお、巣鴨体育館と巣鴨図書館の敷地に駒込及び巣鴨図書館の統合図書館が整備された場合は、駒込図書館を廃止し、返却する。

#### 2 巣鴨図書館施設概要

##### (1) 所在地

西巣鴨3 - 8 - 2

##### (2) 敷地面積

991m<sup>2</sup>

##### (3) 建物概要

延床面積 1,011m<sup>2</sup>

構造等 RC造 2 / 1F

建築年度 昭和43年度

耐震対策 平成7年度改修工事時に耐震診断を実施した結果、耐震性を有している。

### 日出小学校

### 【現状】

#### 1 所在地

南池袋2 - 45 - 1

#### 2 敷地面積

4,794m<sup>2</sup>

#### 3 建物概要

##### (1) 校舎A棟(体育館内蔵)

延床面積 1,158m<sup>2</sup>

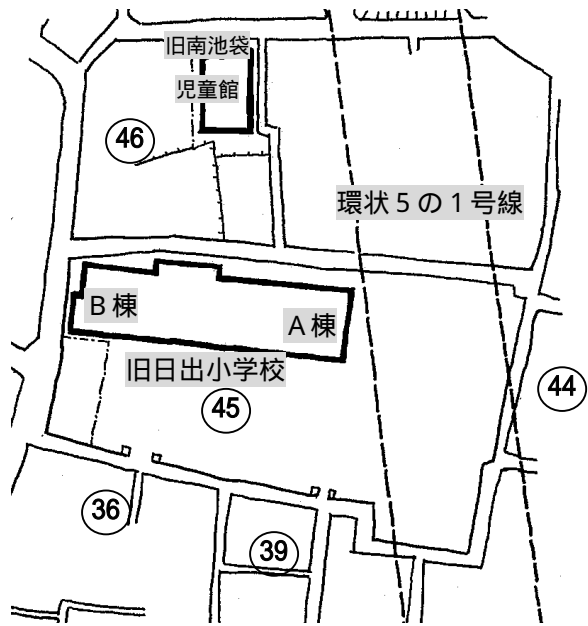
- 構造等 R C造 2 / 0 F
- 建築年度 昭和43年度
- 耐震対策 未実施
- (2) 校舎B棟
  - 延床面積 2,575㎡
  - 構造等 R C造 3 / 0 F
  - 建築年度 昭和50年度
  - 耐震対策 未実施

4 用途地域等

- 第一種住居地域
- 第三種高度地区
- 準防火地域
- 建ぺい率60%
- 容積率300%
- 前面道路幅員30.00m

5 施設の現況

日出小学校は、平成13年度に雑司谷小学校と高田小学校の三校統合により閉校となった。現在は、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施している。



【暫定活用案】

1 活用内容

- (1) 当面、体育館及び校庭で施設開放事業を実施する。
- (2) 校舎を私立学校等へ貸し付ける。

2 施設整備概要

- (1) 用途 施設開放事業
- (2) 整備手法 既存建物・設備を利用
- (3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。

【活用案】

1 活用内容

庁舎・公会堂建設の可能性を検討する。なお、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用（売却・貸付け）を検討する。

2 整備候補地とする理由

日出小学校敷地は、平成20年度開通を予定している環状5の1号線に接している。あわせて、営団13号線（池袋～渋谷）の工事も実施され平成19年には開通し、その新駅も至近に設置される予定であり、交通の便が良い場所である。

## 千川小学校 [ 校舎敷地 ]

### 【現状】

- 1 所在地  
要町 3 - 54 - 16
- 2 敷地面積  
8,678㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 3,344㎡
  - (2) 構造等 RC造 3/0F
  - (3) 建築年度 昭和46年度
  - (4) 耐震対策 平成7年度耐震診断実施、耐震補強工事未実施
- 4 用途地域等  
第一種低層住居専用地域  
第一種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率150%  
前面道路幅員7.60m
- 5 施設の現況



千川小学校は、平成14年度に大成小学校との統合により閉校となった。現在は、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施している。

### 【暫定活用案】

- 1 活用内容
  - (1) 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。
  - (2) 西部区民事務所の建設に伴う仮事務所として活用する。
- 2 施設整備概要
  - (1) 施設開放事業実施の場合

整備手法	既存建物・設備を利用
留意事項	耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。
  - (2) 区民事務所仮事務所の場合

整備手法	既存建物・設備を利用・改修
留意事項	上記「施設開放事業実施の場合」に同じ

### 【活用案】

- 1 活用内容  
運動機能を有した近隣公園として整備する。なお、施設需要と財政基盤強化への対応とを比較考量し、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用（売却・貸付け）を検討する。

## 2 整備候補地とする理由

### (1) 再構築の考え方

今後の公園づくりにあたっては、「数からまとまりへ」と変換し、学校跡地利用を中心に引き続き大規模な公園の設置を計画していく。

### (2) 立地上の理由

みどりと広場の基本計画において、この地域は近隣公園(0.5~2ha)の不足地域となっている。環状6号線(山手通り)西側と放射36号線(要町通り)北側の地域には、近隣公園がない状況であり、近隣公園の整備が急がれている。

## - 千川小学校体育館 [ 飛地 ]

### 【現状】

#### 1 所在地

要町3-55

#### 2 敷地面積

1,480㎡

#### 3 建物概要

- (1) 延床面積 588㎡
- (2) 構造等 RC造
- (3) 建築年度 昭和40年度
- (4) 耐震対策 未実施

#### 4 用途地域等

第一種住居地域  
第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率200%  
前面道路幅員7.26m

#### 5 施設の現況

千川小学校は、平成14年度に大成小学校との統合により閉校となった。現在は、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施している。



### 【暫定活用案】

#### 1 活用内容

当面は、体育館で施設開放事業を実施する。

#### 2 施設整備概要

- (1) 用途 施設開放事業
- (2) 整備手法 既存建物・設備を利用



- (3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。

## 【活用案】

### 1 活用内容

社会福祉法人の誘致により母子寮、認可保育所を整備する。

### 2 整備候補地とする理由

千川小学校体育館敷地は、第一種住居地域となっており、スポーツ施設など不特定多数が利用する施設の建設は制限されるが、母子寮や保育所の建設は許容されている。また、当該地の建設可能床面積は、約2,900㎡であり、保育園の園庭を計画しても、母子寮(20室)及び保育所をあわせた施設(必要床面積約2,000㎡)を建設することは可能である。

### 3 施設整備手法

社会福祉法人に用地を貸付け、又は売却し、当該法人が施設整備を行う民設民営方式を検討する。

## - 高松第一保育園

板橋区幸町

## 【現状】

### 1 所在地

高松3-10-7

### 2 敷地面積

911㎡

### 3 建物概要

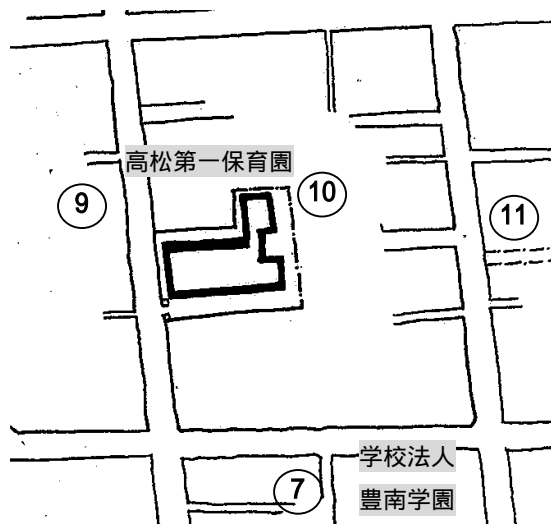
- (1) 延床面積 526㎡
- (2) 構造等 RC造 2/0F
- (3) 建築年度 昭和40年度
- (4) 耐震対策 未実施

### 4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域  
第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率200%  
前面道路幅員

### 5 施設の現況

高松第一保育園として使用している。なお、建物は建築後38年を経過し、老朽化がすすんでいる。



## 【活用案】

千川小学校体育館跡地に認可保育所が整備された後に廃止し、資産活用（売却）を検討する。

### 千川二丁目児童遊園

## 【現状】

- 1 所在地  
千川 2 - 3 3 - 4
- 2 敷地面積  
4 2 4 m<sup>2</sup>
- 3 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率 6 0 %  
容積率 2 0 0 %  
前面道路幅員 7 . 2 7 m



- 5 施設の現況  
千川二丁目児童遊園には、便所、水飲場、時計塔のほか、5 t の小型貯水槽が設置されている。

## 【活用案】

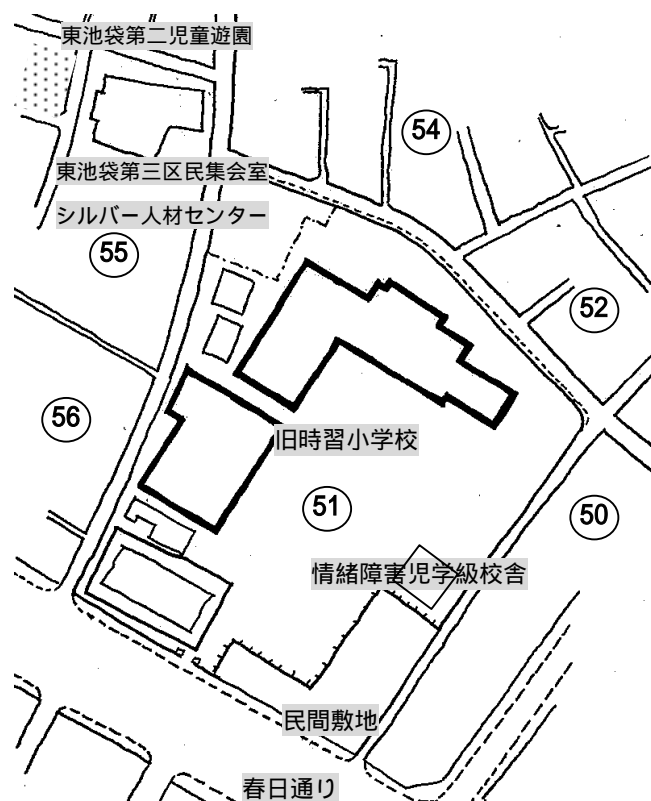
千川小学校跡地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には、資産活用（売却）を検討する。

### 時習小学校

## 【現状】

- 1 所在地  
東池袋 2 - 5 1 - 4
- 2 敷地面積  
8 , 4 1 6 m<sup>2</sup>
- 3 建物概要  
( 1 ) 通常学級校舎  
延床面積 3 , 8 3 0 m<sup>2</sup>

- 構造等 R C 造 4 / 0 F  
 建築年度 昭和 4 2 年度  
 耐震対策 未実施
- ( 2 ) 情緒障害児学級校舎  
 延床面積 3 3 5 m<sup>2</sup>  
 構造等 R C 造 2 / 0 F  
 建築年度 昭和 6 1 年度  
 耐震対策 未実施
- ( 3 ) 体育館  
 延床面積 7 7 3 m<sup>2</sup>  
 構造等 R C 造  
 建築年度 昭和 3 8 年度  
 ( 昭和 6 3 年度大規模改造 )  
 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
 商業・第一種住居地域  
 防火地域  
 建ぺい率 8 0 ・ 6 0 %  
 容積率 7 0 0 ・ 4 0 0 %  
 前面道路幅員 2 5 . 0 0 m
- 5 施設の現況



時習小学校は、平成 1 5 年度に大塚台小学校との統合後に閉校となった。現在は、校庭、体育館で施設開放事業を実施している。なお、情緒障害児学級は、平成 1 6 年 4 月に南池袋小学校の新校舎に移転するまで、1 年間存続する。

## 【暫定活用案】

### 1 活用内容

- ( 1 ) 当面、校庭及び体育館で施設開放事業を実施する。
- ( 2 ) 教室を文化芸術団体等へオフィスなどとして貸し付けることを検討する。
- ( 3 ) 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。

### 2 施設整備概要

- ( 1 ) 用途 施設開放事業
- ( 2 ) 整備手法 既存建物を利用
- ( 3 ) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。

## 【活用案】

### 1 活用内容

庁舎・公会堂建設の可能性を検討する。なお、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用（売却・貸付け）を検討する。

## 2 整備候補地とする理由

時習小学校敷地は、建築可能床面積が3万 $\text{m}^2$ を超え、想定される庁舎床面積の確保も可能である。

### (2) 今後閉校が予定されている学校

#### 旧高田小学校[南池袋小学校校舎]

##### 【現状】

#### 1 所在地

雑司が谷2-12-1

#### 2 敷地面積

7,502 $\text{m}^2$

#### 3 建物概要

##### (1) 校舎

延床面積 3,617 $\text{m}^2$

構造等 RC造 3/0F

建築年度 昭和34年度

耐震対策 未実施

##### (2) 体育館

延床面積 622 $\text{m}^2$

構造等 RC造

建築年度 昭和39年度

耐震対策 未実施

#### 4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域

第三種高度地区

準防火地域

建ぺい率60%

容積率300%

前面道路幅員4.00m

#### 5 施設の現況

高田小学校は、平成13年度に雑司が谷小学校と日出小学校の三校統合により、閉校され、南池袋小学校となった。この校舎は、平成16年度に千登世橋中学校(旧雑司が谷中学校)跡地に南池袋小学校の新校舎が完成するまで仮校舎として使用している。

##### 【暫定活用案】



## 1 活用内容

- (1) 現在、高田小学校と雑司が谷小学校と日出小学校の三校統合による南池袋小学校の校舎として活用している。
- (2) 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。

## 2 整備概要等

- (1) 用途 施設開放事業
- (2) 整備手法 既存建物・設備を利用
- (3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。

## 【活用案】

### 1 活用内容

防災機能を有した近隣公園として整備する。なお、施設需要と財政基盤強化への対応とを比較考量し、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用（売却・貸付け）を検討する。

### 2 整備候補地とする理由

#### (1) 再構築の考え方

今後の公園づくりにあたっては、「数からまとまりへ」と変換し、学校跡地利用を中心に引き続き大規模な公園の設置を計画していく。

#### (2) 立地上の理由

みどりと広場の基本計画において、この地域は近隣公園（0.5～2ha）の不足地域となっている。雑司が谷霊園（33.55ha）はあるが、近隣公園はない状況である。

## - 雑司が谷中央児童遊園

## 【現状】

### 1 所在地

南池袋4-1-3

### 2 敷地面積

396㎡

### 3 用途地域等

第一種中高層住居専用地域

第三種高度地区

準防火地区

建ぺい率60%

容積率300%

前面道路幅員5.45m

### 4 施設の現況

雑司が谷中央児童遊園には、便所、水飲場、時計塔のほか、40tの貯水槽と防災



資機材格納庫が設置されている。

### 【活用案】

旧高田小学校敷地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には、資産活用（売却）を検討する。

#### 雑司が谷二丁目四ツ家児童遊園

### 【現状】

- 1 所在地  
雑司が谷 2 - 1 - 6
- 2 敷地面積  
392 m<sup>2</sup>
- 3 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
準防火地区  
建ぺい率 60 %  
容積率 400・300 %  
前面道路幅員 18.25 m
- 4 施設の現況



雑司が谷二丁目四ツ家児童遊園には、便所、水飲場、時計塔のほか、40 tの貯水槽、5 tの小型貯水槽及び防災資機材格納庫が設置されている。

### 【活用案】

旧高田小学校敷地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には、資産活用（売却）を検討する。

#### 真和中学校

### 【現状】

- 1 所在地  
目白 5 - 24 - 12
- 2 敷地面積

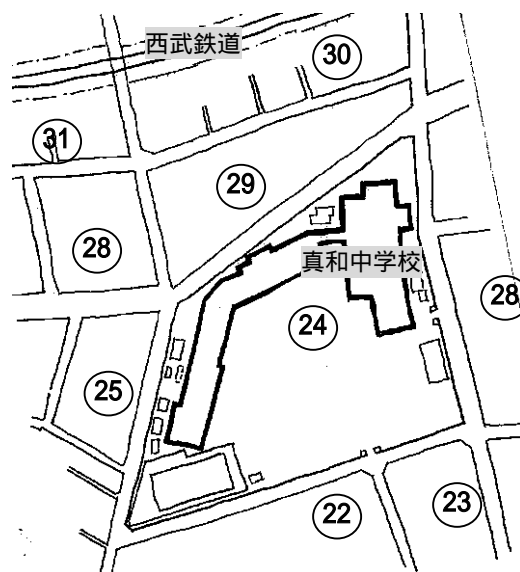
7,252㎡

### 3 建物概要

- (1) 延床面積 5,965㎡
- (2) 構造等 RC造 4/0F
- (3) 建築年度 昭和35年度
- (4) 耐震対策 平成12年度耐震診断実施

### 4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率300%  
前面道路幅員5.27m



### 5 施設の現況

既存校舎は、平成17年度に道和中学校と統合されるまで、真和中学校校舎として使用する。統合後は、道和中学校跡地に新校舎が建設されるまで、統合新校の仮校舎として使用する。

## 【暫定活用】

### 1 活用内容

- (1) 道和中学校と真和中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。
- (2) 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。
- (3) 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。

### 2 施設整備概要

- (1) 用途 施設開放事業
- (2) 整備手法 既存建物・設備を利用
- (3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。

## 【活用案】

### 1 活用内容

地域のいこい・健康増進の場としての機能を有した近隣公園として整備する。なお、施設需要と財政基盤強化への対応とを比較考量し、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用(売却・貸付け)を検討する。

### 2 整備候補地とする理由

#### (1) 再構築の考え方

今後の公園づくりにあたっては、「数からまとまりへ」と変換し、学校跡地利用を中心に引き続き大規模な公園の設置を計画していく。

#### (2) 立地上の理由

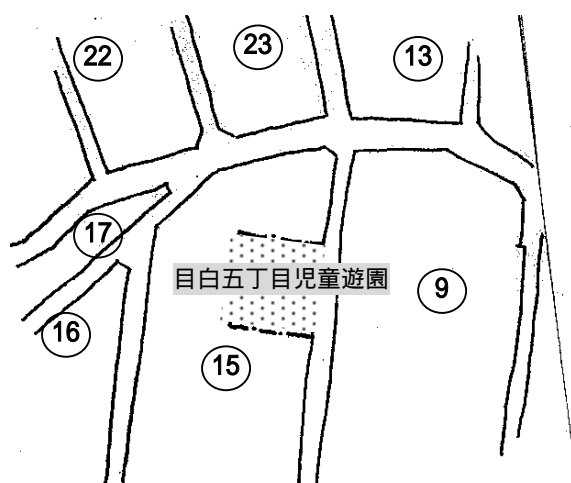
この地域は近隣公園(0.5~2ha)の充足地となっはいるが、近隣公園(南長崎一丁目仮児童遊園)とは、環状6号線で隔てられた位置にある。また、環状6号線、JR山手線、西武池袋線に囲まれた地域には、近隣公園がない状況であり、その

整備が望まれる。

## 目白五丁目児童遊園

### 【現状】

- 1 所在地  
目白5 - 15 - 17
- 2 敷地面積  
424 m<sup>2</sup>
- 3 用途地域等  
第一種低層住居専用地域  
第一種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率150%  
前面道路幅員4.00m



- 4 施設の現況  
目白五丁目児童遊園には、便所、水飲場、時計塔のほか、100tの貯水槽と5tの小型貯水槽が設置されている。

### 【活用案】

真和中学校敷地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合は、資産活用（売却）を検討する。

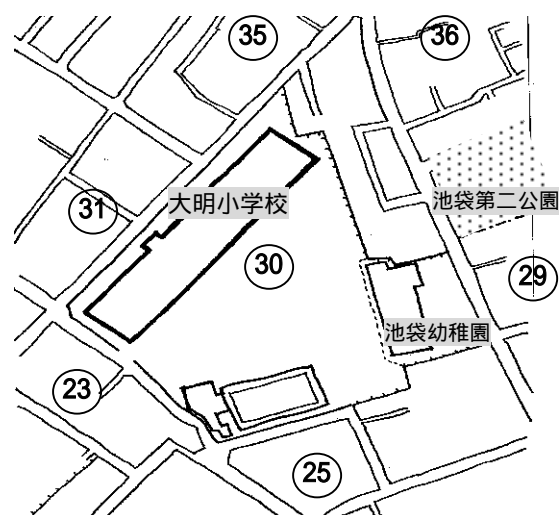
## 大明小学校

### 【現状】

- 1 所在地  
池袋3 - 30 - 8
- 2 敷地面積  
8,123 m<sup>2</sup>
- 3 建物概要  
(1) 延床面積 4,217 m<sup>2</sup>



- (2) 構造等 RC造 3 / 0 F
- (3) 建築年度 昭和40年度
- (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等
  - 近隣商業・第一種中高層住居専用地域
  - 第三種高度地区
  - 準防火地域
  - 建ぺい率 80・60%
  - 容積率 300%
  - 前面道路幅員 4.00m



- 5 施設の現況
  - 既存校舎は、平成17年度に池袋第五小学校と統合されるまで、大明小学校校舎として使用し、統合後は、空施設となる。

### 【暫定活用案】

- 1 活用内容
  - (1) 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。
  - (2) 校舎、敷地を地域福祉や地域活動の拠点、あるいは起業支援の場となるよう活用する。なお、具体的な活用内容や運営方法などは区民参画により検討する。
- 2 施設整備概要
  - (1) 用途 施設開放事業
  - (2) 整備手法 既存建物・設備を利用
  - (3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。
- 3 区民参画による活用の検討組織
  - (1) 設置時期 平成15年度内
  - (2) メンバー構成 町会その他地域活動団体  
立教大学  
区及び街づくり公社
  - (3) 検討期間 設置から1年間程度

### 【活用案】

- 1 活用内容
  - 十代倶楽部、生涯学習センター及び区民ひろばを整備する。また、老朽化した近隣の公共施設の移転・併設も検討する。
- 2 整備候補地とする理由
  - 生涯学習センターは、区内に1ヵ所整備する予定となっているところから、区民の利便性を考えると、区の中心部に位置し、池袋駅に至近で交通の便が良い場所が適当である。大明小学校はその条件を備えている。また、十代倶楽部は、生涯学習センターと類似した機能をもつことから、合築で整備することによりコストが削減され、合理的な使用が可能

となることが予想される。

### 3 施設整備概要

#### (1) 建替えによる整備

用途 十代倶楽部、生涯学習センター、区民ひろば(いこい・健康増進の場、交流の場、自主的活動の場)

想定規模 8,000㎡

#### (2) 既存建物を利用した整備

用途 十代倶楽部、生涯学習センター、区民ひろば(いこい・健康増進の場、交流の場、自主的活動の場)

(3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。また、区民ひろばとして利用していくなかで、支障が生じる場合は、改修工事が必要となる。

## - 青年館

### 【現状】

#### 1 所在地

池袋2-35-5

#### 2 敷地面積

307㎡

#### 3 建物概要

(1) 延床面積 1,030㎡

(2) 構造等 RC造 5/0F

(3) 建築年度 昭和39年度

(4) 耐震対策 未実施

#### 4 用途地域等

商業地域

防火地域

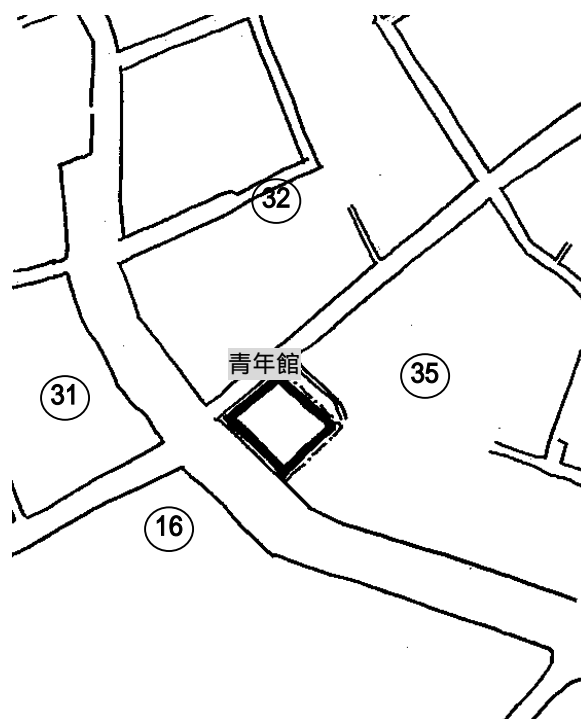
建ぺい率80%

容積率400%

前面道路幅員11.00㎡

#### 5 施設の現況

青年館として使用している。建物は、建築後38年間を経過し、老朽化がすすみ、エレベーターが未設置であるなど、使用に支障が生じている。



### 【活用案】

大明小学校敷地に生涯学習センターを整備後に廃止し、資産活用(売却)を検討する。

## 第十中学校

### 【現状】

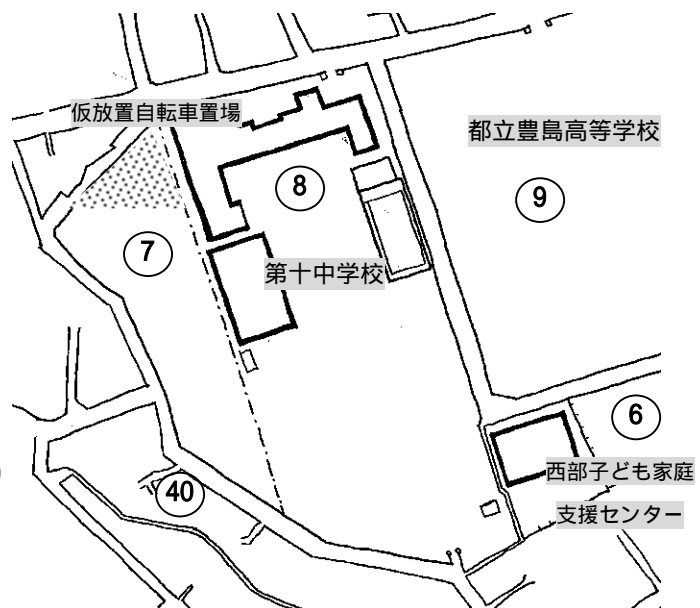
- 1 所在地  
千早4 - 8 - 19
- 2 敷地面積  
16,178㎡
- 3 建物概要
  - (1) 校舎  
延床面積 4,276㎡  
構造等 RC造 4/0  
建築年度 昭和34年度  
耐震対策 平成12年度  
耐震診断実施
  - (2) 体育館  
延床面積 874㎡  
構造等 RC造  
建築年度 昭和32年度  
耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
第一種低層住居専用地域  
第一種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率150%  
前面道路幅員7.27m

### 5 施設の現況

既存校舎は、長崎中学校と千早中学校との三中学校統合の第一段階として平成16年度に千早中学校と統合されるまで、第十中学校校舎として使用する。統合後は、千早中学校跡地に新校舎建設まで、統合新校の仮校舎として使用する。

### 【暫定活用案】

- 1 活用内容
  - (1) 千早中学校と第十中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。
  - (2) 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。
- 2 整備概要等
  - (1) 用途 施設開放事業
  - (2) 整備手法 既存建物・設備を利用
  - (3) 留意事項 耐震対策未実施のため、長期間既存建物を使用する場合は、耐震診



断とその結果によっては耐震補強工事が必要となる。

## 【活用案】

### 1 活用内容

サッカーやラグビー競技が可能な運動公園として整備する。

### 2 整備候補地とする理由

区内にはサッカーやラグビーができるスポーツ施設がないことから、その設置要望が多くある。サッカーやラグビーの競技には、約12,000㎡以上の面積を要し、それを満たす敷地は、約16,000㎡の面積を有する第十中学校敷地だけである。

## 長崎中学校

## 【現状】

### 1 所在地

南長崎4 - 13 - 22

### 2 敷地面積

13,007㎡

### 3 建物概要

#### (1) 校舎

延床面積 4,152㎡

構造等 RC造 5/0F

建築年度 昭和35年度

耐震対策 平成7年度耐震診断  
平成9年度  
耐震補強工事実施

#### (2) 体育館

延床面積 808㎡

構造等 S造

建築年度 昭和37年度

耐震対策 平成9年度

耐震補強工事実施

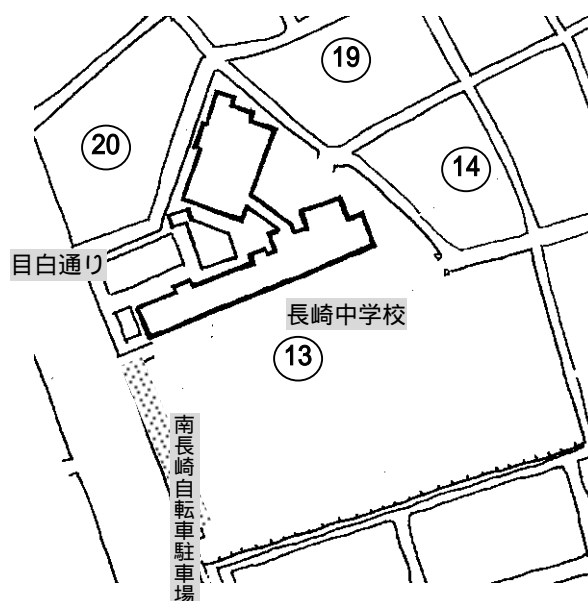
### 4 用途地域等

近隣商業・第一種住居地域

第三・第二種高度地区

防火・準防火地区

建ぺい率80・60%



容積率 400・200%

前面道路幅員 25.00m

## 5 施設の現況

既存校舎は、第十中学校と千早中学校との三中学校統合の第2段階として平成18年度に統合されるまで、長崎中学校校舎として使用する。統合後は、空施設となる。

## 【暫定活用】

- (1) 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。
- (2) 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。

## 【活用案】

### 1 活用内容

総合体育施設（区民ひろばを含む。）として整備する。なお、住宅等の公共施設との併設の可能性も検討する。

### 2 整備候補地とする理由

#### (1) 再構築の考え方

競技場・プール等を備え、健康増進センター機能を有する総合体育館が、利用者の利便性を考慮し、区内の東部・西部・中央部に配置されるよう検討する。

#### (2) 立地上の理由

長崎中学校敷地は、都営大江戸線落合南長崎駅から至近であり、放射7号線に面し交通の便が良い。また、体育施設候補地としては、当該地は、上記再構築の考え方にも見合い、かつ施設配置上バランスの取れた位置にある。さらに、建築可能面積が約30,000㎡あり、豊島体育館に見合う観覧席がある競技場のほか、観覧席のある温水プールやトレーニングルーム等を備えた施設の建設が可能である。

### 2 施整備概要

- (1) 用途 総合体育施設（体育館、温水プール、トレーニングルーム 等）
- (2) 想定規模 18,000㎡

- 豊島体育館

## 【現状】

### 1 所在地

要町3-47-8

### 2 敷地面積

4,156㎡

### 3 建物概要

- (1) 延床面積 3,306㎡
- (2) 構造等 RC造 2/1F



- (3) 建築年度 昭和42年度
- (4) 耐震対策 平成7年度耐震診断実施

4 用途地域等

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種高度地区
- 準防火地域
- 建ぺい率60%
- 容積率150%
- 前面道路幅員7.27m

5 施設の現況

施設内容は、競技場(34.5m×41.5m)、観客席(504人収容)、更衣室、シャワー室、選手控室のほか、管理諸室となっている。建物は、建築後36年が経過し、老朽化がすすんでいる。

【活用案】

1 活用内容

長崎中学校敷地に総合体育施設を整備後廃止する。跡地については、自転車駐車場及び今後想定される福祉基盤整備の用地として活用する。

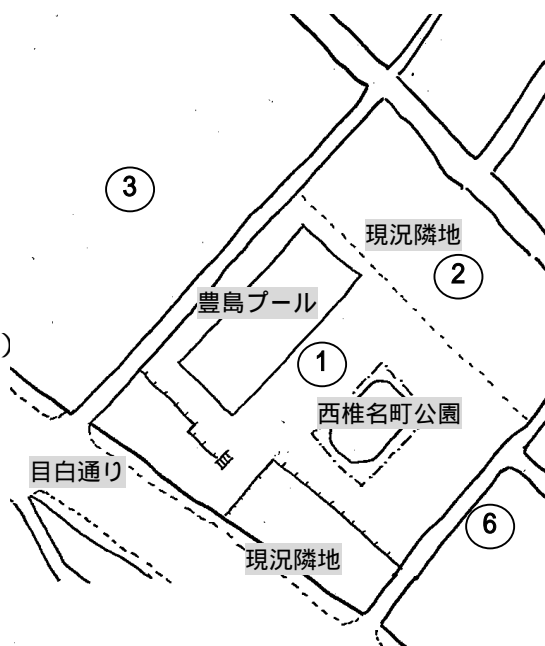
2 整備候補地とする理由

豊島体育館敷地は、営団地下鉄有楽町線千川駅から至近であり、自転車駐車場の設置場所として適している。なお、当該敷地は、100床程度の特別養護老人ホームの建設、あるいは心身障害者福祉センターを移築するための面積を有している。

- 豊島プール

【現状】

- 1 所在地
  - 南長崎6-1-20
- 2 敷地面積
  - 西椎名町公園敷地 5,734㎡
  - (うち豊島プール敷地相当分は2,712㎡)
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 489㎡
  - (2) 構造等 RC造 2/1F
  - (3) 建築年度 昭和39年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等
  - 近隣商業・第一種住居地域



第三種・第二種高度地区

防火・準防火地域

都市計画公園

建ぺい率 80・60%

容積率 400・200%

前面道路幅員 25m

5 施設の現況

平成12年度から休止中

**【暫定活用案】**

1 活用内容

仮自転車保管所、又はフットサルなどの競技ができるスペースとして活用することを検討する。

2 施設整備概要

(1) 用途 自転車保管所等

(2) 整備手法 既存施設を利用

**【活用案】**

1 活用案

長崎中学校敷地に総合体育館施設を整備後廃止し、西椎名町公園として整備する。

2 整備候補地とする理由

豊島プール敷地は、西椎名町公園の敷地の一部として、都市計画公園に位置付けられ、近隣公園となっている。しかし、豊島プールが存することで、オープンスペースが狭小となっているなど有効利用ができていないところから、既存公園部分と一体的な整備が必要である。

## 2. 区民ひろばへの再編に伴う廃止施設の活用

区民ひろばとして転用（暫定活用を除く）する施設は除く

### 南池袋第二区民集会室（旧第四出張所）

#### 【現状】

1 所在地

南池袋 2 - 16 - 10

2 敷地面積

158㎡

3 建物概要

(1) 延床面積 366㎡

(2) 構造等 RC造 3/0F

(3) 建築年度 昭和41年度

(4) 耐震対策 平成10年度耐震工事实施

4 用途地域等

商業地域

防火地域

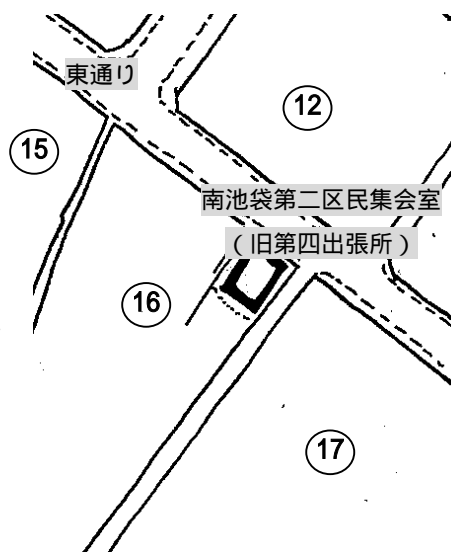
建ぺい率80%

容積率600%

前面道路幅員7.60m

6 施設の現況

平成12年度の出張所制度の改革により、第四出張所が廃止され、南池袋第二区民集会室となっている。



#### 【活用案】

区民ひろばに再編後廃止し、資産活用（売却）を検討する。

### 南長崎第四区民集会室（旧第七出張所）

#### 【現状】

1 所在地

南長崎 4 - 29 - 10

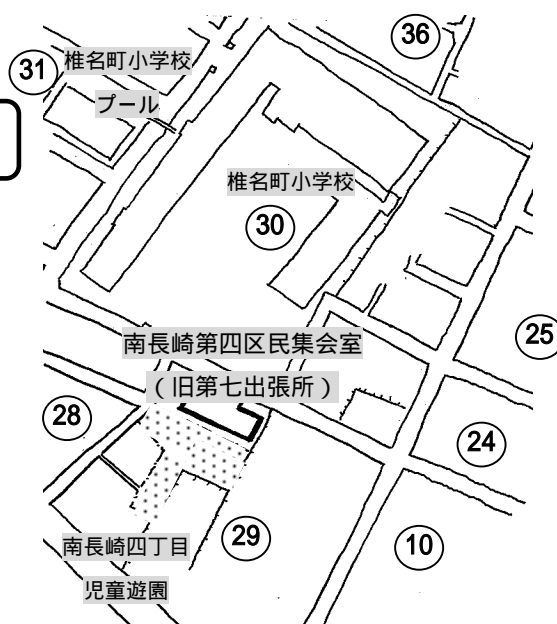
2 敷地面積

416㎡

3 建物概要

(1) 延床面積 423㎡

(2) 構造等 RC造 2/0F





(3) 建築年度 昭和44年度

(4) 耐震対策 未実施

4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域

第二種高度地区

準防火地域

建ぺい率60%

容積率200%

前面道路幅員4.30m<sup>2</sup>

5 施設の現況

平成12年度の出張所改革により、第7出張所が廃止され、南長崎第四区民集会室となっている。

【活用案】

区民ひろばに再編後に区民集会室は廃止する。跡施設は、区民ひろばとして暫定的に利用し、長崎中学校敷地に総合体育施設（区民ひろばを含む。）を整備後に隣接する公共施設の拡張用地として活用する。

長崎第一区民集会室（旧第八出張所）

1 所在地

長崎4-45-6

2 敷地面積

348m<sup>2</sup>

3 建物概要

(1) 延床面積 328m<sup>2</sup>

(2) 構造等 RC造 2/0F

(3) 建築年度 昭和54年度

(4) 耐震対策 未実施

4 用途地域等

第一種低層住居専用地域

第一種高度地区

準防火地域

建ぺい率60%

容積率150%

前面道路幅員4.00m

5 施設の現況

平成12年度の出張所改革により、第八出張所が廃止され、長崎第一区民集会室と



なっている。

### 【活用案】

区民ひろばに再編後廃止し、資産活用（売却）を検討する。

#### 要町第三区民集会室（旧第九出張所）

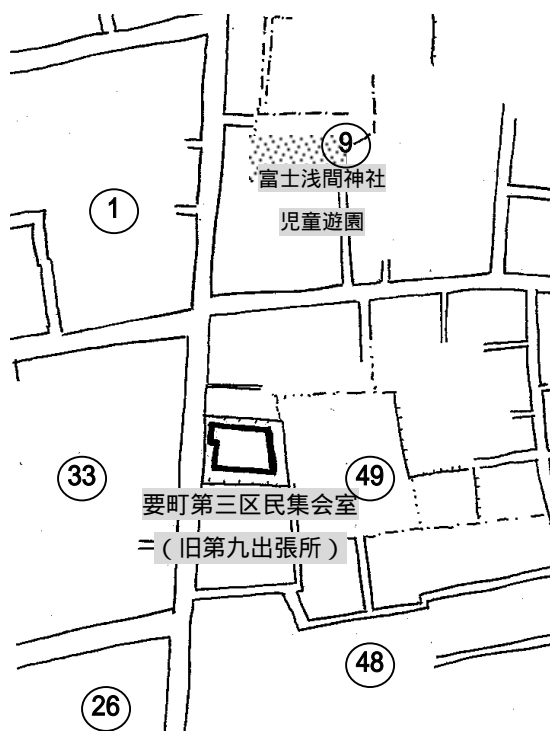
### 【現状】

- 1 所在地  
要町 1 - 49 - 10
- 2 敷地面積  
330㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 339㎡
  - (2) 構造等 RC造 2/0F
  - (3) 建築年度 昭和45年度
  - (4) 耐震対策 未実施

- 4 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率200%  
前面道路幅員4.54m

- 5 施設の現況

平成12年度の出張所制度の改革により、第九出張所が廃止され、区民集会室となっている。



### 【活用案】

区民ひろばに再編後廃止し、資産活用（売却）を検討する。

#### 南池袋第一区民集会室

### 【現状】

- 1 所在地  
南池袋 2 - 46 - 13

## 2 敷地面積

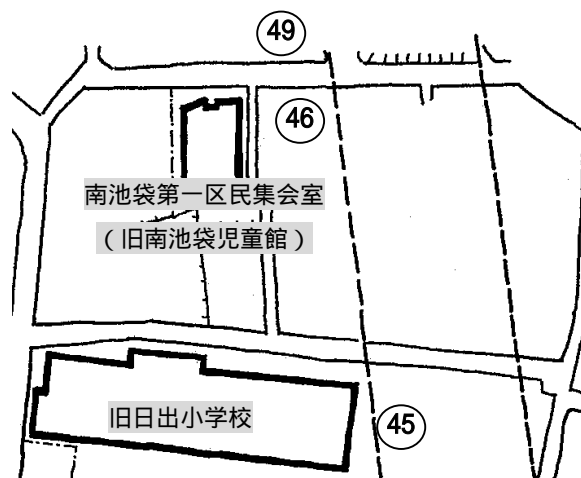
646㎡

## 3 建物概要

- (1) 延床面積 93㎡
- (2) 構造等 RC造 2/0F
- (3) 建築年度 昭和56年度
- (4) 耐震対策 未実施

## 4 用途地域等

第一種住居地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率300%  
前面道路幅員5.65m



## 5 施設の現況

雑司が谷児童館第二学童クラブ室(床面積:550㎡)と南池袋第一区民集会室(床面積:93㎡)の複合施設となっている。なお、学童クラブ室の一部を福祉活動団体に使用許可している。

### 【活用案】

区民ひろばに再編後廃止し、日出小学校跡地の活用や環状5の1号線の整備にあわせた面的整備用地として活用方法を検討する。

## 巣鴨第二児童館

### 【現状】

#### 1 所在地

巣鴨5-16-5

#### 2 施設概要

- (1) 床面積 507㎡  
(民間建物2階部分を借上げ)
- (2) 構造等 SRC造 14/1F

#### 3 借上経費

- (1) 賃料 26,218千円/年
- (2) 共益費 3,034千円/年



### 【活用案】

借上げ施設であり、区民ひろばに再編後廃止し、返却する。

## 東池袋第一区民集会室

### 【現状】

- 1 所在地  
東池袋 5 - 39 - 18
- 2 敷地面積  
1,586㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 69㎡
  - (2) 構造等 RC造 3/1F
  - (3) 建築年度 昭和53年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
商業・第一種住居地域  
第三種高度地区  
防火地域・準防火地域  
建ぺい率 80・60%  
容積率 500・300%  
前面道路幅員 25.00m
- 5 施設の現況  
中央図書館（床面積：2,873㎡）と東池袋第一区民集会室（床面積：69㎡）の複合施設となっている。



### 【活用例】

区民ひろばに再編後廃止し、資産活用（売却）を検討する。ただし、併設施設のため図書館移設まで暫定的に区民ひろばとして利用する。

## 東池袋第四区民集会室

### 【現状】

- 1 所在地  
東池袋 4 - 32 - 15
- 2 建物概要
  - (1) 延床面積 313㎡
  - (2) 構造等 SRC造 9/1F
  - (3) 建築年度 平成7年度
- 3 用途地域等  
第一種住居地域



準防火地域  
建ぺい率 60 %  
容積率 300 %  
前面道路幅員 11 m

#### 4 施設の現況

ソシエ東池袋の区民住宅内に設置され区民集会室として利用している。

### 【活用案】

借上げ施設であり、区民ひろばに再編後廃止し、返却する。

### 目白第一区民集会室

#### 【現状】

- 1 所在地  
目白4 - 31 - 8
- 2 敷地面積  
780 m<sup>2</sup>
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 1,154 m<sup>2</sup>
  - (2) 構造等 RC造 2 / 1 F
  - (3) 建築年度 昭和55年度
  - (4) 耐震対策 未実施

- 4 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率 60 %  
容積率 300 %  
前面道路幅員 4.20 m

#### 5 施設の現況

目白図書館（床面積：1,076 m<sup>2</sup>）と目白第一区民集会室（床面積：77 m<sup>2</sup>）の複合施設となっている。



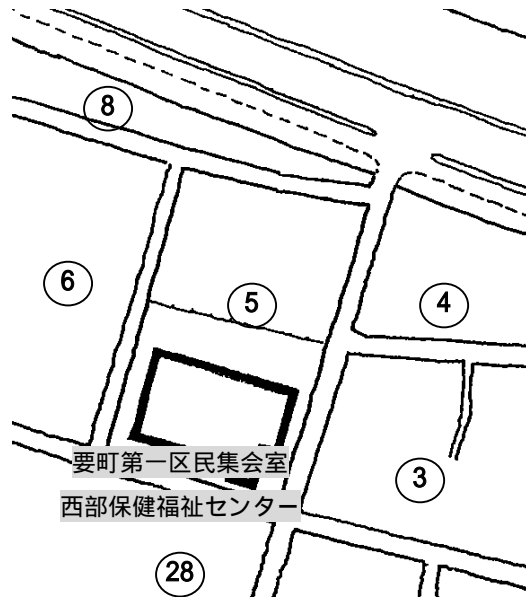
### 【活用案】

区民ひろばに再編後廃止し、資産活用（売却）を検討する。ただし、併設施設のため図書館廃止まで暫定的に区民ひろばとして利用する。

## 要町第一区民集会室

### 【現状】

- 1 所在地  
要町 1 - 5 - 1
- 2 敷地面積  
1,308㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 204㎡
  - (2) 構造等 RC造 2/1F
  - (3) 建築年度 昭和49年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率200%  
前面道路幅員4.36m
- 5 施設の現況  
西部保健福祉センター（床面積：775㎡）、要町第一区民集会室（床面積：204㎡）、要町第一児童館（床面積：627㎡）、要町備蓄倉庫（床面積：335㎡）の複合施設。



### 【活用案】

区民ひろばに再編後、区民集会室は廃止する。跡施設は区民ひろばとして暫定的に利用し、平和小学校跡地に区民ひろばを整備後に資産活用（売却）を検討する。

都立雑司が谷霊園

## 雑司が谷児童館

### 【現状】

- 1 所在地  
雑司が谷 1 - 22 - 8
- 2 敷地面積  
787㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 593㎡
  - (2) 構造等 RC造 2/0F



- (3) 建築年度 昭和55年度
- (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第三種高度地区
  - 準防火地域
  - 建ぺい率60%
  - 容積率300%
  - 前面道路幅員4.3m
- 5 施設の現況
  - 雑司が谷児童館(593㎡)雑司が谷区民集会室(110㎡)の複合施設となっている。

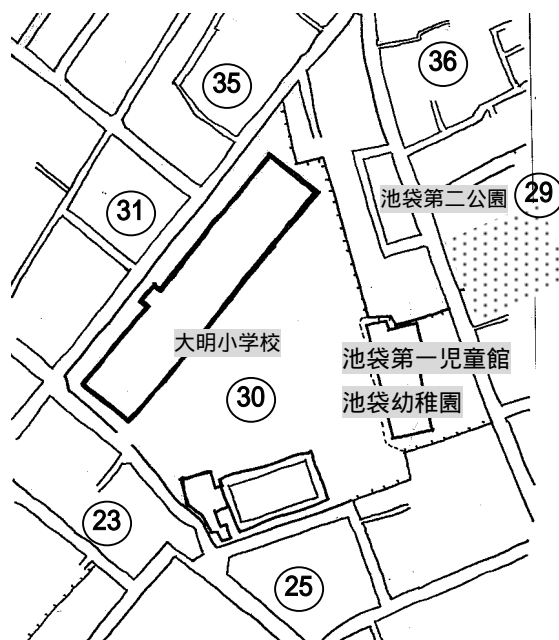
**【活用案】**

区民ひろばに再編後、児童館と区民集会室を廃止し、雑司が谷保育園の移設を検討する。

池袋第一児童館

**【現状】**

- 1 所在地
  - 池袋3-30-22
- 2 敷地面積
  - 983㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 609㎡
  - (2) 構造等 RC造 3/0F
  - (3) 建築年度 昭和48年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等
  - 近隣商業地域
  - 第三種高度地区
  - 準防火地域
  - 建ぺい率80%
  - 容積率300%
  - 前面道路幅員4m
- 5 施設の現況
  - 池袋第一児童館(609㎡)池袋幼稚園(411㎡)の複合施設となっている。



## 【活用案】

区民ひろばに再編後廃止し、跡地は、併設の池袋幼稚園建替え時に大明小学校敷地と一体化して施設整備用地として活用する。

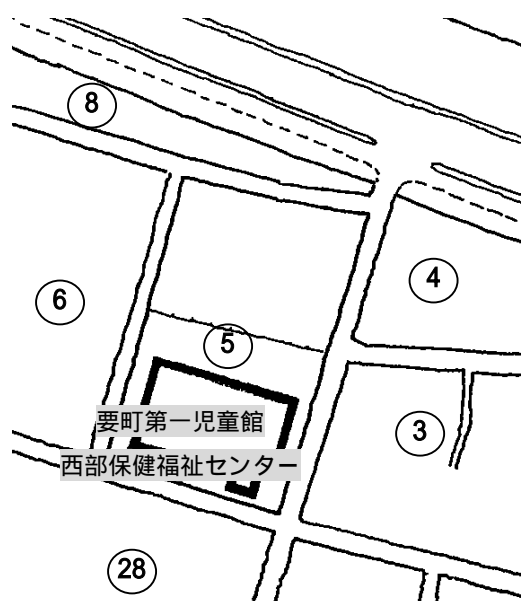
### 要町第一児童館

## 【現状】

- 1 所在地  
要町 1 - 5 - 1
- 2 敷地面積  
1,308㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 627㎡
  - (2) 構造等 RC造 2/1F
  - (3) 建築年度 昭和49年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
第一種中高層住居専用地域  
第二種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率200%  
前面道路幅員4.36m

- 5 施設の現況

西部保健福祉センター（床面積：775㎡）、要町第一区民集会室（床面積：204㎡）、要町第一児童館（床面積：627㎡）、要町備蓄倉庫（床面積：335㎡）の複合施設。



## 【活用案】

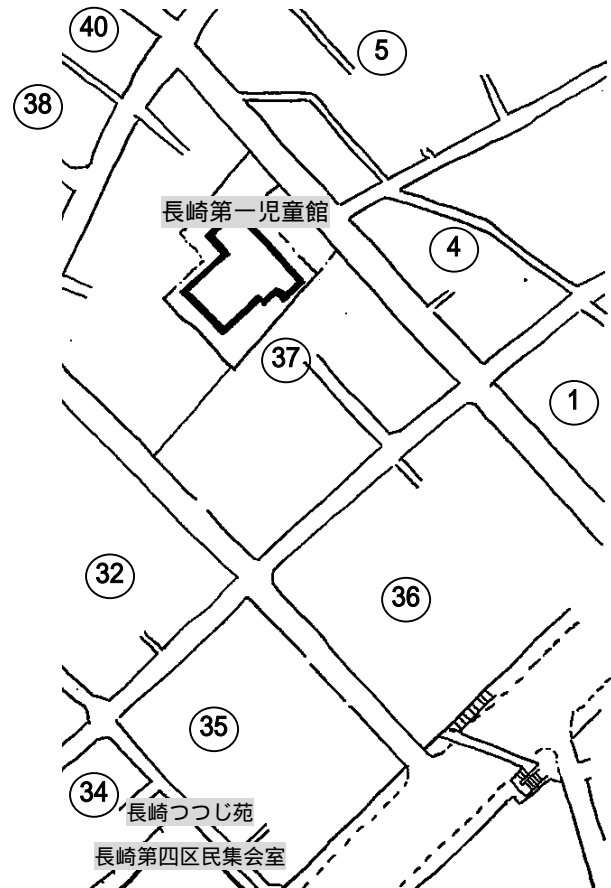
区民ひろばに再編後、児童館は廃止する。跡施設は区民ひろばとして暫定的に利用し、平和小学校跡地に区民ひろばを整備後に資産活用（売却）を検討する。



## 長崎第一児童館

### 【現状】

- 1 所在地  
長崎6 - 37 - 11
- 2 敷地面積  
716㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 595㎡
  - (2) 構造等 RC造 2/0F
  - (3) 建築年度 昭和57年度
  - (4) 耐震対策 新耐震設計
- 4 用途地域等  
第一種低層住居専用地域  
第一種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率150%  
前面道路幅員4m
- 5 施設の現況  
児童館として利用している。



### 【活用案】

区民ひろばに再編後廃止し、資産活用（売却）を検討する。

## 池袋ことぶきの家

### 【現状】

- 1 所在地  
池袋2 - 24 - 17
- 2 敷地面積  
493㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 511㎡
  - (2) 構造等 RC造 2/0F
  - (3) 建築年度 昭和49年度
  - (4) 耐震対策 未実施



4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域

第三種高度地区

準防火地域

建ぺい率 60%

容積率 300%

前面道路幅員 4 m

5 施設の現況

ことぶきの家(511㎡)池袋第一区民集会室(173㎡)の複合施設として利用している。

**【活用案】**

区民ひろばに再編後、ことぶきの家と区民集会室を廃止し、資産活用(売却)を検討する。

### 3. その他跡地等の活用

#### 男女平等推進センター（エポック10）

##### 【現状】

- 1 所在地  
西池袋1-11-1
- 2 施設概要  
(1) 床面積 943㎡  
(メトロポリタンプラザ10階の一部を借上げ)  
(2) 構造等 SRC造 22/4F
- 3 借上経費  
(1) 賃料 41,337千円/年  
(2) 共益費 3,444千円/年



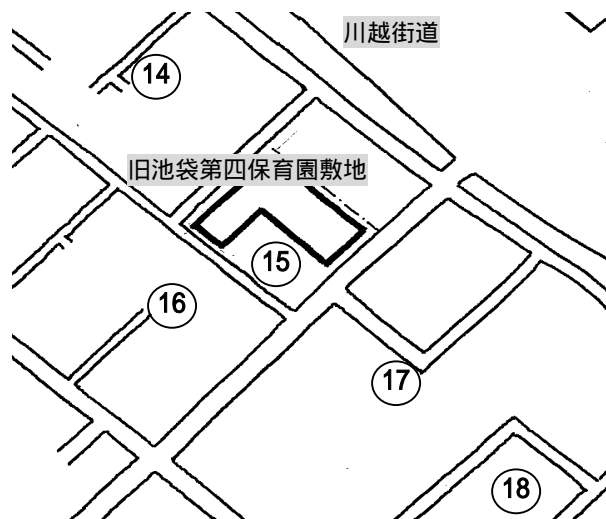
##### 【活用案】

借上げ施設であり、区有施設に移設後、返却する。

#### 旧池袋第四保育園

##### 【現状】

- 1 所在地  
池袋4-15-10
- 2 敷地面積  
1,049㎡
- 3 建物概要  
解体済み（平成14年度）
- 4 用途地域等  
近隣商業地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率80%  
容積率300%  
前面道路幅員
- 5 施設の現況



平成14年度中に建物が解体され、更地となっている。

## 【活用案】

### 1 活用内容

社会福祉法人の誘致により、知的障害者入所更生施設及び通所授産施設を整備中である。

### 2 施設整備概要

- (1) 整備規模 知的障害者入所更生施設(38床、ショートステイ4床含む)  
知的障害者通所授産施設(定員40名)

- (2) 整備手法 社会福祉法人フロンティア豊島に用地を売却して、当該法人が施設整備・管理運営を行う民設民営型とする。

- (3) 今後の予定 平成15年10月売買契約  
平成15年12月着工  
平成17年3月竣工予定  
平成17年4月開設

## 青年館建設予定地

### 【現状】

#### 1 所在地

池袋3-58

#### 2 敷地面積

1,267㎡

#### 3 用途地域等

第一種住居地域  
第三種高度地区  
準防火地域  
建ぺい率60%  
容積率300%  
前面道路幅員5.00m

#### 4 施設の現況

仮自転車保管所(収容台数850台)として利用している。



## 【活用案】

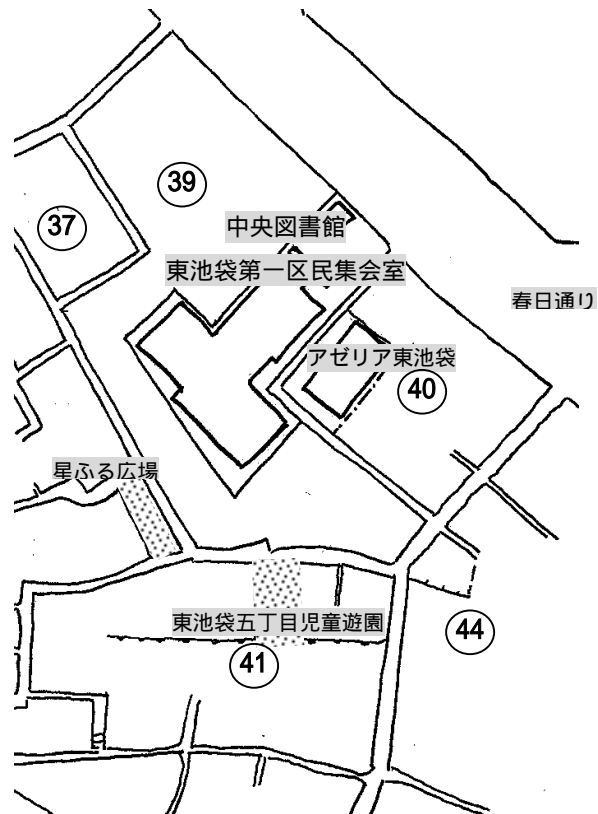
当面、仮自転車保管所として活用し、その機能が他の場所で代替でき次第、資産活用(売却)を検討する。

## 中央図書館

### 【現状】

- 1 所在地  
東池袋5 - 39 - 18
- 2 敷地面積  
1,586㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 2,943㎡
  - (2) 構造等 RC造 3/1F
  - (3) 建築年度 昭和53年度
  - (4) 耐震対策 未実施
- 4 用途地域等  
商業・第一種住居地域  
第三種高度地区  
防火地域・準防火地域  
建ぺい率80・60%  
容積率500・300%  
前面道路幅員25.00m
- 5 施設の現況

中央図書館（床面積：2,873㎡）と東池袋第一区民集会室（床面積：69㎡）の複合施設となっている。



### 【活用案】

東池袋四丁目地区市街地再開発ビルの新中央図書館整備後、跡地について資産活用（売却）を検討する。なお、併設の東池袋第一区民集会室は、中央図書館移設まで区民ひろばとして利用する。

## 旧第十一出張所（池袋本町第三区民集会室）

### 【現状】

- 1 所在地  
池袋本町1 - 12 - 5
- 2 敷地面積  
430㎡
- 3 建物概要
  - (1) 延床面積 353㎡
  - (2) 構造等 RC造、一部CB造 2/0F
  - (3) 建築年度 昭和41年度



(4) 耐震対策 未実施

4 用途地域等

第一種中高層住居専用地域

第三種高度地区

準防火地域

建ぺい率 60%

容積率 300%

前面道路幅員 4.36m

5 施設の現況

平成12年度の出張所制度の改革により、第十一出張所が廃止され、池袋本町第三区民集会室となっている。

**【活用案】**

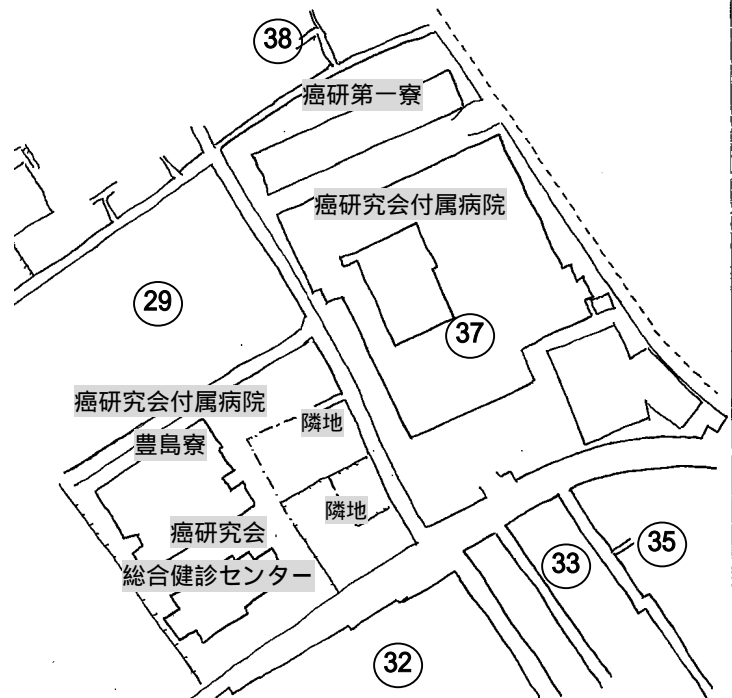
簡易裁判所跡地に建設予定の清掃合同庁舎に集会室的機能を整備後に廃止し、資産活用（売却）する。

#### 4. 用地の取得

##### 癌研究会附属病院用地

###### 【現状】

- 1 所在地  
上池袋1 - 37 - 1
- 2 敷地面積  
14,714㎡
- 3 用途地域等  
近隣商業  
第一種中高層住居専用地域  
第三種高度地区  
防火地域・準防火地域  
容積率400・300%  
建ぺい率80・60%  
前面道路幅員18.00m



###### 【活用案】

- 1 活用内容  
都市基盤整備公団が防災公園街区整備事業で整備後に一部を防災公園として取得する。また、当該整備事業で市街地整備する部分への公益施設の誘致についても検討する。
- 2 公園整備概要
  - (1) 施設規模 約4,100㎡
  - (2) 整備手法 防災公園街区事業
  - (3) 概算整備費 2,021百万円(土地取得費を含む)
  - (4) 供用開始年度 平成20年度(予定)

##### 清掃事業所用地

###### 【現状】

- 1 所在地  
池袋本町4 - 41
- 2 敷地面積  
4,407㎡
- 3 用途地域等  
準工業地域  
第三種高度地区



準防火地区

建ぺい率 60%

容積率 300%

前面道路幅員 4.50m

**【活用案】**

防災生活圏促進事業等により防災広場又は区営住宅（池袋本町二丁目区営住宅建替え）  
用地としての取得を検討する。



公共施設の再構築・区有財産の活用 案  
(素案の修正)

編集・発行 平成15年10月  
豊島区政策経営部企画課・区有財産活用担当課  
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1  
TEL (03)3981-1111(代表)